

報道関係各位

東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号
日本貸金業協会
会長 飯島 巖
問い合わせ先 企画調査部 調査課
電話番号 03-5739-3013
FAX 番号 03-5739-3027

「貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査」報告

～ 希望どおり借入れできない総量規制該当者の約 8 割が、衣料費、食費等の補填など
日常生活を維持するための借入れを必要としており、
希望どおり借入れできない(あるいは借入れを諦めた)個人事業主の約 6 割は、
事業資金の補填を必要としている ～

日本貸金業協会では、資金需要者の動向及び改正貸金業法の完全施行の影響等を把握するため、今般、総量規制該当者と専業主婦(主夫)、個人事業主を対象として、「貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査(調査期間:2010年8月26日から9月17日)」を実施いたしました。

本アンケート結果から得られた調査・分析結果を公表いたします。

【主な調査結果】

I. 総量規制該当者調査より

1. 総量規制(*1)に該当する借入利用者は、改正貸金業法(*2)の完全施行日(6月18日)以降、新規の申し込みで41%、既存の借入枠利用では70%が借入れの申し込みを行った〔資料編 P2-P3〕

- 総量規制に該当する借入利用者(以下「総量規制該当者」と言う)に対して、改正貸金業法の完全施行日以降の借入れの申し込み状況について調査したところ、新規の申し込みについては41%が借入れの申し込みを行ったと回答し、59%が行わなかったと回答した。一方、既に契約している借入枠内での利用については、借入れの申し込みを行ったと回答した割合が70%となった。
- 借入れの申し込みを行わなかったとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから」が71%と最も高く、次いで「借入先からの通知等で新たな借入れができないことを知ったから」が20%、「親族、友人、知人等から借入れを行ったから」が6%と続いた。(複数回答)

(*1) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付けを禁止する規制(一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の3分の1を超える貸付けを禁止したもの)。

(*2) 2006年12月13日、「上限金利の引き下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行された。2010年6月18日出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法第4条施行(完全施行)が行われた。

2. 希望どおり借入れできなかつた、あるいは借入れを諦めたとした総量規制該当者(69%)が、その際に困ったことでは、衣料費・食費等の補填、税金の支払いなど日常の生活を維持する上で必要な項目が上位を占める〔資料編 P4-P6〕

- 希望どおり借入れできなかつた、あるいは借入れを諦めたとした回答者(69%)に対して、その際に困ったことについて調査したところ、「衣料費・食費等の補填(40%)」、「住民税・自動車税等の税金の支払い(32%)」といった日常の生活を維持する上で必要な項目が上位を占めた。(複数回答)

3. 希望どおり借入れできなかつたとした総量規制該当者(42%)のうち、76%が衣料費、食費等の補填など日常の生活を維持するための借入れを必要と回答〔資料編 P7-P10〕

- 今後の借入れの必要性について調査したところ、今後の借入れが必要であると回答した割合は、回答者全員で63%、希望どおり借入れすることができなかつたとした回答者(42%)では76%を占めた。
- 今後の借入れが必要とした回答者に対して、借入れの用途について調査したところ、「衣料費・食費等の補填」が51%と最も高く、次いで「住民税・自動車税等の税金の支払い」が35%、「電気・ガス・水道等の光熱費の支払い」が33%と続いた。(複数回答)
- 現在の借入れの返済余力について調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(37%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(15%)」をあわせて52%となった。一方、「月々の返済に困っている」と回答した割合は48%となった。

4. 借入残高を段階的に減らしていくための借換え(*3)の利用意向については、43%が是非利用したいと回答し、41%は利用を検討する可能性があると回答〔資料編 P14〕

- 複数の借入れを返済期間が長く月々の返済負担も少ない1本の借入れに借り換えることが可能なサービスの利用意向について調査したところ、「是非利用したい」が43%と最も高く、次いで「利用を検討する可能性がある」が41%、「利用しない」が9%となった。

(*3) 「借り手の目線に立った10の方策」により、総量規制に該当している借り手が、これまでのリボルビング契約に基づく借入れについて、返済期間が長く、月々の返済負担も少ない、一本の借入れに借り換えることによって、段階的に借入残高を減らすことが可能となる措置が講じられ、段階的な返済のための借換えを総量規制の例外としている。

5. 総量規制該当者の79%がヤミ金融は利用しないと回答した一方で、20%はヤミ金融を利用する可能性があると回答〔資料編 P15-P19〕

- ヤミ金融等非正規業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(2%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(5%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(9%)」をあわせて16%となった。
- ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかつたから(53%)」、「緊急にお金が必要になったから(46%)」が上位を占めた。(複数回答)

- ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、79%が「どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者から借入れしない」と回答した。一方、利用する可能性があると回答した割合は、「必要に応じて、借入れを検討する(4%)」、「どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない(16%)」を合わせて20%となった。

6. 総量規制該当者の53%がクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しないと回答した一方で、33%は利用する可能性があると回答【資料編 P20-P23】

- クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)(9%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(4%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(7%)」を合わせて20%となった。
 - クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」が71%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」が33%と続いた。(複数回答)
 - クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、53%が「どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しないと回答した。一方、利用する可能性があると回答した割合は、「必要に応じて、利用を検討する(8%)」、「どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない(25%)」を合わせて33%となっており、さらに「クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用しなくても現金化できるので利用しない(12%)」といった回答も見られた。
- (*4) クレジットカードで商品を購入させ、手数料を差し引いた金額で買い取る業者や、ほとんど価値のないものをクレジットカードで購入させ、その代金の何割かをキャッシュバックする業者等を指す。これらに限らず、換金目的でクレジットカードを利用することは、クレジットカード会社の会員規約に違反する行為で、クレジットカードの利用ができなくなったり、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースもある。

II. 専業主婦(主夫)調査より

1. 希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めたとした専業主婦(主夫)(53%)が、その際に困ったことでは、衣料費・食費等の補填や医療費に関するものが上位を占める〔資料編 P29-P34〕

- 希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めたとした回答者(53%)に対して、その際に困ったことについて調査したところ、「衣料費・食費等の補填(51%)」、「電気・ガス・水道等の光熱費の支払い(34%)」、「医療費(27%)」といった回答が上位を占めた。(複数回答)
- 現在の借入れの返済余力について調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(50%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(17%)」をあわせて67%となった。一方、「月々の返済に困っている」と回答した割合は33%となった。

2. 借入残高のある専業主婦(主夫)の 84%が、借入れの際に必要な書類(*5)の提出をしていないと回答〔資料編 P35-P36〕

- 借入れの際に必要な書類(*5)を提出したかどうか調査したところ、「書類を提出しなかった」と回答した割合は84%となった。
- 借入れに必要な書類を提出しなかったとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「配偶者が借入れを知らず、配偶者に書類提出を相談する(借金を打ち明ける)ことができないから」が35%と最も高く、次いで「配偶者の個人情報(住民票や収入証明等)を提出するのに抵抗があるから」が26%と続いた。
- 配偶者が借入れを知らず、書類提出を相談することができないとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「配偶者の反応がこわい(42%)」、「これまでの夫婦関係を壊したくない(32%)」、「配偶者に対して相談するのが恥ずかしかったから(11%)」が上位を占めた。

(*5) 配偶者貸付の場合、以下の3つの書類が必要となる。

①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面

3. 専業主婦(主夫)の 92%がヤミ金融は利用しないと回答した一方で、7%はヤミ金融を利用する可能性があるとは回答〔資料編 P38-P41〕

- ヤミ金融等非正規業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在は残高なし)(3%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(5%)」をあわせて8%となった。
- ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、92%が「どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者から借入れしない」と回答した。一方、利用する可能性があるとは回答した割合は、「必要に応じて、借入れを検討する(1%)」、「どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない(6%)」を合わせて7%となった。

4. 専業主婦(主夫)の 65%がクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しないと回答した一方で、21%は利用する可能性があるとは回答〔資料編 P42-P45〕

- クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在もクレジットカード会社に利用分の残高あり)(6%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(2%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(3%)」を合わせて11%となった。
- クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、65%が「どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない」と回答した。一方、利用する可能性があるとは回答した割合は、「必要に応じて、利用を検討する(5%)」、「どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない(16%)」を合わせて21%となっており、さらに「クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用しなくても現金化できるので利用しない(12%)」といった回答も見られた。

Ⅲ. 個人事業主調査より

1. 希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めたとした個人事業主(75%)が、その際に困ったことでは、事業資金の補填が56%と最も高い〔資料編 P51-P56〕

- 希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めたとした回答者(75%)に対して、その際に困ったことについて調査したところ、「事業資金の補填(56%)」、「国民健康保険の保険料の支払い(42%)」、「住民税・自動車税等の税金の支払い(41%)」「国民年金保険料の支払い(39%)」といった回答が上位を占めた。(複数回答)
- 現在の借入れの返済余力について調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(33%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(21%)」をあわせて54%となった。一方、「月々の返済に困っている」と回答した割合は46%となった。

2. 個人での借入金を事業性資金に転用した経験があるとした個人事業主(65%)のうち、76%は今後新たな借入れが必要と回答〔資料編 P57-P58〕

- 個人としての借入金を事業性資金へ転用したことがあるかどうか調査したところ、転用したことがあると回答した割合は65%となった。
- 転用したことがあるとした回答者に対して、改正貸金業法の完全施行日以降に個人として希望どおり借入れすることができたか調査したところ、「希望どおり借入れすることができた」が41%、「希望どおり借入れすることができなかった」が59%となった。
- 転用したことがあるとした回答者に対して、今後の新たな借入れが必要かどうかについて調査したところ、76%が必要と回答した。

3. 個人事業主の78%がヤミ金融は利用しないと回答した一方で、21%はヤミ金融を利用する可能性があると回答〔資料編 P60-P63〕

- ヤミ金融等非正規業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在も残高あり)(2%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(6%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(11%)」をあわせて19%となった。
- ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」が64%、「緊急にお金が必要になったから」が44%となった。(複数回答)
- ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、78%が「どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者から借入れしない」と回答した。一方、利用する可能性があると回答した割合は、「必要に応じて、借入れを検討する(4%)」、「どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない(17%)」を合わせて21%となった。

4. 個人事業主の 49%がクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しないと回答した一方で、34%は利用する可能性があるとは回答〔資料編 P64-P67〕

- クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在もクレジットカード会社に利用分の残高あり)(8%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(5%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(8%)」を合わせて21%となった。
- クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、49%が「どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない」と回答した。一方、利用する可能性があるとは回答した割合は、「必要に応じて、利用を検討する(8%)」、「どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない(26%)」を合わせて34%となっており、さらに「クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用しなくても現金化できるので利用しない(15%)」といった回答も見られた。

以上

調 査 概 要

1. 調査方法

調査対象	調査会社に登録している 20 歳以上のインターネットモニター
回答者数	<ul style="list-style-type: none"> ・プレ調査:244,035 名 ・総量規制該当者:1,000 名(*1) ・専業主婦(主夫):500 名(*2) ・個人事業主:500 名(*2) <p>(*1)現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する 1,000 名を抽出</p> <p>(*2)現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある専業主婦(主夫)500 名と総量規制に該当する個人事業主 500 名を抽出</p>
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2010 年 8 月 26 日から 9 月 17 日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	楽天リサーチ株式会社

2. 調査目的

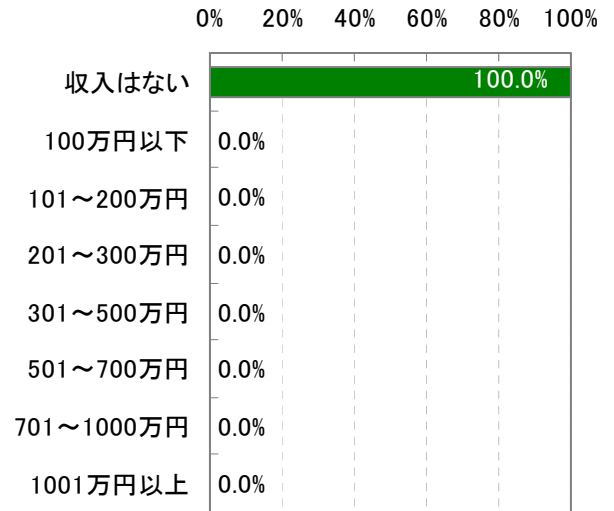
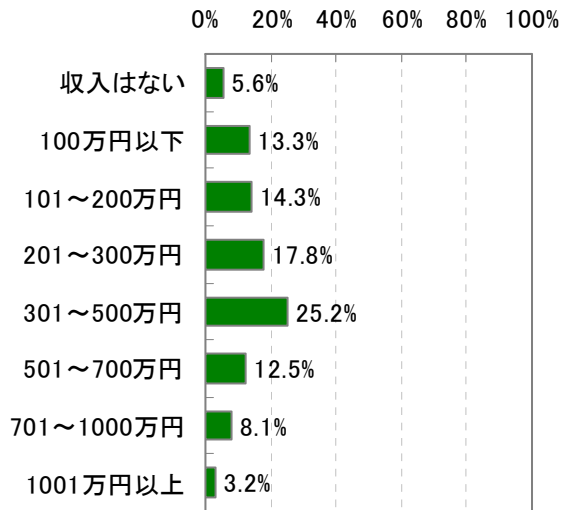
プレ調査	総量規制該当者、専業主婦(主夫)、総量規制に該当する個人事業主を抽出するために実施する調査。
総量規制該当者	現在、消費者金融会社、クレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当している借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行による影響、セーフティネット、ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者等の利用状況等を把握するために実施する調査。
専業主婦(主夫)	現在、消費者金融会社、クレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、今回の法改正にて、相応の影響を受けることが想定される専業主婦(主夫)に対して、改正貸金業法の完全施行による影響、必要書類の提出状況、ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者等の利用状況等を把握するために実施する調査。
個人事業主	現在、消費者金融会社、クレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、今回の法改正にて、相応の影響を受けることが想定される個人事業主に対して、改正貸金業法の完全施行による影響、個人の借入金の事業性資金への転用経験、ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者等の利用状況等を把握するために実施する調査。

標 本 構 成

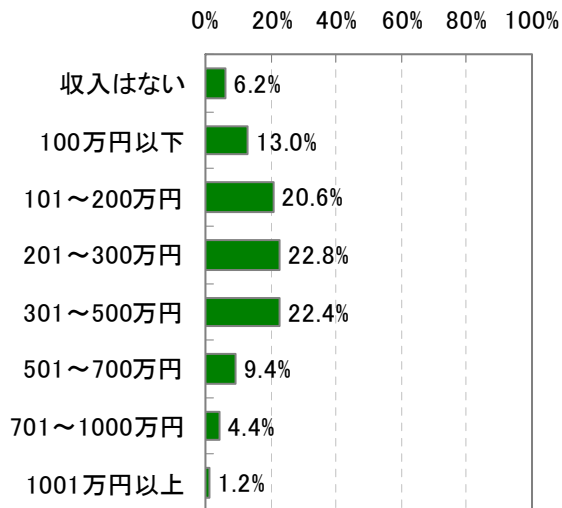
1. 個人年収

<総量規制該当者(専業主婦(主夫)、個人事業主を除く) n=1,000>

<専業主婦(主夫) n=500>



<個人事業主 n=500>



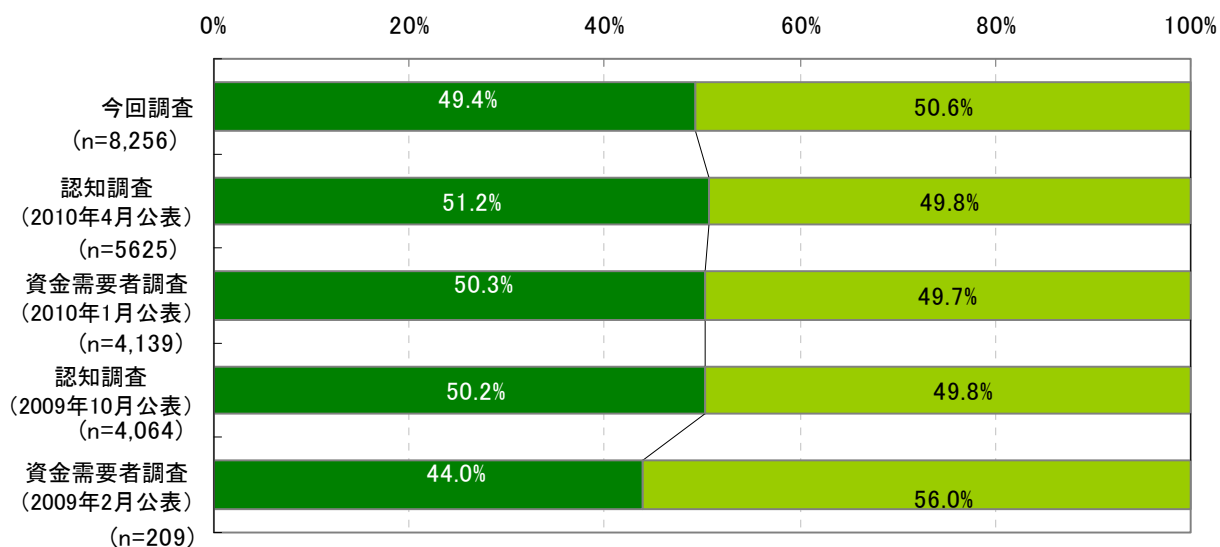
2. 総量規制該当比率

(1) 消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率

プレ調査 244,035 名のうち、消費者金融会社の借入利用者における借入総額の年収に占める割合を調査したところ、49.4%が年収の3分の1を超える借入残高がある。

【消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率】

<消費者金融会社の借入利用者 n=8,256>



■ 借入総額が年収の3分の1を超える方

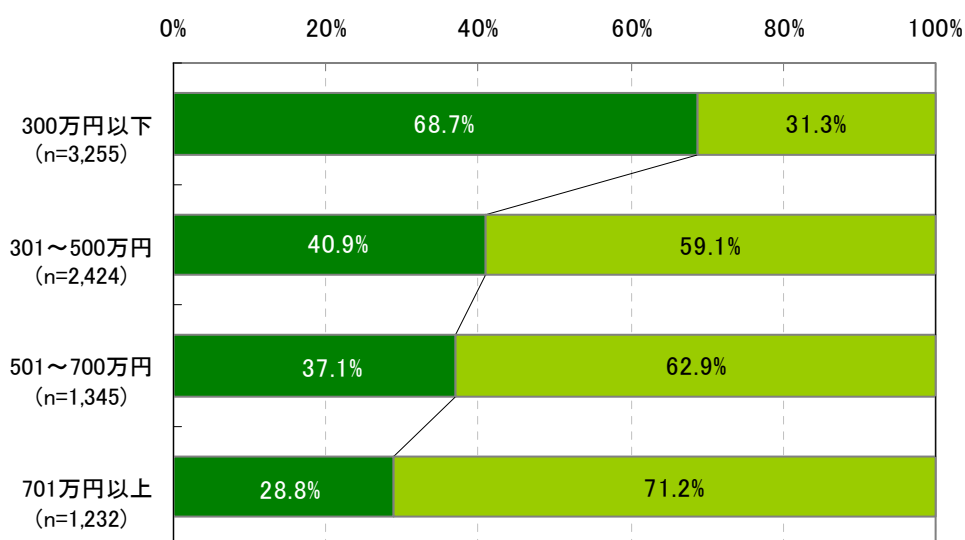
■ 借入総額が年収の3分の1以下の方

(2) 年収別総量規制該当比率

消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率を所得階層別に見てみると、借入総額が年収の3分の1を超える割合は、年収300万円以下では68.7%、年収301～500万円では40.9%、501～700万円では37.1%、年収701万円以上では28.8%と年収が低い層ほど、総量規制に該当する割合が高い。

【消費者金融会社の借入利用者の所得階層別の総量規制該当比率】

<消費者金融会社からの借入利用者 n=8,256>



■ 借入総額が年収の3分の1を超える方

■ 借入総額が年収の3分の1以下の方

「貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査」報告

＜資料編＞

平成22年11月19日

日 本 貸 金 業 協 会

調査結果

I. 総量規制(*1)該当者調査

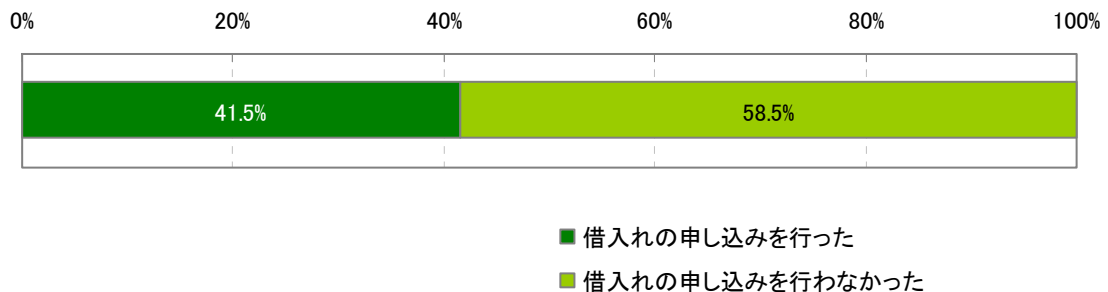
1. 改正貸金業法(*2)の完全施行日(6月18日)以降の借入れ状況に関する調査結果

(1) 新規申し込み状況

総量規制に該当する借入利用者(以下「総量規制該当者」と言う)に対して、6月18日以降に新規の借入れの申し込みを行ったかを調査したところ、「借入れの申し込みを行った」41.5%、「借入れの申し込みを行わなかった」58.5%となった。

【図1 総量規制該当者の6月18日以降の新規申し込み状況】

<総量規制該当者 n=1,000>



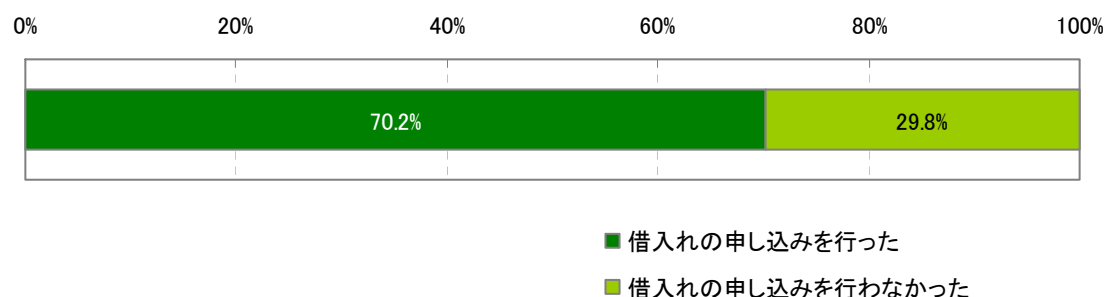
- (*1) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付けを禁止する規制(一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の3分の1を超える貸付けを禁止したもの)。
- (*2) 2006年12月13日、「上限金利の引き下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行された。2010年6月18日に出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法第4条施行(完全施行)が行われた。

(2) 既存借入れ枠の利用状況

6月18日以降に既存の借入枠を利用して借入れを行ったかを調査したところ、「借入れの申し込みを行った」70.2%、「借入れの申し込みを行わなかった」29.8%となった。

【図2 総量規制該当者の6月18日以降の既存借入れ枠の利用状況】

<総量規制該当者 n=1,000>

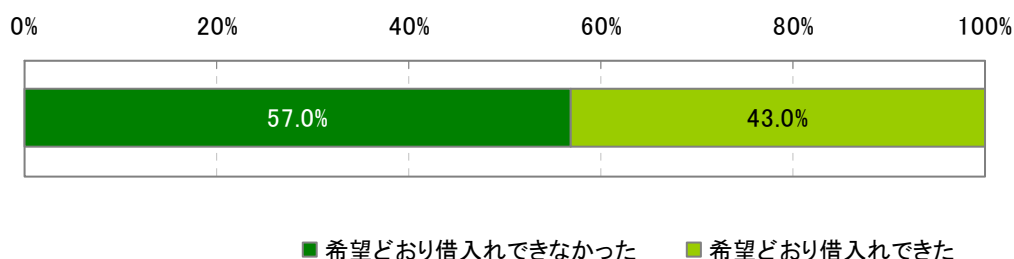


(3) 借入れ結果

6月18日以降に借入れの申し込みを行ったとした回答者に対して、6月18日以降の借入れの結果を確認したところ、「希望どおり借入れできなかった」が57.0%、「希望どおり借入れできた」が43.0%という結果となった。(*3)

【図3 総量規制該当者の6月18日以降の借入れ結果】

<6月18日以降に借入れ申し込みを行ったと回答した総量規制該当者 n=732>



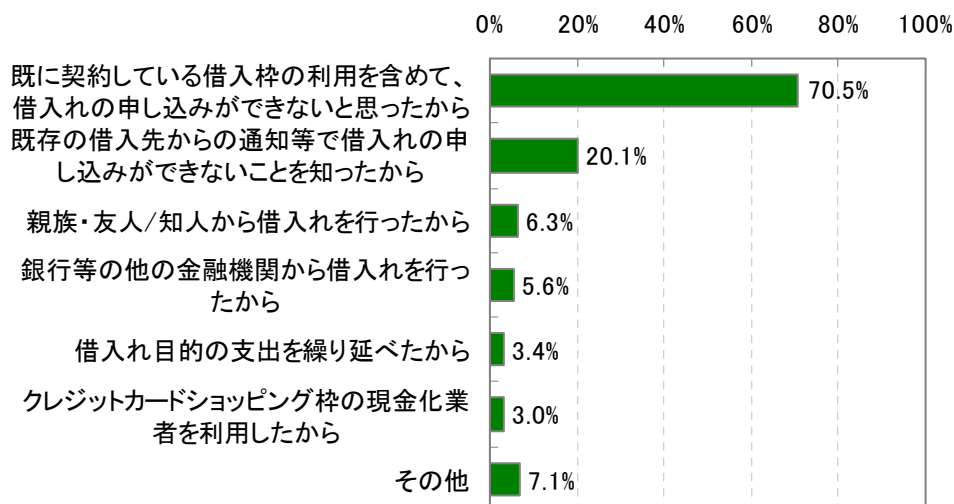
(*3) 借入れに必要な書類の取得には、3ヶ月に1度の調査と、その調査により自社の極度方式基本契約の極度額と他社からの借入金額が100万円を超えると判明した日から2カ月以内に年収証明書類を取得しなければいけないことから、完全施行日から最大で5ヶ月の期間があるため、調査時点では総量規制に該当していても「希望どおり借入れできた」とした回答も存在する。

(4) 借入れの申し込みを行わなかった理由

6月18日以降に借入れの申し込みを行わなかったとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「既に契約している借入枠の利用を含めて、借入れの申し込みができないと思ったから」が70.5%と最も高く、「既存の借入先からの通知等で借入れの申し込みができないことを知ったから」が20.1%、「親族・友人、知人等から借入れを行ったから」が6.3%と続いた。

【図4 総量規制該当者の6月18日以降に借入れの申し込みを行わなかった理由(複数回答)】

<6月18日以降に借入れの申し込みを行わなかったと回答した総量規制該当者 n=268>



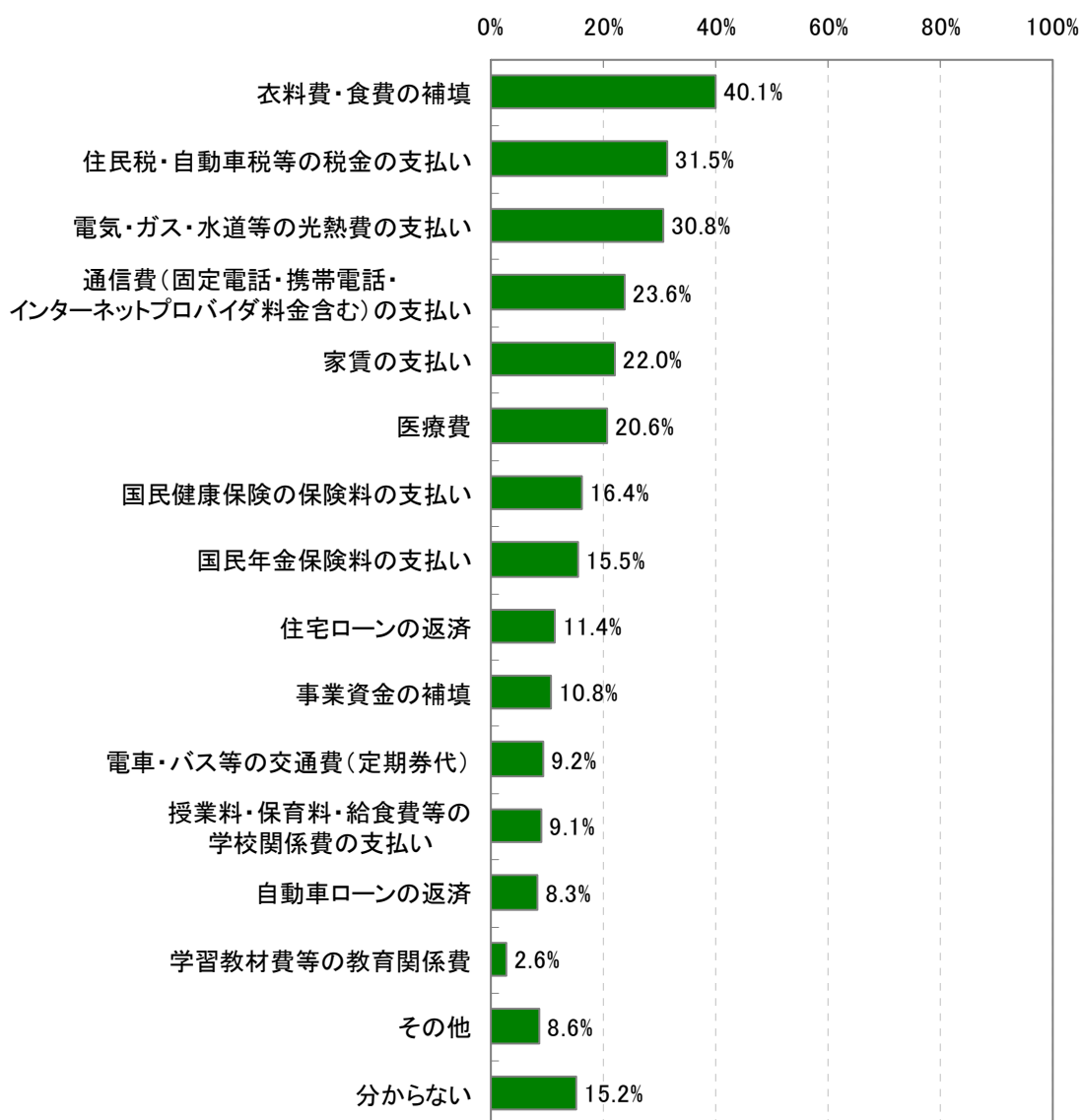
2. 希望どおり借入れできなかつた際の行動に関する調査結果

(1) 希望どおり借入れできなかつた、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと

希望どおり借入れできなかつた、あるいは借入れを諦めたとした回答者に対して、困ったことについて調査したところ、「衣料費・食費等の補填(40.1%)」、「住民税・自動車税等の税金の支払い(31.5%)」といった日常の生活を維持する上で必要な項目が上位を占めた。

【図 5 総量規制該当者の希望どおり借入れできなかつた、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと(複数回答)】

<希望どおり借入れできなかつた、あるいは借入れを諦めた総量規制該当者 n=685>



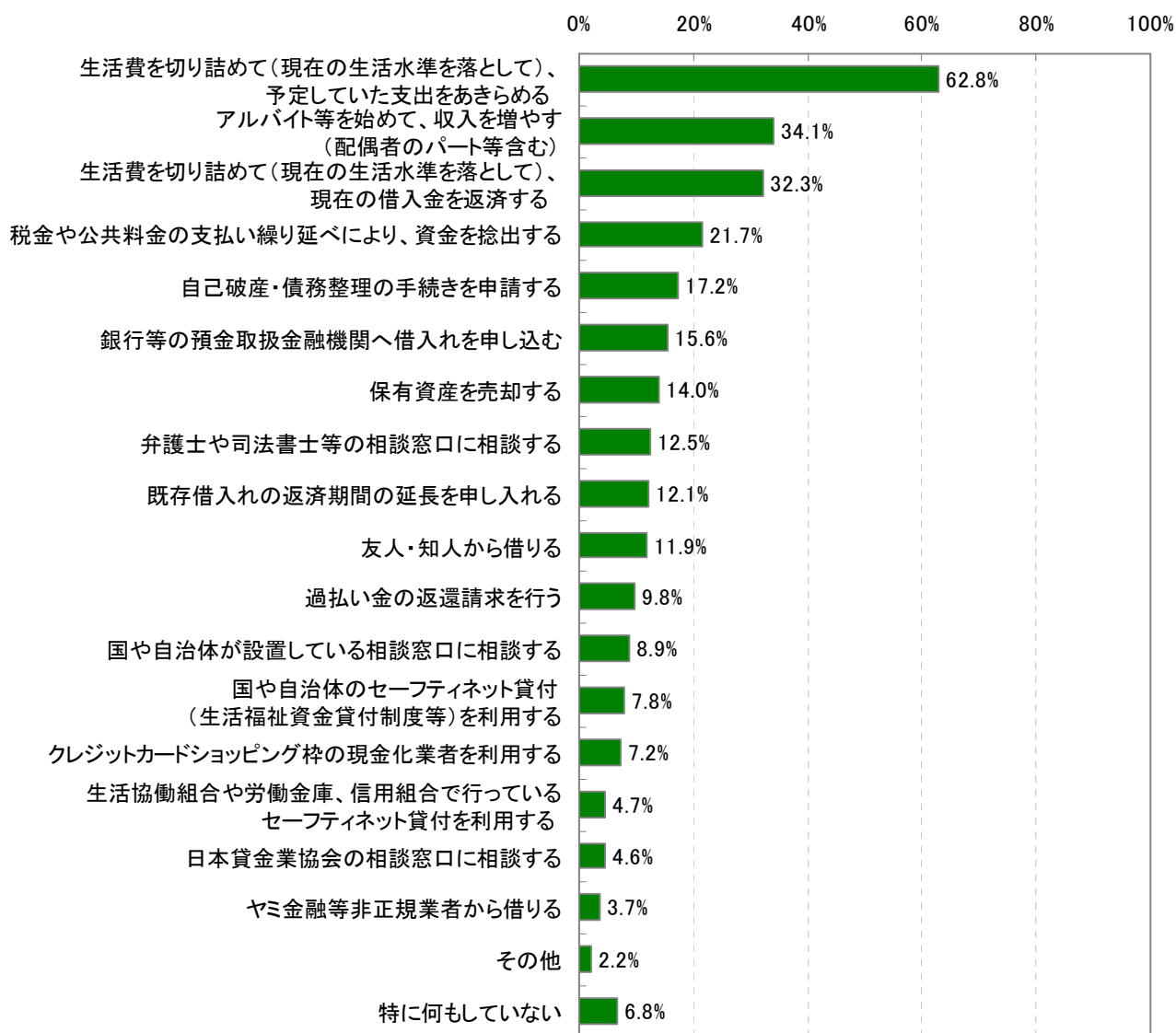
(2) 借入れできなくなると仮定した場合にとる行動

①回答者全員

今後貸金業者から一切の借入れができなくなると仮定した場合にとられる行動について調査したところ、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、予定していた支出をあきらめる」が62.8%と最も高く、次いで「アルバイト等を始めて、収入を増やす(配偶者のパート等含む)」が34.1%、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、現在の借入金を返済する」が32.3%となった。

【図 6 総量規制該当者の希望どおり借入れできなくなると仮定した場合にとる行動(複数回答)】

<総量規制該当者 n=1,000>

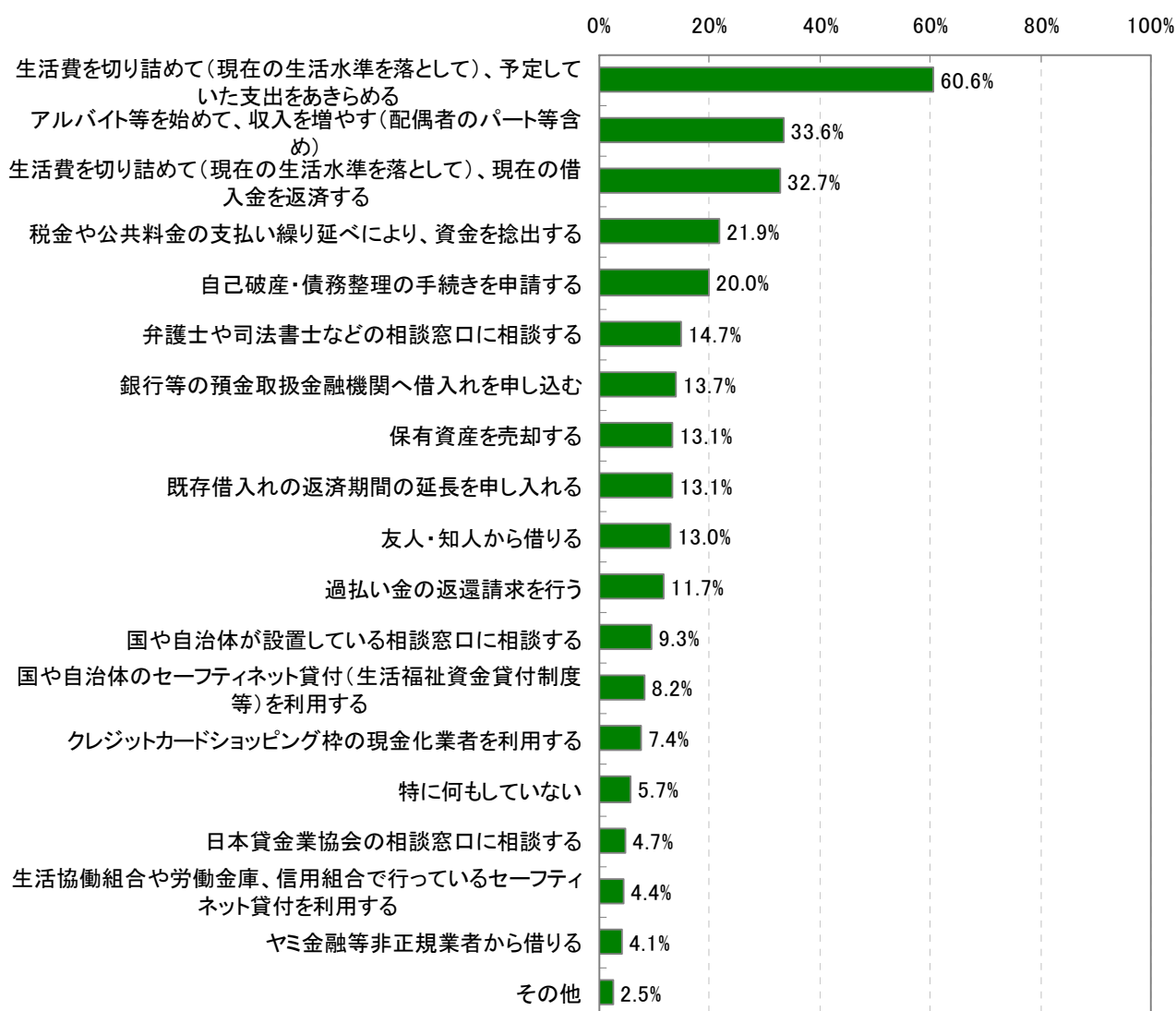


②希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めたとした回答者

希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めたとした回答者に対して、今後貸金業者から一切の借入れができなくなると仮定した場合にとると思われる行動について調査したところ、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、予定していた支出をあきらめる」が 60.6%と最も高く、次いで「アルバイト等を始めて、収入を増やす(配偶者のパート等含む)」が 33.6%、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、現在の借入金を返済する」が 32.7%となった。

【図 7 希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めた総量規制該当者が今後借入れできなくなると仮定した場合にとる行動(複数回答)】

<希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めた総量規制該当者 n=685>



3. 今後の借入れの必要性に関する調査結果

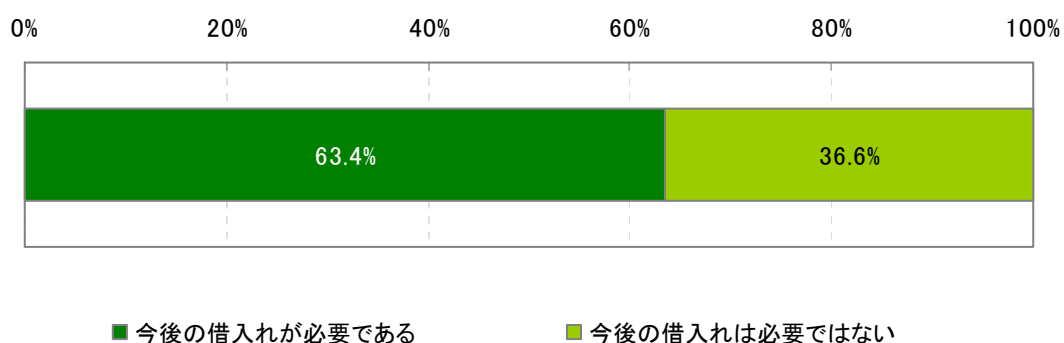
(1) 今後の借入れの必要性

①回答者全員

今後の借入れの必要性について調査したところ、63.4%が「今後の借入れが必要である」と回答した。

【図 8 総量規制該当者の今後の借入れの必要性】

<総量規制該当者 n=1,000>

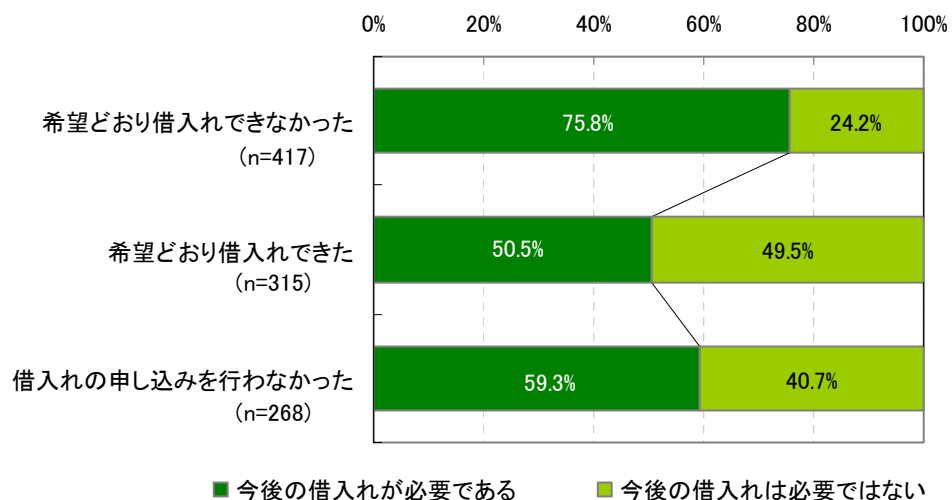


②借入状況別今後の借入れの必要性

借入状況別に今後の借入れの必要性について調査したところ、「希望どおり借入れできなかった」回答者の 75.8%、「希望どおり借入れできた」回答者の 50.5%、「借入れの申し込みを行わなかった」回答者の 59.3%が「今後の借入れが必要である」と回答した。

【図 9 総量規制該当者の借入状況別今後の借入れの必要性】

<総量規制該当者 n=1,000>



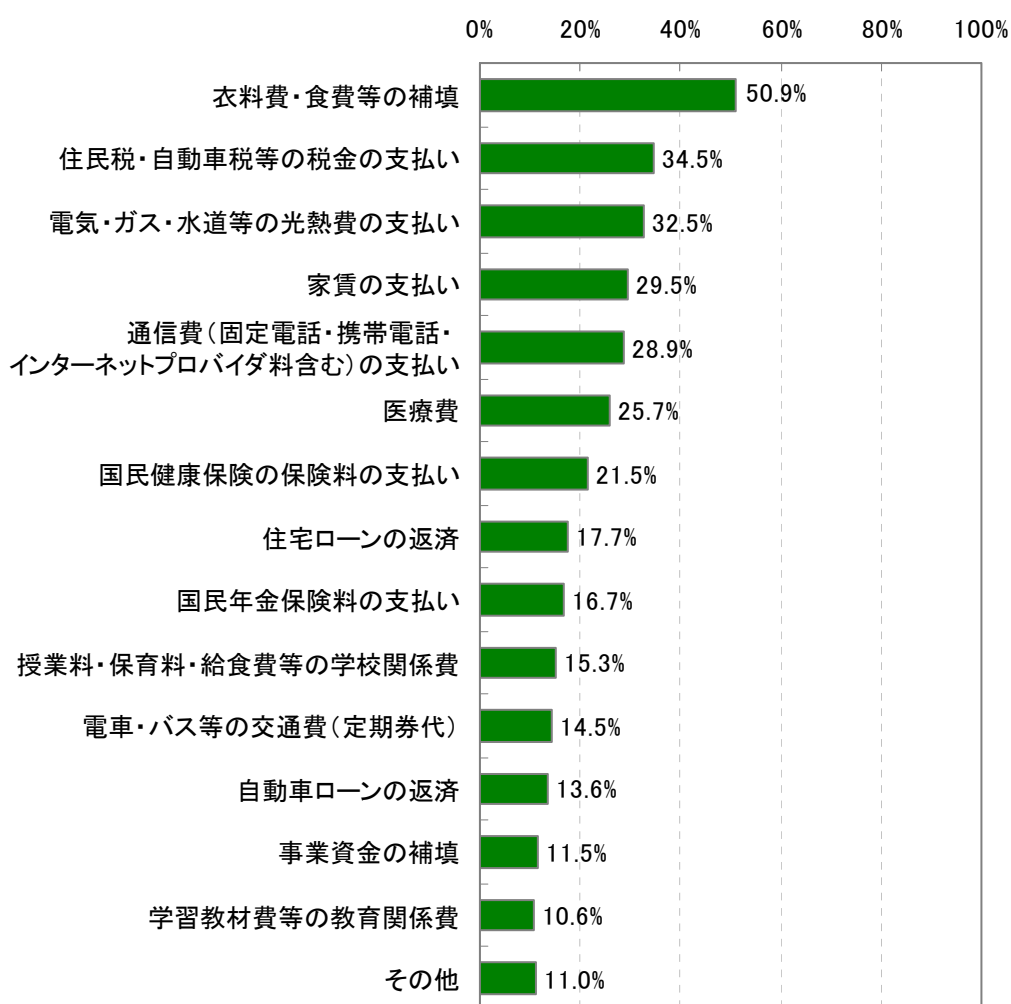
(2) 今後の借入れの使途

①回答者全員

今後の借入れが必要とした回答者に対して、今後の借入れの使途を調査したところ、「衣料費・食費等の補填(50.9%)」、「住民税・自動車税等の税金の支払い(34.5%)」、「電気・ガス・水道等の光熱費の支払い(32.5%)」が上位を占めた。

【図 10 総量規制該当者の今後の借入れの使途(複数回答)】

<今後の借入れが必要と回答した総量規制該当者 n=634>

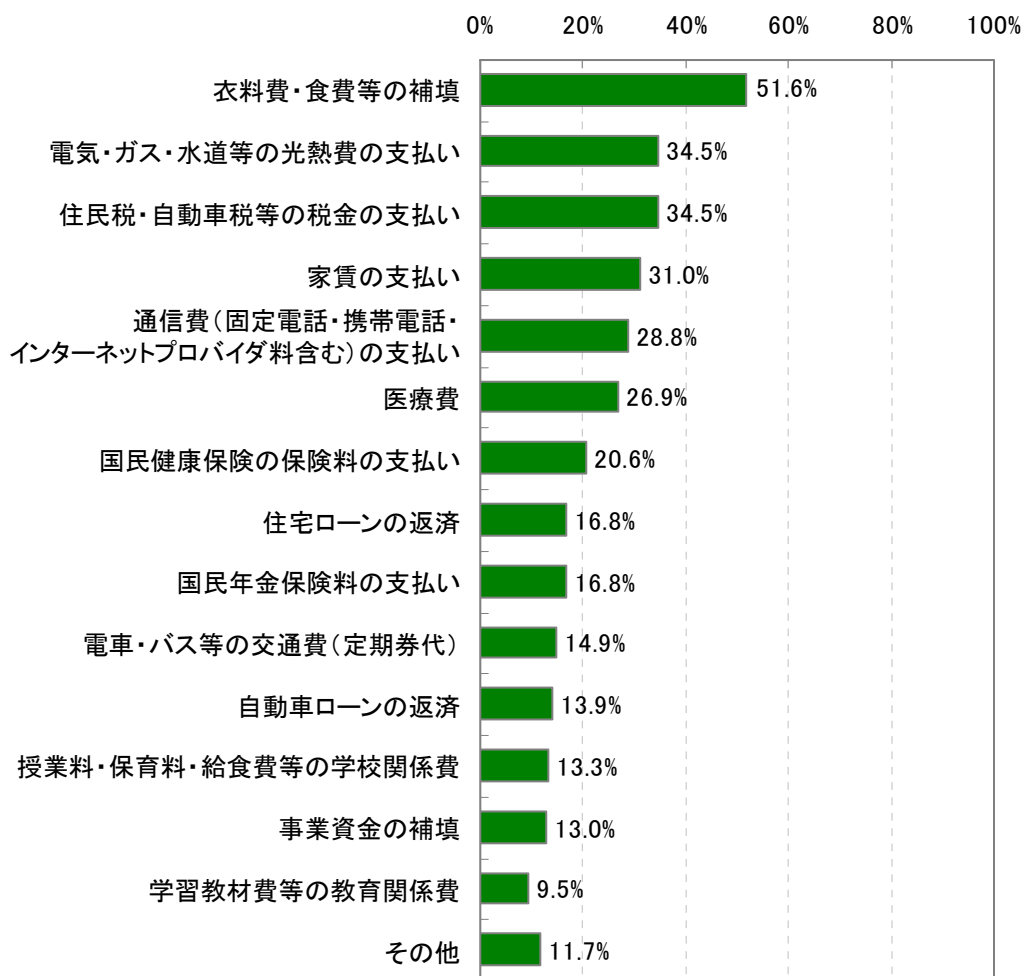


②希望どおり借入れできず今後の借入れが必要とした回答者

希望どおり借入れができなかったとした回答者に対して、今後の借入れが必要な回答者の借入れの用途を調査したところ、「衣料費・食費等の補填(51.6%)」、「電気・ガス・水道等の光熱費の支払い(34.5%)」、「住民税・自動車税等の税金の支払い(34.5%)」が上位を占めた。

【図 11 希望どおり借入れできず今後の借入れが必要な総量規制該当者の今後の借入れの用途(複数回答)】

＜希望どおり借入れできず今後の借入れが必要と回答した総量規制該当者 n=316＞

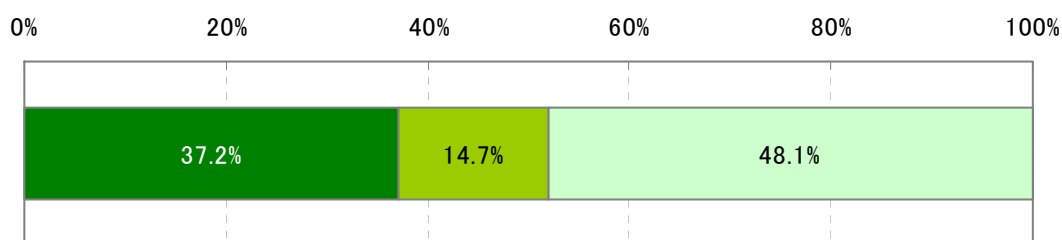


(3) 借入れの返済余力

借入れの返済余力に関して調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(37.2%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(14.7%)」を合わせて51.9%となった。一方、「月々の返済に困っている」と回答した割合は48.1%となった。

【図 12 総量規制該当者の借入れの返済余力】

<総量規制該当者 n=1,000>



- 現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である
- 今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である
- 月々の返済に困っている

4. セーフティネット(*4)の利用状況に関する調査結果

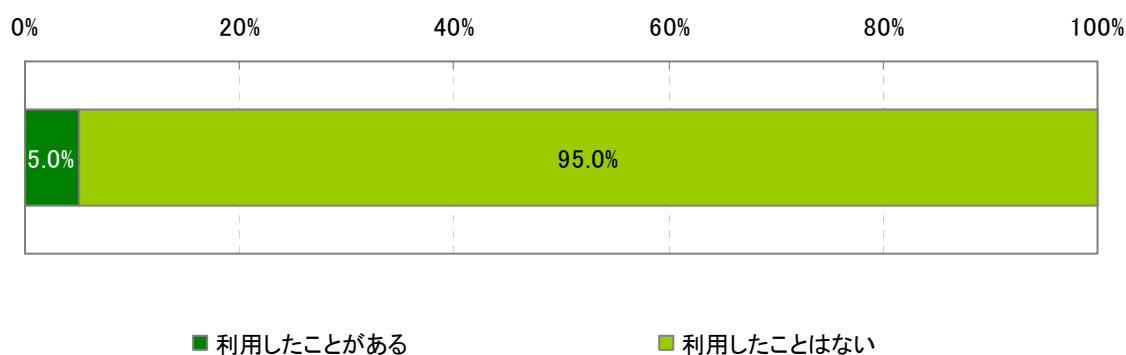
(1) 相談窓口等のセーフティネットの利用経験

①回答者全員

相談窓口等のセーフティネットの利用経験について調査したところ、「利用したことがある」と回答した割合は5.0%となった。

【図 13 総量規制該当者のセーフティネットの利用経験】

<総量規制該当者 n=1,000>



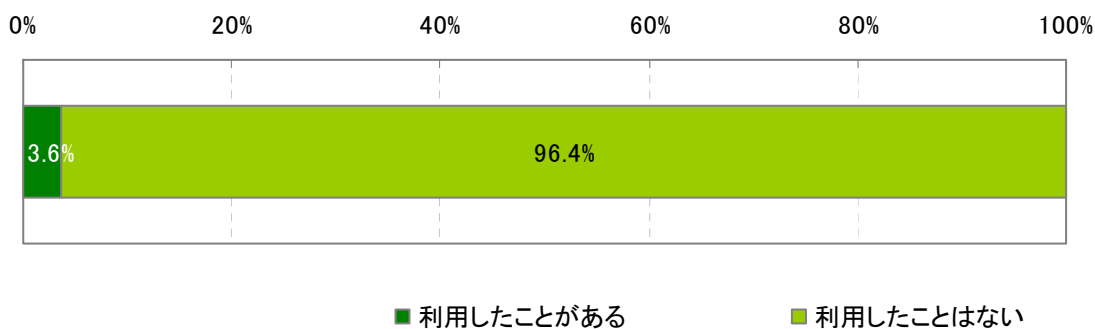
(*4) 多重債務に係る相談・情報提供窓口、貸付制度など債務者救済のための機関や仕組みを指す。

②希望どおり借入れができなかったとした回答者

希望どおり借入れができなかったとした回答者に対して、相談窓口等のセーフティネットの利用経験について調査したところ、その利用率は3.6%となった。

【図 14 希望どおり借入れできなかった総量規制該当者のセーフティネットの利用経験】

<希望どおり借入れできなかった総量規制該当者 n=417>

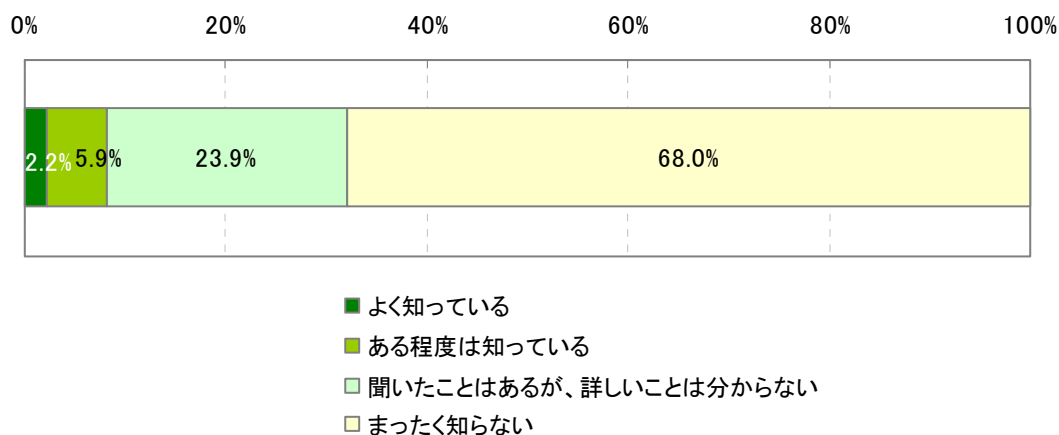


(2) NPOバンクの認知度

NPOバンクの認知について調査したところ、NPOバンクを知っていると回答した割合は「よく知っている(2.2%)」、「ある程度は知っている(5.9%)」を合わせて8.1%となった。

【図 15 総量規制該当者の NPOバンクの認知度】

<総量規制該当者 n=1,000>

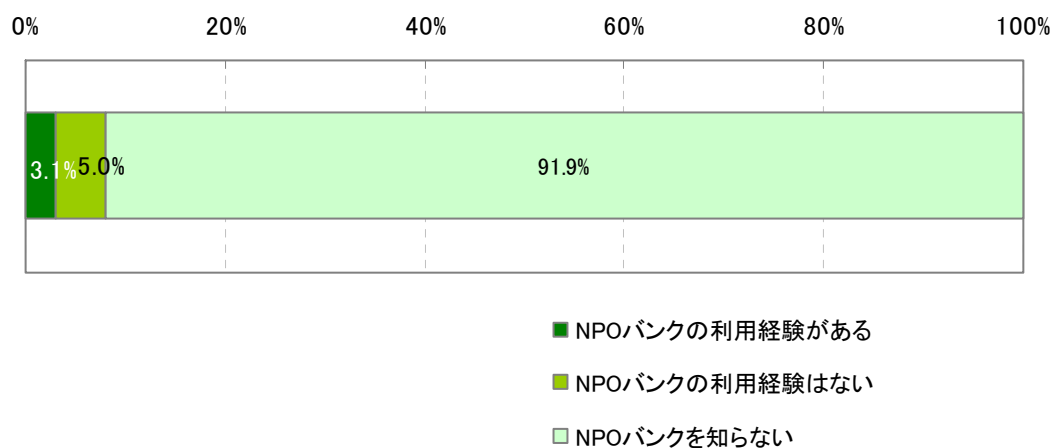


(3) NPOバンクの利用経験有無

NPOバンクの利用経験を聞いたところ、「NPOバンクの利用経験がある」とした回答者は3.1%となった。

【図 16 総量規制該当者の NPOバンクの利用経験有無】

<総量規制該当者 n=1,000>

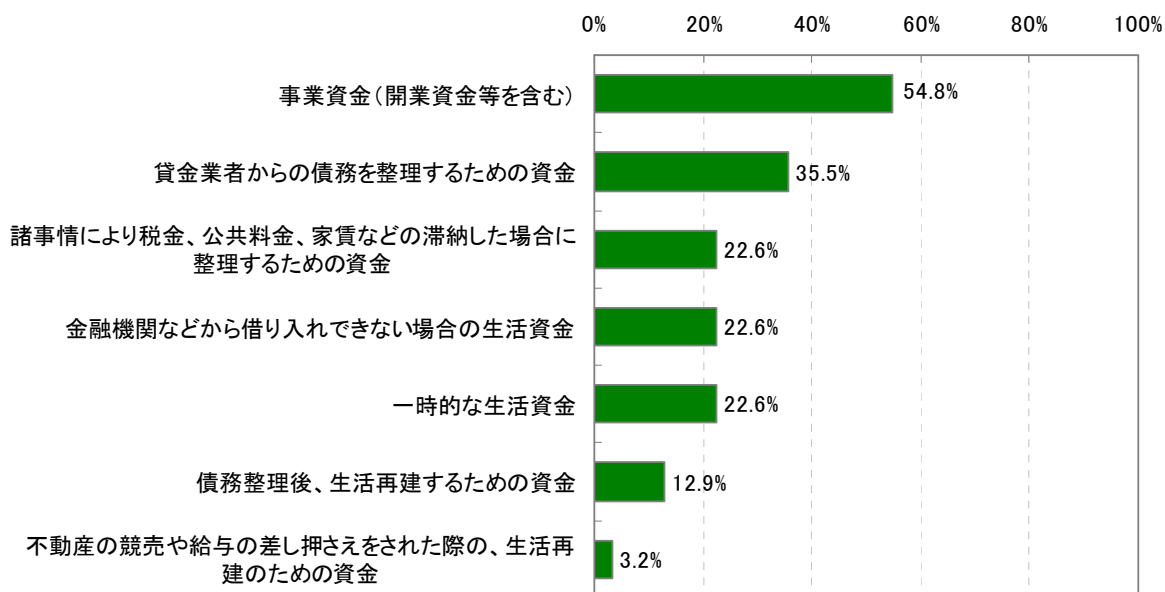


(4) NPO 銀行からの借入目的

NPO 銀行を利用したことがあるとした回答者に対して、借入目的を調査したところ、「事業資金(開業資金等を含む)」が 54.8%、「貸金業者からの債務を整理するための資金」が 35.5%と続いた。

【図 17 総量規制該当者の NPO 銀行からの借入目的(複数回答)】

<NPO 銀行の利用経験がある総量規制該当者 n=31>



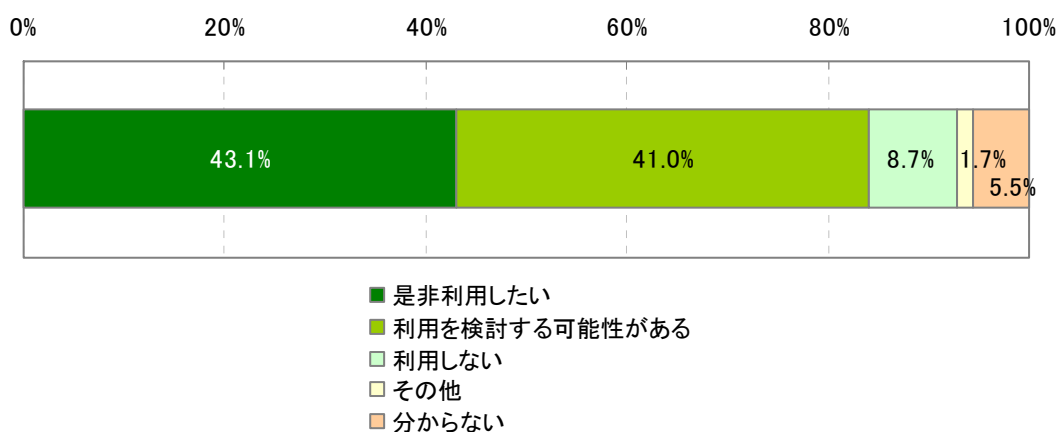
5. 借入残高を段階的に減らしていくための借換え(*5)の利用意向に関する調査結果

(1) 借入残高を段階的に減らしていくための借換への利用意向

複数の借入れを返済期間が長く月々の返済負担も少ない 1 本の借入れに借り換えることが可能なサービスの利用意向について調査したところ、「是非利用したい」が 43.1%と最も高く、次いで「利用を検討する可能性がある」が 41.0%、「利用しない」が 8.7%となった。

【図 18 総量規制該当者の借入残高を段階的に減らしていくための借換への利用意向】

<総量規制該当者 n=1,000>



(*5) 「借り手の目線に立った 10 の方策」により、総量規制に該当している借り手が、これまでのリボルビング契約に基づく借入れについて、返済期間が長く、月々の返済負担も少ない、一本の借入れに借り換えることによって、段階的に借入残高を減らすことが可能となる措置が講じられ、段階的な返済のための借換を総量規制の例外としている。

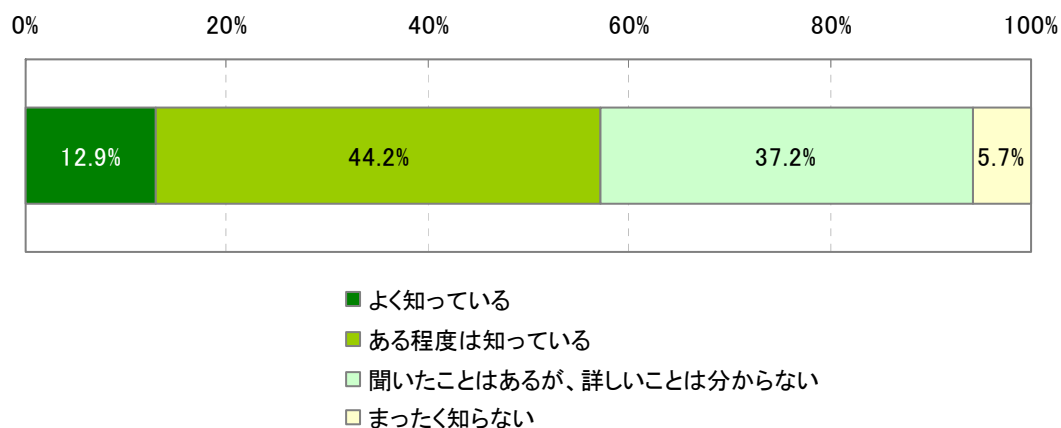
6. ヤミ金融等非正規業者の認知・利用状況に関する調査結果

(1) ヤミ金融等非正規業者の認知度

ヤミ金融等非正規業者の認知について調査したところ、ヤミ金融等非正規業者を知っていると回答した割合は、「よく知っている(12.9%)」、「ある程度は知っている(44.2%)」を合わせて57.1%となった。

【図 19 総量規制該当者のヤミ金融等非正規業者の認知度】

<総量規制該当者 n=1,000>

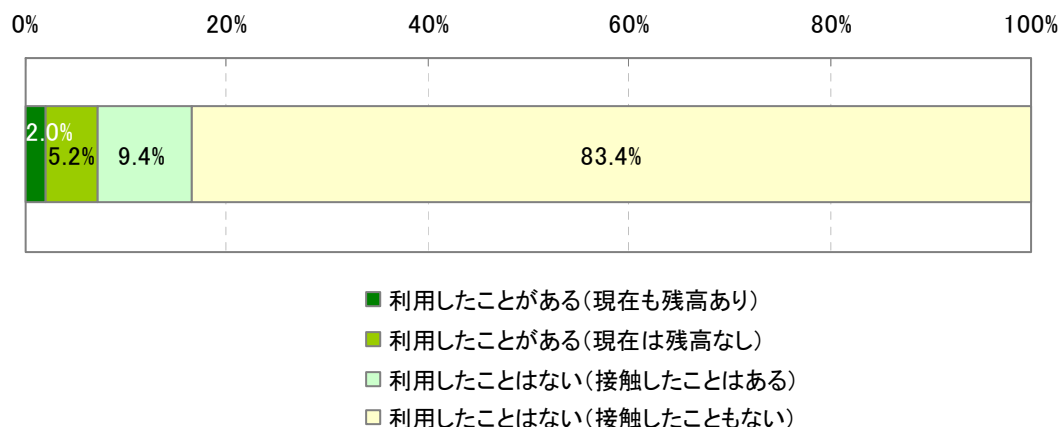


(2) ヤミ金融等非正規業者との接触経験有無

ヤミ金融等非正規業者の接触経験について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在も残高あり)(2.0%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(5.2%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(9.4%)」を合わせて16.6%となった。

【図 20 総量規制該当者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無】

<総量規制該当者 n=1,000>



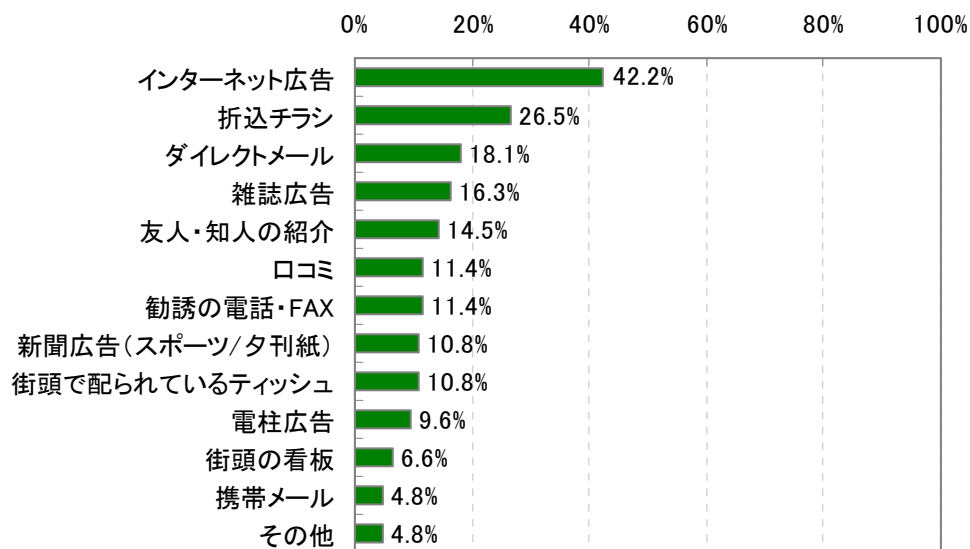
(3) ヤミ金融等非正規業者の認知経路

① ヤミ金融等非正規業者と接触経験があるとした回答者

ヤミ金融等非正規業者と接触したことがあるとした回答者に対して、認知経路について調査したところ、「インターネット広告」が42.2%と最も高く、次いで「折込チラシ」が26.5%、「ダイレクトメール」が18.1%と続いた。

【図 21 総量規制該当者のヤミ金融等非正規業者の認知経路(複数回答)】

＜ヤミ金融等非正規業者と接触経験がある総量規制該当者 n=166＞

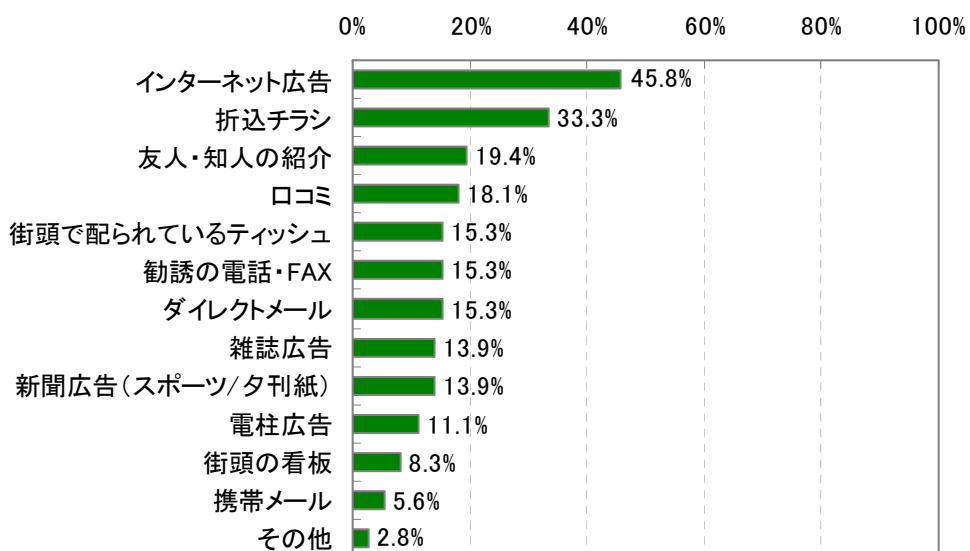


② ヤミ金融等非正規業者の利用経験があるとした回答者

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者に対して、認知経路について調査したところ、「インターネット広告」が45.8%と最も高く、次いで「折込チラシ」が33.3%、「友人・知人の紹介」が19.4%と続いた。

【図 22 ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある総量規制該当者の認知経路(複数回答)】

＜ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある総量規制該当者 n=72＞



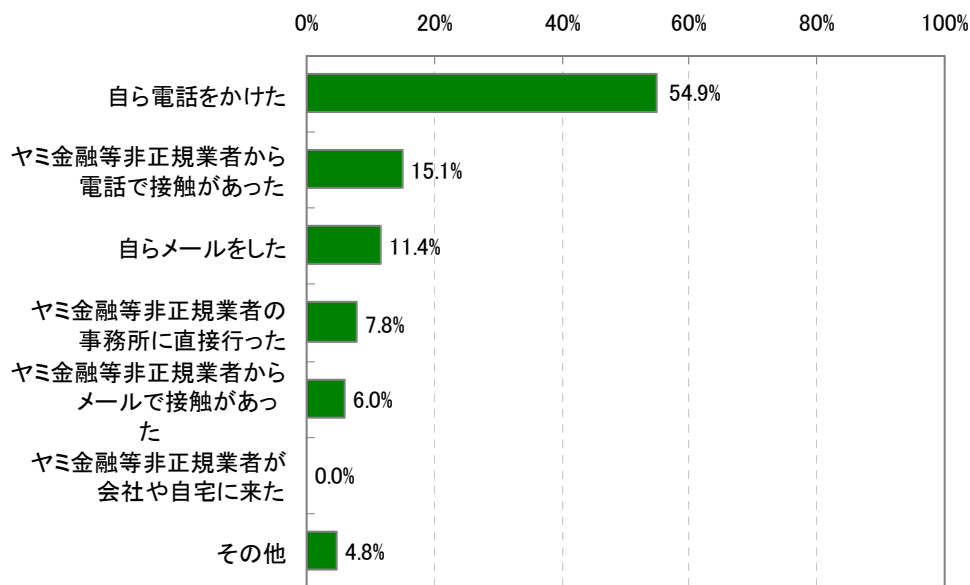
(4) ヤミ金融等非正規業者との接触方法

① ヤミ金融等非正規業者と接触経験があるとした回答者

ヤミ金融等非正規業者と接触したことがあるとした回答者に対して、接触方法について調査したところ、「自ら電話をかけた」が 54.9%と最も高く、次いで「ヤミ金融等非正規業者から電話で接触があった」が 15.1%、「自らメールをした」が 11.4%と続いた。

【図 23 総量規制該当者のヤミ金融等非正規業者との接触方法】

＜ヤミ金融等非正規業者と接触経験がある総量規制該当者 n=166＞

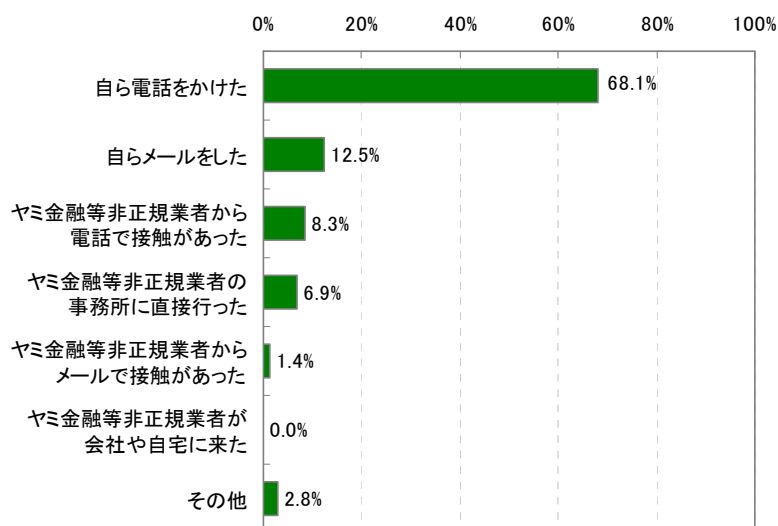


② ヤミ金融等非正規業者の利用経験があるとした回答者

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者に対して、接触方法について調査したところ、「自ら電話をかけた」が 68.1%と最も高く、次いで「自らメールをした」が 12.5%、「ヤミ金融等非正規業者から電話で接触があった」が 8.3%と続いた。

【図 24 ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある総量規制該当者の接触方法】

＜ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある総量規制該当者 n=72＞

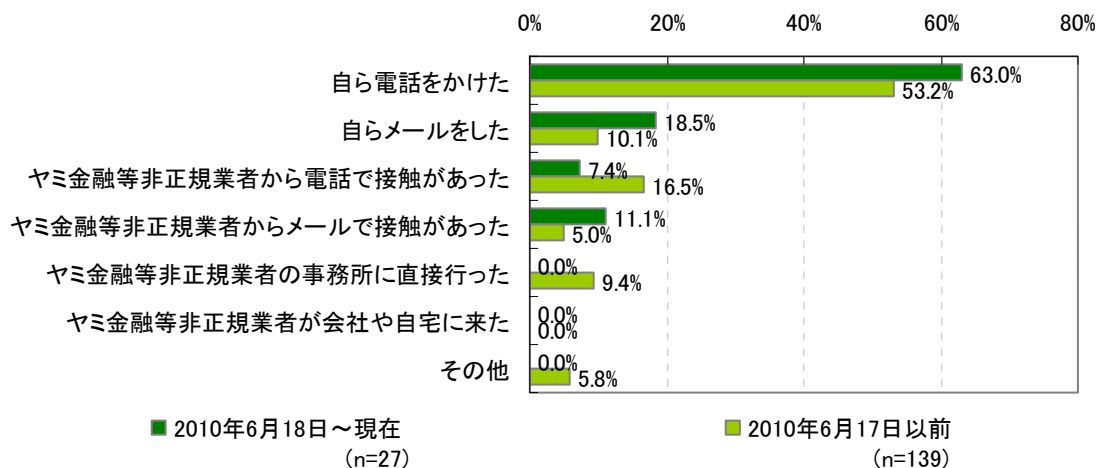


③接触した時期別の接触方法(接触経験があるとした回答者)

ヤミ金融等非正規業者と接触したことがあるとした回答者に対して、接触した時期別の接触方法について調査したところ、6月18日以降に接触したことがあるとした回答者では、「自ら電話をかけた(63.0%)」が最も高く、次いで「自らメールをした(18.5%)」となり、自ら接触したことがあると回答する割合が、6月17日以前に接触したことがあるとした回答者の割合よりも高かった。

【図 25 総量規制該当者の接触した時期別ヤミ金融等非正規業者との接触方法】

<ヤミ金融等非正規業者と接触経験がある総量規制該当者 n=166>

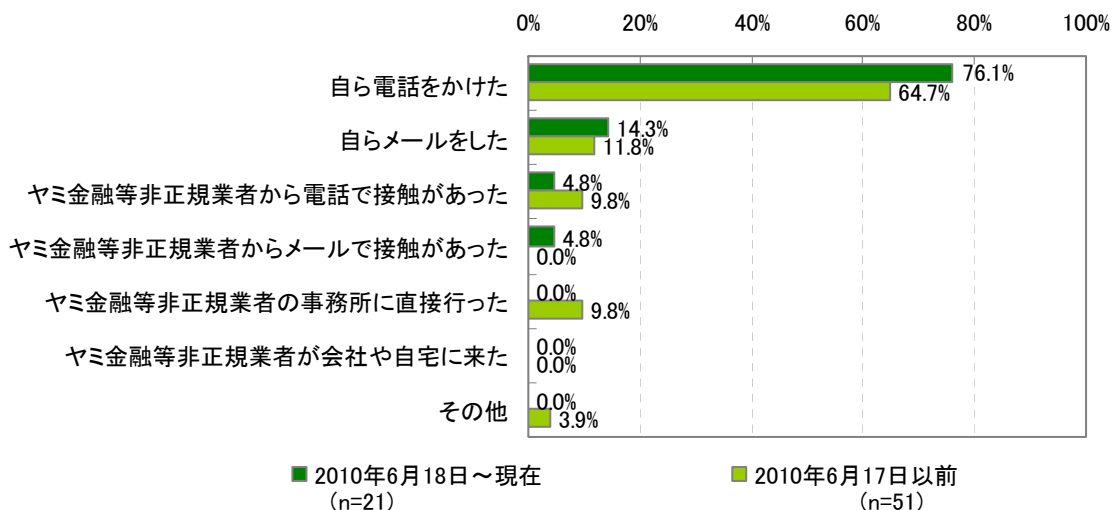


④接触した時期別の接触方法(利用経験があるとした回答者)

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者に対して、接触した時期別の接触方法について調査したところ、6月18日以降に接触したことがあるとした回答者では、「自ら電話をかけた(76.1%)」が最も高く、次いで「自らメールをした(14.3%)」となり、自ら接触をしたことがあると回答する割合が、6月17日以前に接触したことがあるとした回答者の割合よりも高かった。

【図 26 ヤミ金融等非正規業者を利用したことがある総量規制該当者の接触した時期別ヤミ金融等非正規業者との接触方法】

<ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある総量規制該当者 n=72>

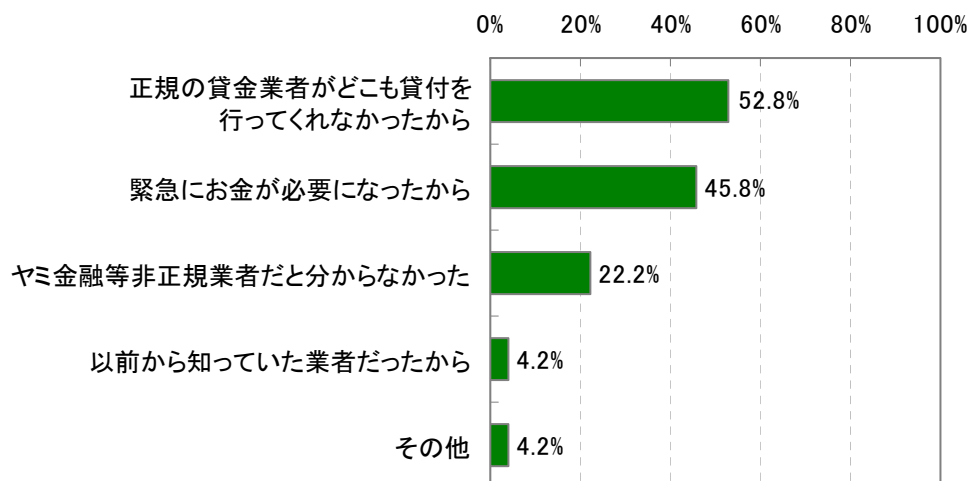


(5) ヤミ金融等非正規業者の利用理由

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」が 52.8%、「緊急にお金が必要になったから」45.8%、「ヤミ金融等非正規業者だと分からなかった」が 22.2%となった。

【図 27 総量規制該当者のヤミ金融等非正規業者の利用理由(複数回答)】

<ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある総量規制該当者 n=72>

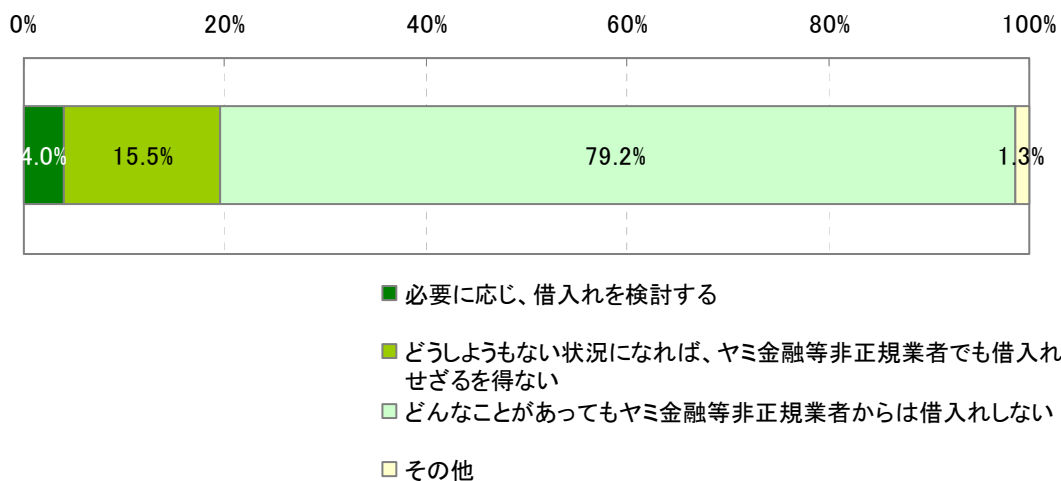


(6) ヤミ金融等非正規業者の利用意向

ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者から借入れしない」が 79.2%、「どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない」15.5%、「必要に応じ、借入れを検討する」4.0%となった。

【図 28 総量規制該当者のヤミ金融等非正規業者の利用意向】

<総量規制該当者 n=1,000>



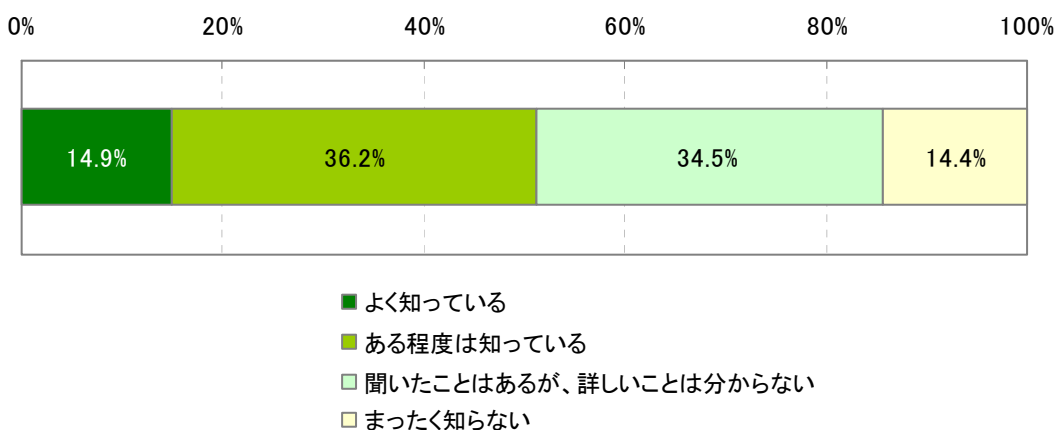
7. クレジットカードショッピング枠の現金化業者(*6)の認知・利用状況に関する調査結果

(1) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知度

クレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知について調査したところ、知っていると回答した割合は、「よく知っている(14.9%)」、「ある程度は知っている(36.2%)」を合わせて51.1%となった。

【図 29 総量規制該当者のクレジットカードショッピング枠現金化業者の認知度】

<総量規制該当者 n=1,000>



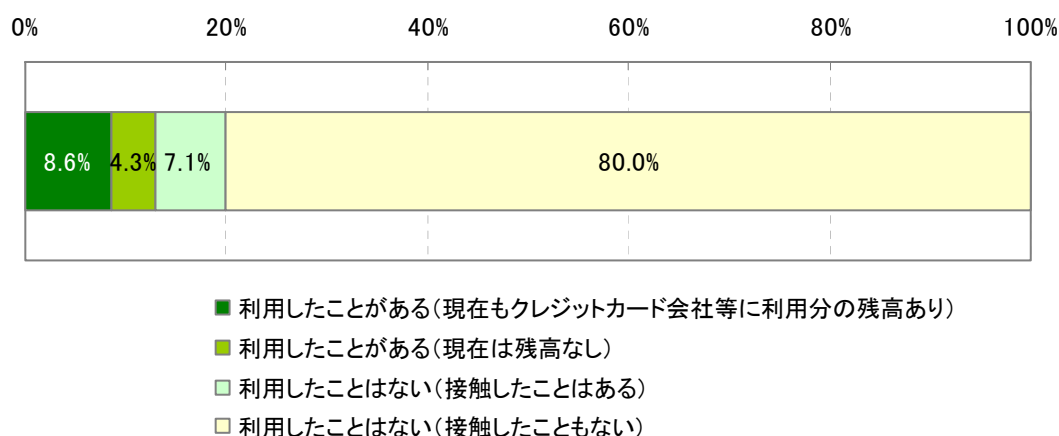
(*6) クレジットカードで商品を購入させ、手数料を差し引いた金額で買い取る業者や、ほとんど価値のないものをクレジットカードで購入させ、その代金の何割かをキャッシュバックする業者等を指す。これらに限らず、換金目的でクレジットカードを利用することは、クレジットカード会社の会員規約に違反する行為で、クレジットカードの利用ができなくなったり、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースもある。

(2) クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無

クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)(8.6%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(4.3%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(7.1%)」を合わせて20.0%となった。

【図 30 総量規制該当者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無】

<総量規制該当者 n=1,000>

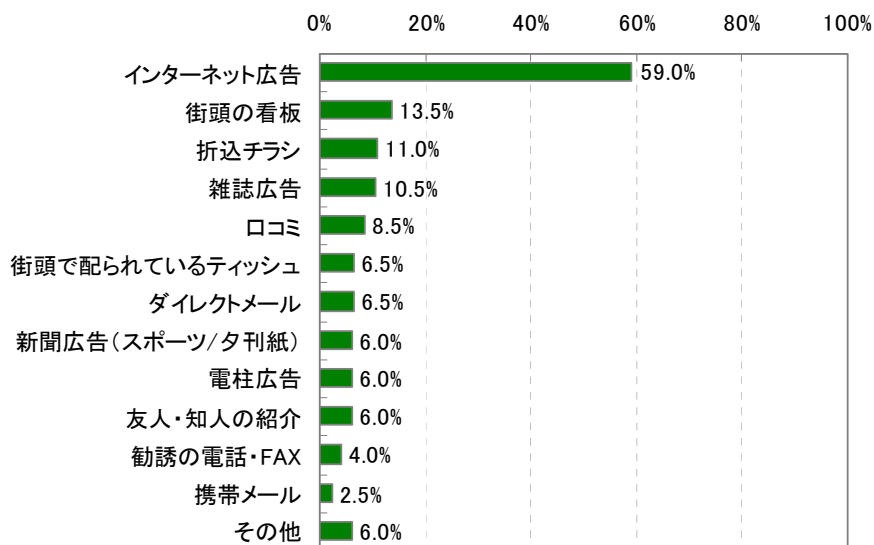


(3) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知経路

クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触したことがあるとした回答者に対して、認知経路について調査したところ、「インターネット広告(59.0%)」、「街頭の看板(13.5%)」、「折込チラシ(11.0%)」、「雑誌広告(10.5%)」が上位を占めた。

【図 31 総量規制該当者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知経路(複数回答)】

＜クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触経験がある総量規制該当者 n=200＞

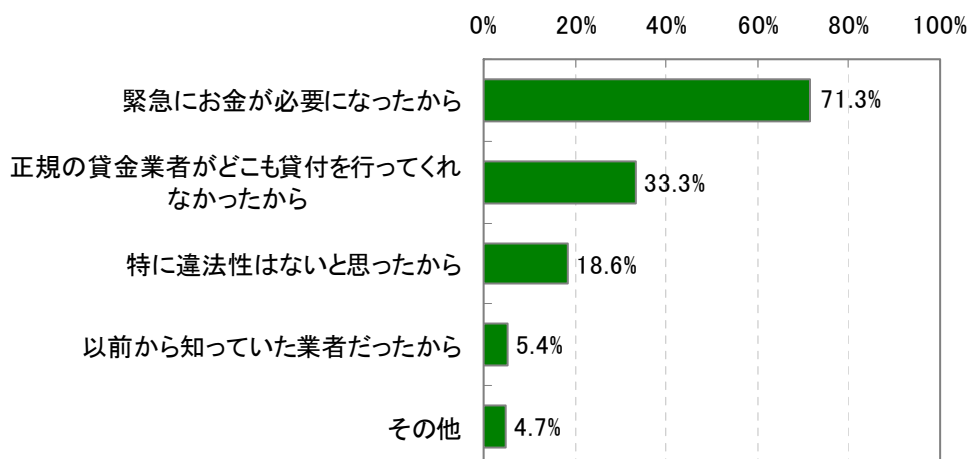


(4) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」が 71.3%、「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」33.3%、「特に違法性はないと思ったから」が 18.6%となった。

【図 32 総量規制該当者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由(複数回答)】

＜クレジットカードショッピング枠の現金化業者と利用経験がある総量規制該当者 n=129＞

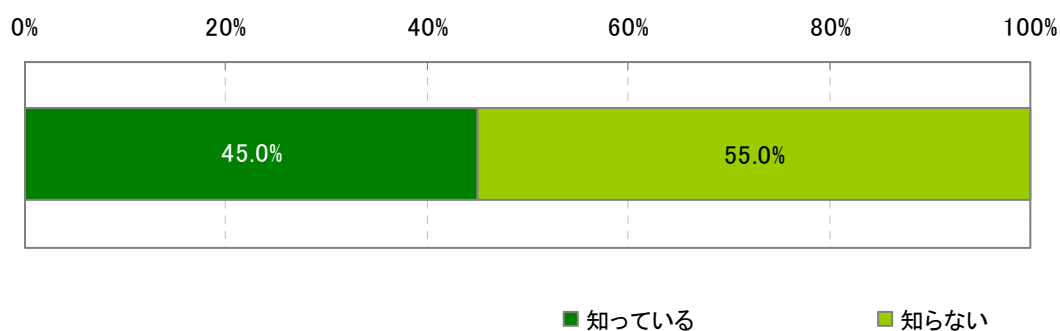


(5) クレジットカードショッピング枠の現金化が会員規約に違反していることの認知

クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触したことがあるとした回答者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化がクレジットカード会社の会員規約に違反しているかを知っているかどうかを調査したところ、55.0%が「知らない」と回答した。

【図 33 総量規制該当者のクレジットカードショッピング枠の現金化の規約違反の認知】

＜クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触経験がある総量規制該当者 n=200＞

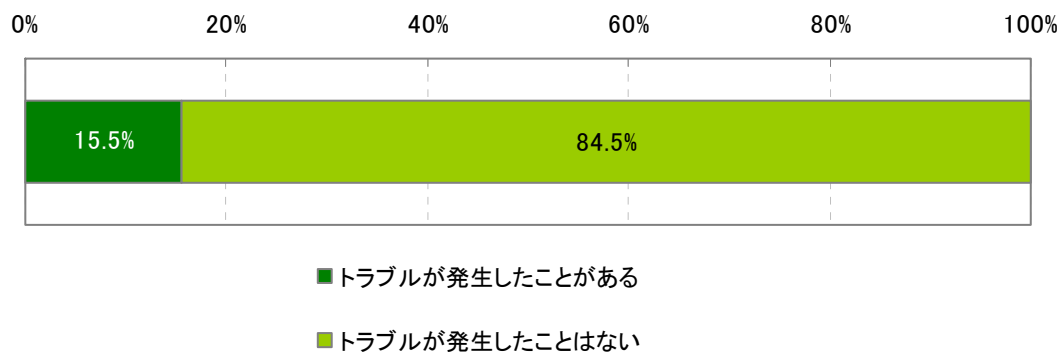


(6) クレジットカードショッピング枠の現金化業者とのトラブル有無

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした回答者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者とのトラブル有無について調査したところ、15.5%が「トラブルが発生したことがある」と回答した。

【図 34 総量規制該当者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者とのトラブル有無】

＜クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用経験がある総量規制該当者 n=129＞

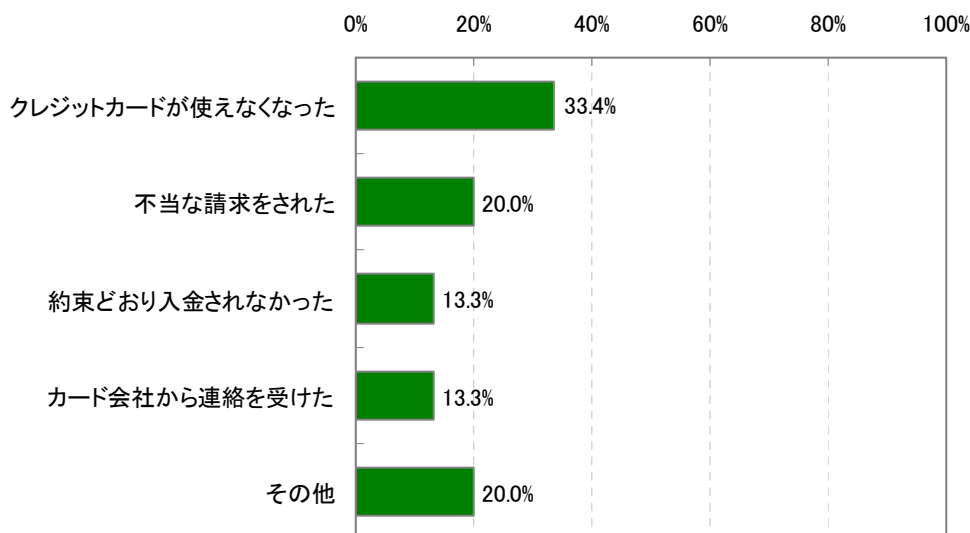


(7) クレジットカードショッピング枠の現金化業者とのトラブルの内容

クレジットカードショッピング枠の現金化業者とのトラブルが発生したことがあるとした回答者に対して、トラブル内容について調査したところ、「クレジットカードが使えなくなった」が33.4%と最も高く、次いで「不当な請求をされた」が20.0%、「約束どおり入金されなかった」、「カード会社から連絡を受けた」が13.3%と続いた。

【図 35 総量規制該当者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者とのトラブル内容】

＜クレジットカードショッピング枠の現金化業者とのトラブル経験がある総量規制該当者 n=15＞



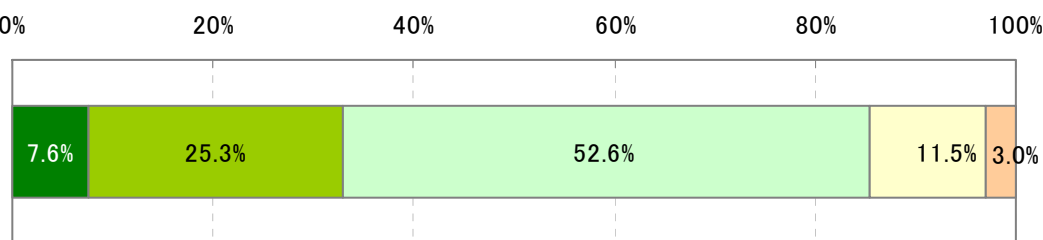
※無効回答 n=5 を除いて集計

(8) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない」が52.6%、「どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない」25.3%、「必要に応じ、借入れを検討する」7.6%となった。

【図 36 総量規制該当者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向】

＜総量規制該当者 n=1,000＞



- 必要に応じ、利用を検討する
- どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない
- どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない
- クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用しなくても現金化できるので利用しない
- その他

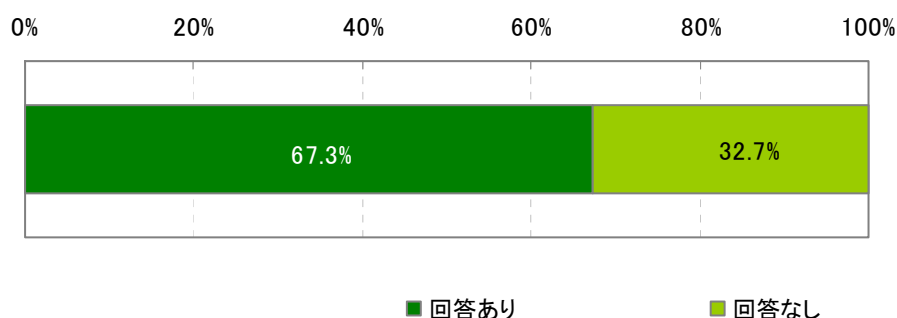
8. 改正貸金業法に対する意見の傾向と具体例に関する調査結果

(1) 改正貸金業法に対する意見の傾向

改正貸金業法の完全施行に対する自由意見を調査したところ、良いとする意見は 22.1% (昨年度調査資金需要者結果と比べてほぼ横ばい)、中立的な意見は 4.8% (同 21.4 ポイント減少)、問題があるとする意見は 73.1% となった (同 21.2 ポイント上昇)。

【図 37 総量規制該当者の貸金業法改正に対する意見の回答状況】

<総量規制該当者 n=1,000>

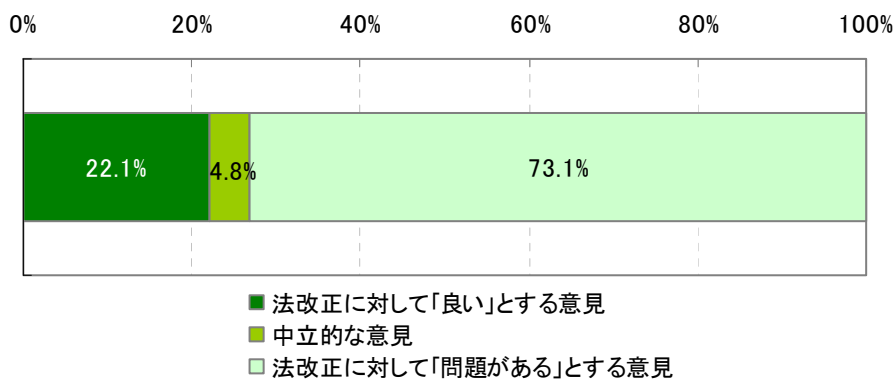


意見の分類	定義
法改正に対して良いとする意見	「良いと思う」「仕方が無い」「もっと早くして欲しかった」等、貸金業法改正に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な(その他)意見	「どちらともいえない」等、貸金業法改正について、直接的に関係しない意見
法改正に対して問題があるとする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」「もっと周知して欲しい」等、貸金業法改正に対して、問題があるとする意見

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した)

【図 38 総量規制該当者の貸金業法改正に対する意見の分類】

<総量規制該当者のうち、貸金業法改正に対する意見として回答のあった n=673>

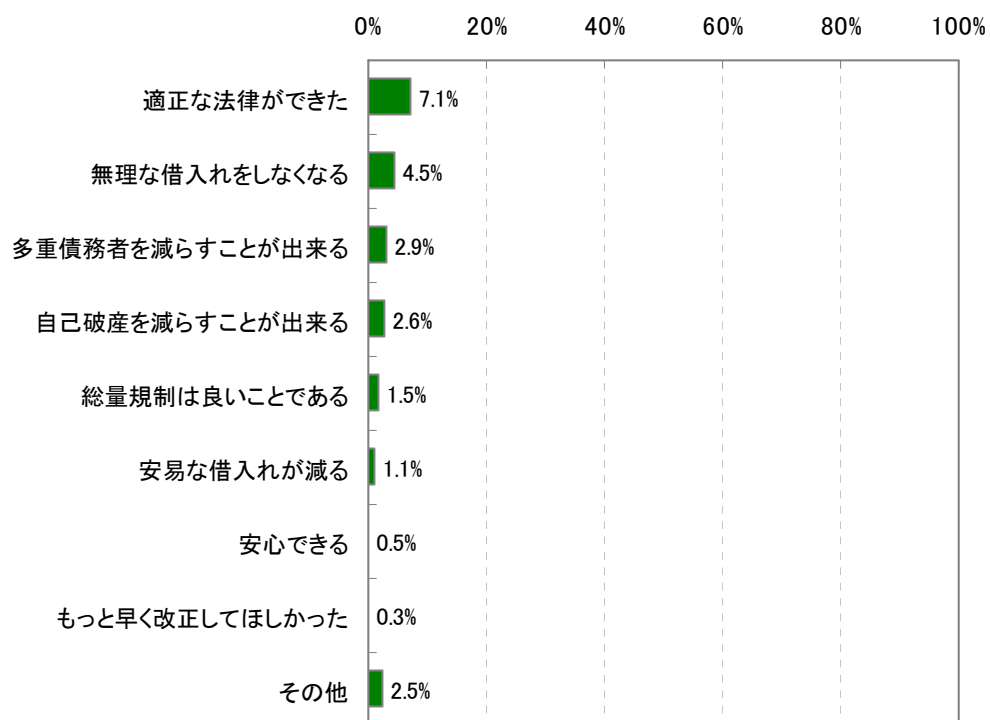


(2) 法改正に対して良いとする意見の内訳

法改正に対して良いとする意見の内訳では、「適正な法律ができた」が7.1%と最も高く、次いで「無理な借入をしなくなる」が4.5%と続く。

【図 39 総量規制該当者の法改正に対して良いとする意見の内訳】

＜法改正に対して良いとする意見・問題があるとする意見があった総量規制該当者 n=648＞

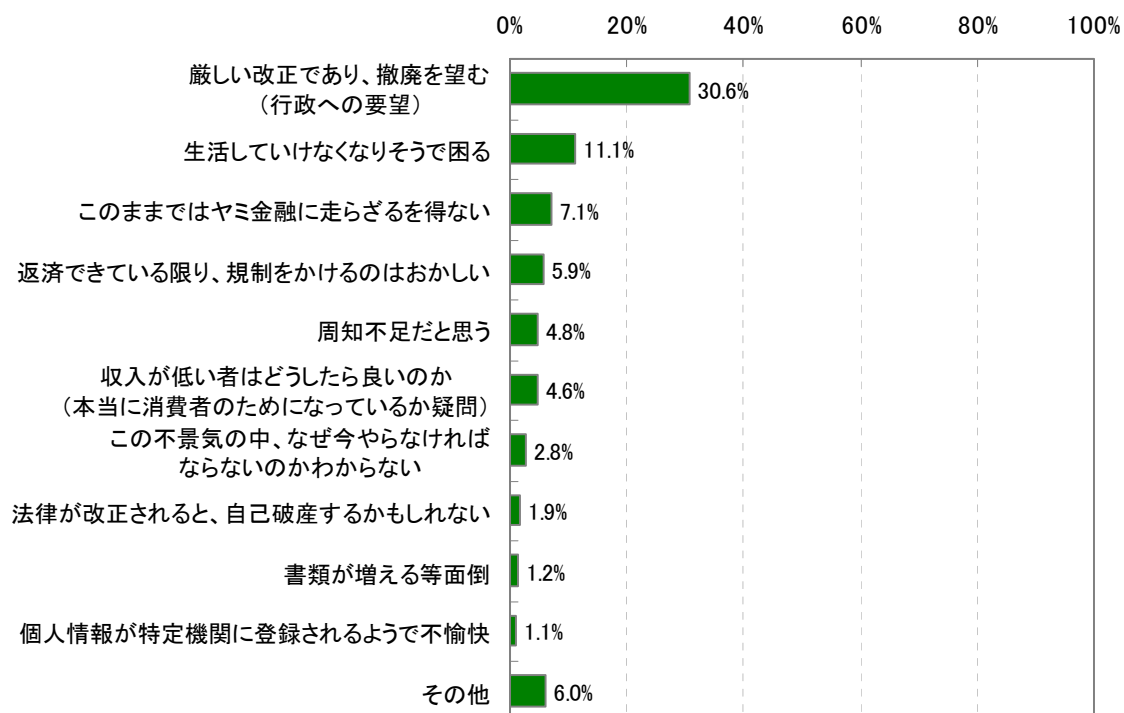


(3) 法改正に対して問題があるとする意見の内訳

法改正に対して問題があるとする意見では、「厳しい改正であり、撤廃を望む(30.6%)」「生活していけなくなりそうで困る(11.1%)」、「このままではヤミ金融に走らざるを得ない(7.1%)」、「返済できている限り、規制をかけるのはおかしい(5.9%)」といった意見が上位を占めた。

【図 40 総量規制該当者の法改正に対して問題があるとする意見の内訳】

＜法改正に対して良いとする意見・問題があるとする意見があった総量規制該当者 n=648＞



Ⅱ. 専業主婦(主夫)調査

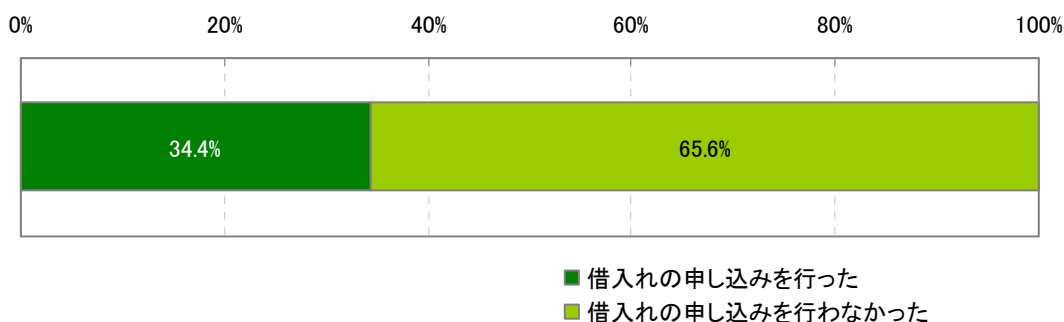
1. 6月18日以降の借入れ状況に関する調査結果

(1) 新規申し込み状況

専業主婦(主夫)に対して、6月18日以降に借入れの申し込みを行ったかを調査したところ、「借入れの申し込みを行った」34.4%、「借入れの申し込みを行わなかった」65.6%となった。

【図 41 専業主婦(主夫)の6月18日以降の新規申し込み状況】

<専業主婦(主夫) n=500>

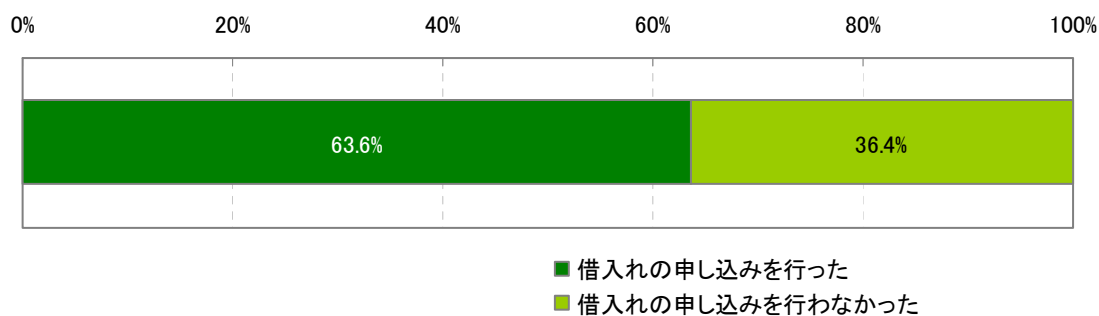


(2) 既存借入れ枠の利用状況

6月18日以降に既存の借入枠を利用して借入れを行ったかを調査したところ、「借入れの申し込みを行った」63.6%、「借入れの申し込みを行わなかった」36.4%となった。

【図 42 専業主婦(主夫)の6月18日以降の既存借入れ枠の利用状況】

<専業主婦(主夫) n=500>

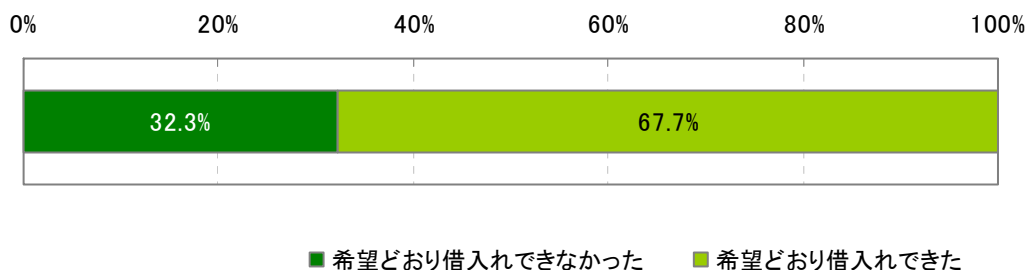


(3) 借入れ結果

6月18日以降に借入れの申し込みを行ったとした回答者に対して、6月18日以降の借入れの結果について調査したところ、「希望どおり借入れできなかった」が32.3%、「希望どおり借入れできた」が67.7%という結果となった。

【図 43 専業主婦(主夫)の6月18日以降の借入れ結果】

<6月18日以降に借入れの申し込みを行ったと回答した専業主婦(主夫) n=347>

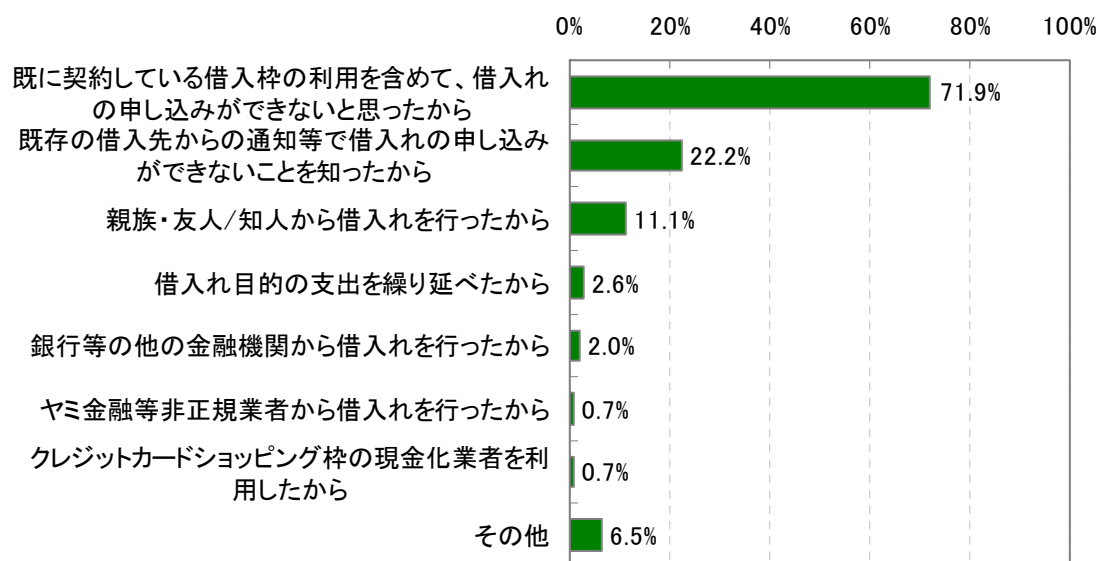


(4) 借入れの申し込みを行わなかった理由

6月18日以降に借入れの申し込みを行わなかったとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「既に契約している借入枠の利用を含めて、借入れの申し込みができないと思ったから」が71.9%、「既存の借入先からの通知等で借入れの申し込みができないことを知ったから」が22.2%と続いた。

【図 44 専業主婦(主夫)の6月18日以降に借入れの申し込みを行わなかった理由(複数回答)】

<6月18日以降に借入れの申し込みを行わなかったと回答した専業主婦(主夫) n=153>



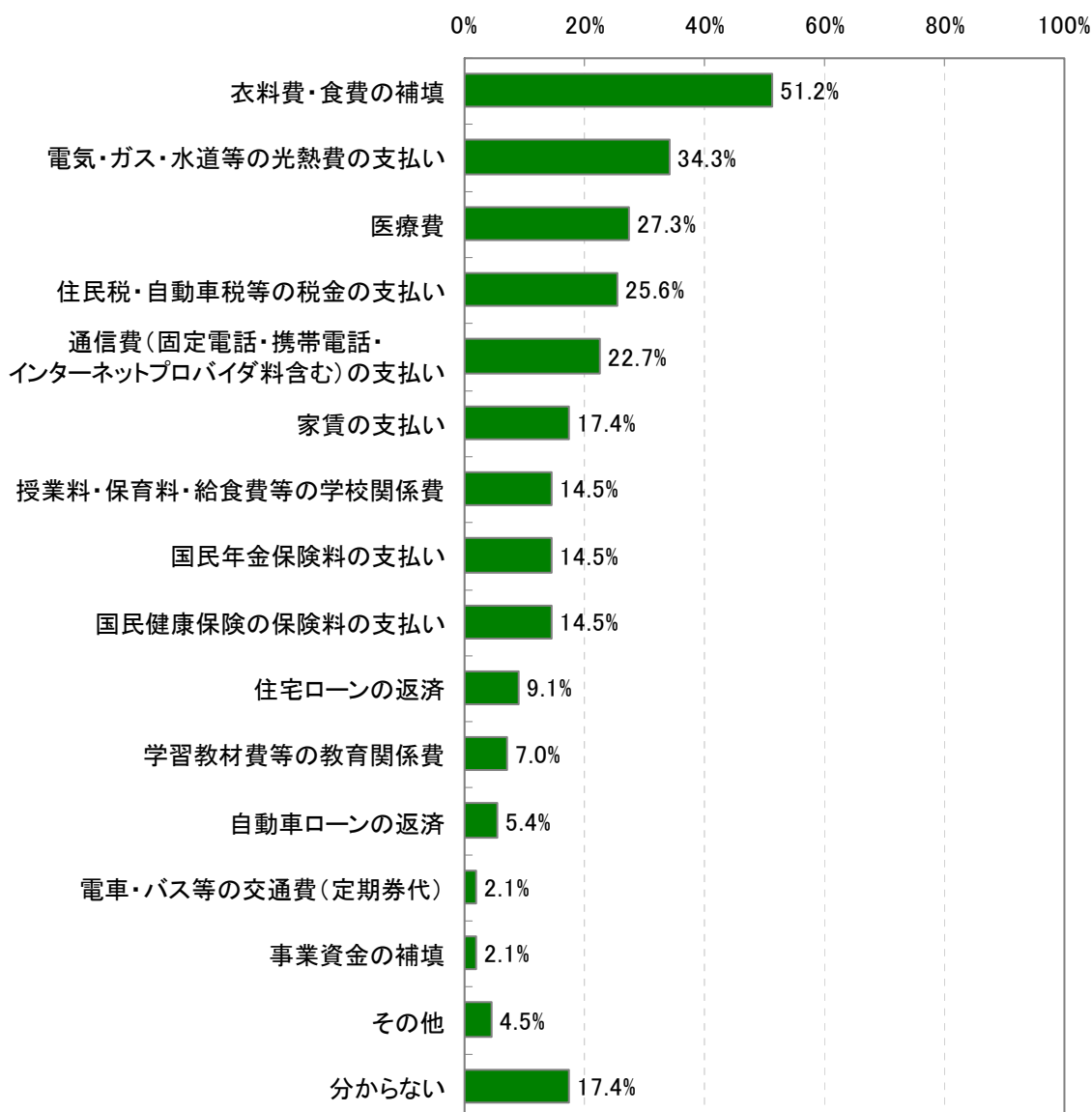
2. 希望どおり借入れできなかつた際の行動に関する調査結果

(1) 希望どおり借入れできなかつた、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと

希望どおり借入れできなかつた、あるいは借入れを諦めたとした回答者に対して、困ったことについて調査したところ、「衣料費・食費等の補填(51.2%)」、「電気・ガス・水道等の光熱費の支払い(34.3%)」、「医療費(27.3%)」、「住民税・自動車税等の税金の支払い(25.6%)」「通信費(固定電話・携帯電話・インターネットプロバイダ料金含む)の支払い(22.7%)」が上位を占めた。

【図 45 専業主婦(主夫)の希望どおり借入れできなかつた、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと(複数回答)】

<希望どおり借入れできなかつた、あるいは借入れを諦めた専業主婦(主夫) n=265 (ただし、無回答(n=23)を除いて集計)>



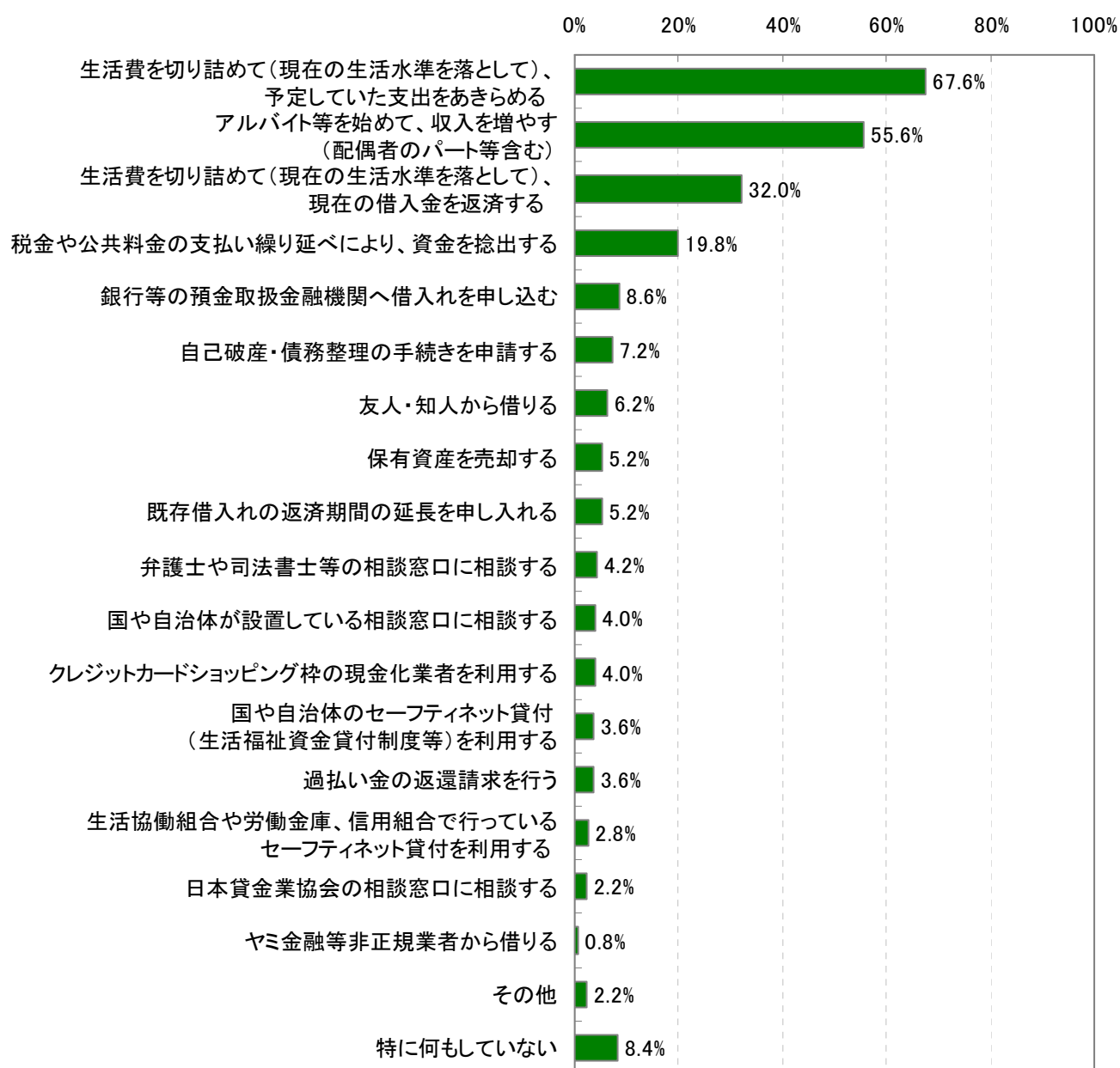
(2) 借入れできなくなると仮定した場合にとる行動

①回答者全員

今後貸金業者から一切の借入れができなくなると仮定した場合にとると思われる行動について調査したところ、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、予定していた支出をあきらめる」が67.6%と最も高く、次いで「アルバイト等を始めて、収入を増やす(配偶者のパート等含む)」が55.6%、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、現在の借入金を返済する」が32.0%となった。

【図 46 専業主婦(主夫)の今後借入れできなくなると仮定した場合にとる行動(複数回答)】

<専業主婦(主夫) n=500>

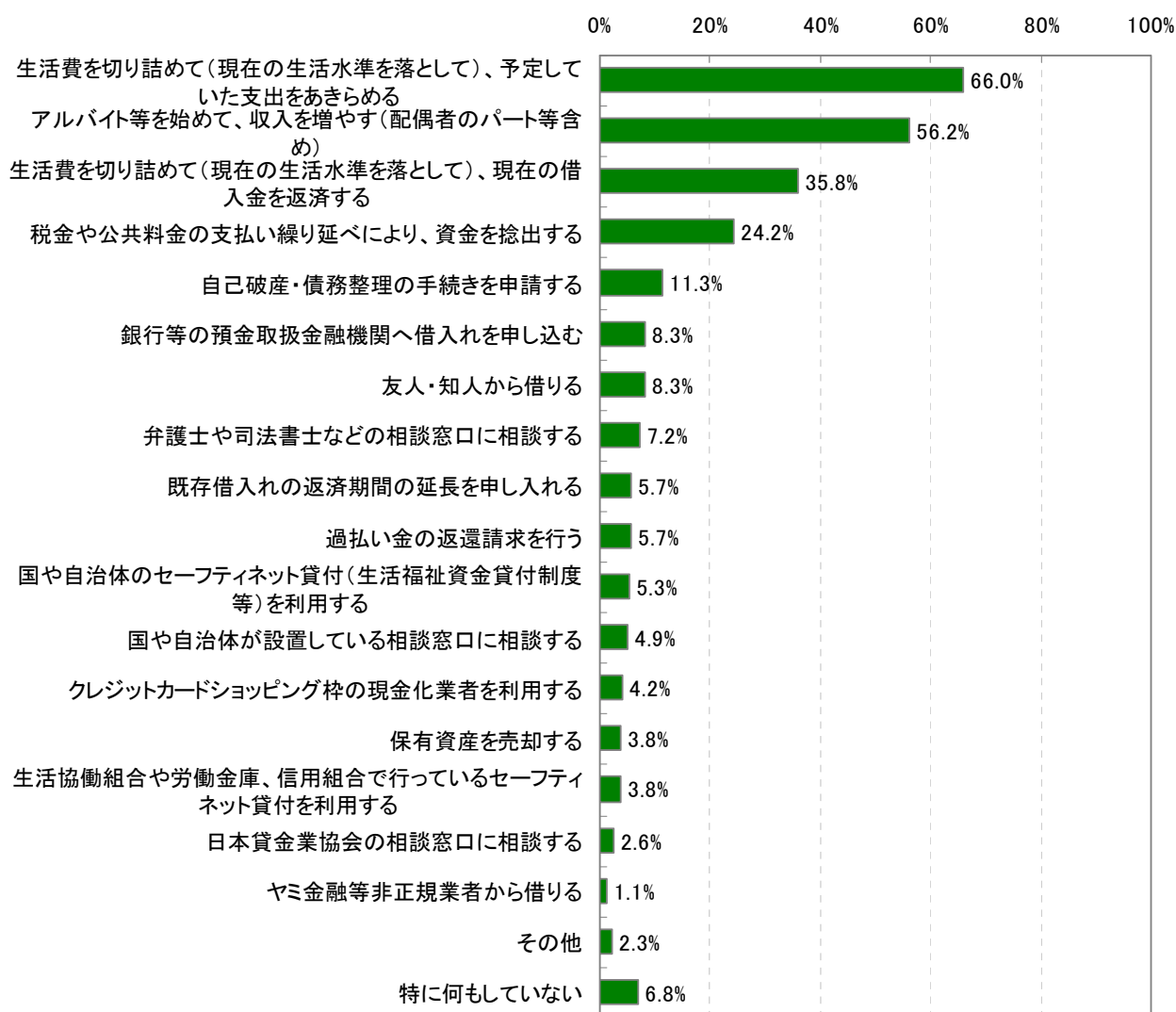


②希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めたとした回答者

希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めたとした回答者に対して、今後貸金業者から一切の借入れができなくなると仮定した場合にとると思われる行動について調査したところ、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、予定していた支出をあきらめる」が 66.0%と最も高く、次いで「アルバイト等を始めて、収入を増やす(配偶者のパート等含む)」が 56.2%、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、現在の借入金を返済する」が 35.8%となった。

【図 47 希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めた専業主婦(主夫)の今後借入れできなくなると仮定した場合にとる行動(複数回答)】

＜希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めた専業主婦(主夫) n=265＞



3. 今後の借入れの必要性に関する調査結果

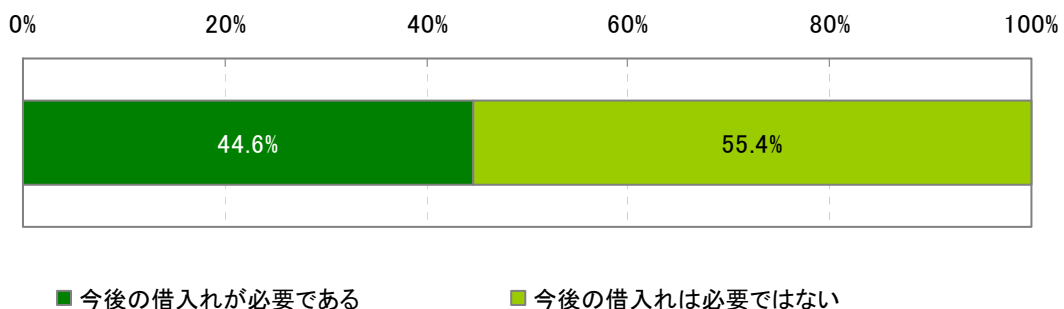
(1) 今後の借入れの必要性

①回答者全員

今後の借入れの必要性について調査したところ、44.6%が「今後の借入れが必要である」と回答した。

【図 48 専業主婦(主夫)の今後の借入れの必要性】

<専業主婦(主夫) n=500>

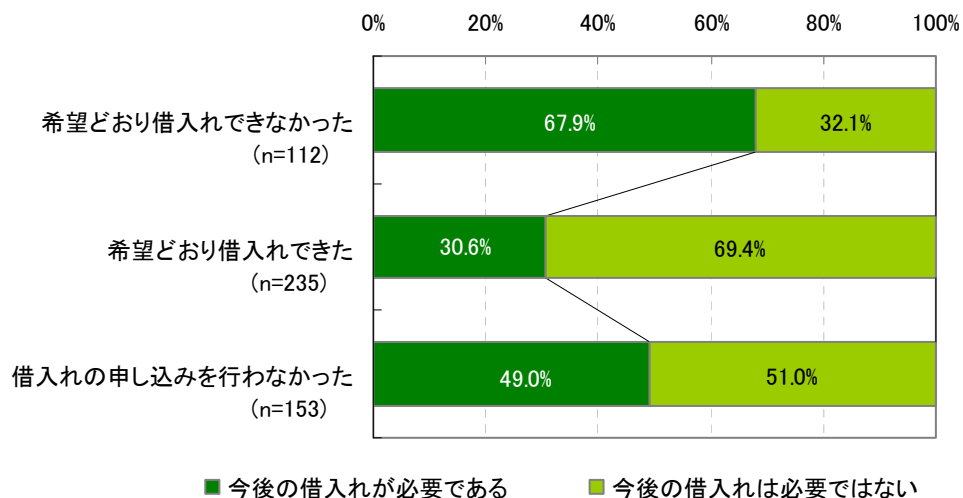


②借入状況別今後の借入れの必要性

借入状況別に今後の借入れの必要性について調査したところ、「希望どおり借入れできなかった」回答者の 67.9%、「希望どおり借入れできた」回答者の 30.6%、「借入れの申し込みを行わなかった」回答者の 49.0%が「今後の借入れが必要である」と回答した。

【図 49 専業主婦(主夫)の借入状況別今後の借入れの必要性】

<専業主婦(主夫) n=500>

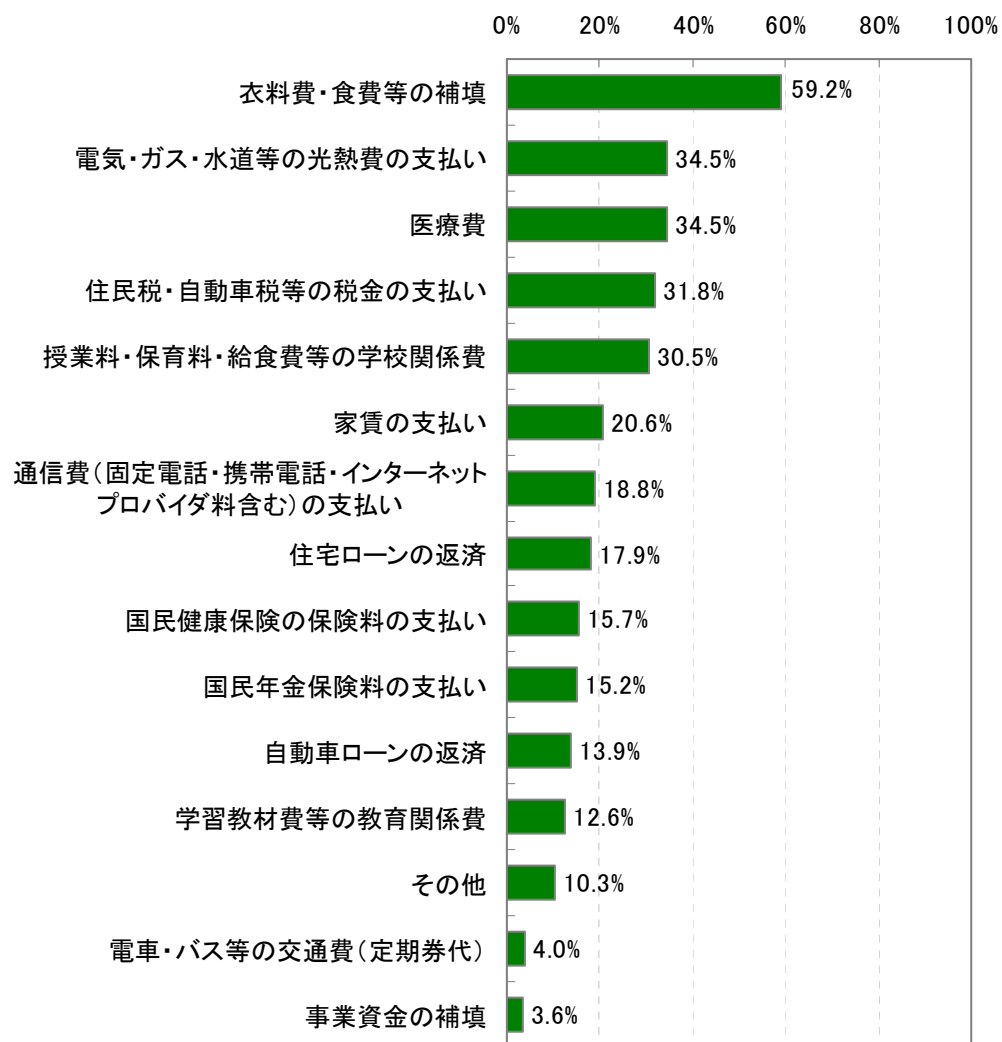


(2) 今後の借入れの使途

今後の借入れが必要とした回答者に対して、今後の借入れの使途について調査したところ、「衣料費・食費等の補填(59.2%)」、「電気・ガス・水道等の光熱費の支払い(34.5%)」、「医療費(34.5%)」が上位を占めた。

【図 50 専業主婦(主夫)の今後の借入れの使途(複数回答)】

<今後の借入れが必要と回答した専業主婦(主夫) n=223>

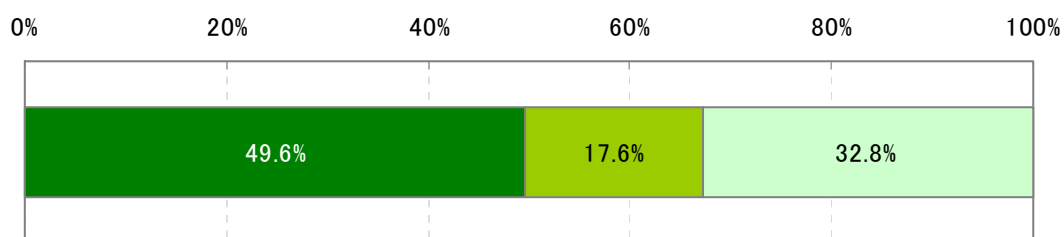


(3) 借入れの返済余力

借入れの返済余力に関して調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(49.6%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(17.6%)」を合わせて67.2%となった。一方、「月々の返済に困っている」と回答した割合は32.8%となった。

【図 51 専業主婦(主夫)の借入れの返済余力】

<専業主婦(主夫) n=500>



- 現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である
- 今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である
- 月々の返済に困っている

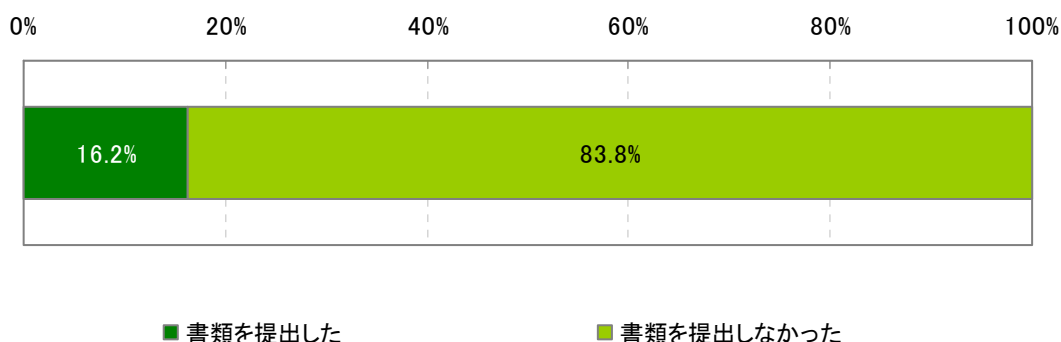
4. 借入れに必要な書類(*7)の提出状況(専業主婦(主夫))に関する調査結果

(1) 借入れの際必要となる書類の提出有無

借入れの際に必要な書類を提出したかどうか調査したところ、「書類を提出しなかった」と回答した割合は 83.8%、「書類を提出した」と回答した割合は 16.2%となった。

【図 52 専業主婦(主夫)の借入れの際必要となる書類の提出有無】

<専業主婦(主夫) n=500>



(*7) 配偶者貸付の場合、以下の3つの書類が必要となる。

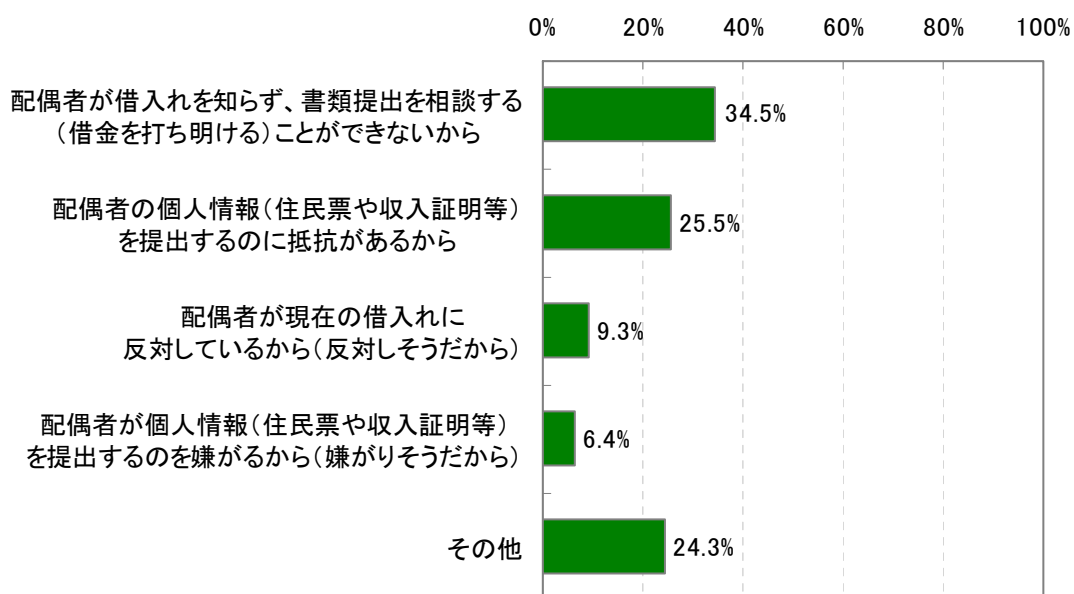
①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面

(2) 書類を提出しなかった理由

借入れに必要な書類を提出しなかったとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「配偶者が借入れを知らず、書類提出を相談する(借金を打ち明ける)ことができないから」が34.5%と最も高く、「配偶者の個人情報(住民票や収入証明等)を提出するのに抵抗があるから」が25.5%と続いた。

【図 53 書類を提出しなかった理由】

<借入れに必要な書類を提出しなかった専業主婦(主夫) n=419>

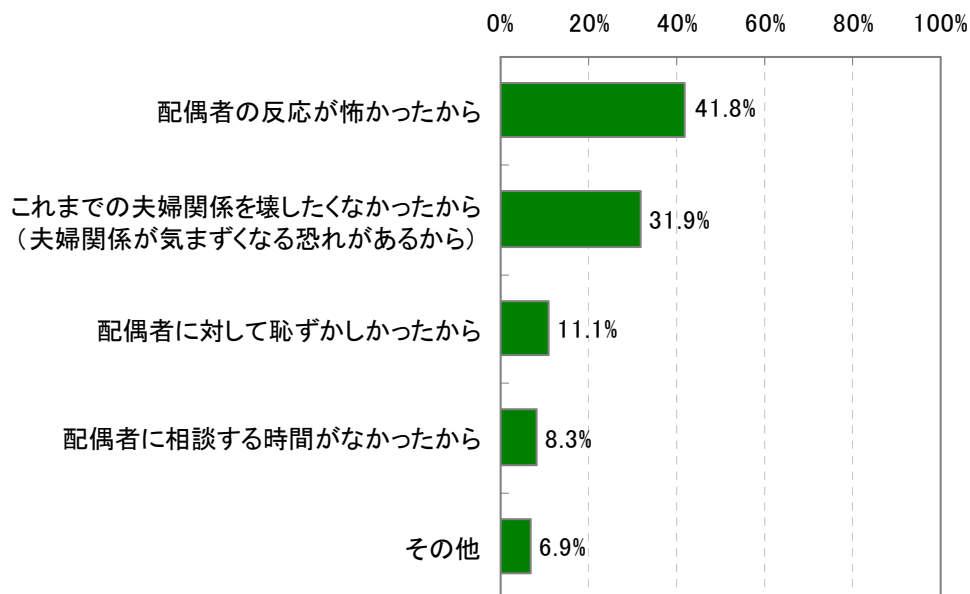


(3) 配偶者に書類提出を配偶者に相談できなかった理由

配偶者が借入れを知らず、書類提出を相談することができないとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「配偶者の反応が怖かったから(41.8%)」、「これまでの夫婦関係を壊したくなかったから(夫婦関係が気まずくなる恐れがあるから)(31.9%)」、「配偶者に対して相談するのが恥ずかしかったから(11.1%)」が上位を占めた。

【図 54 書類提出を配偶者に相談できなかった理由】

<配偶者が借入れを知らず書類提出を相談できなかった専業主婦(主夫) n=144>

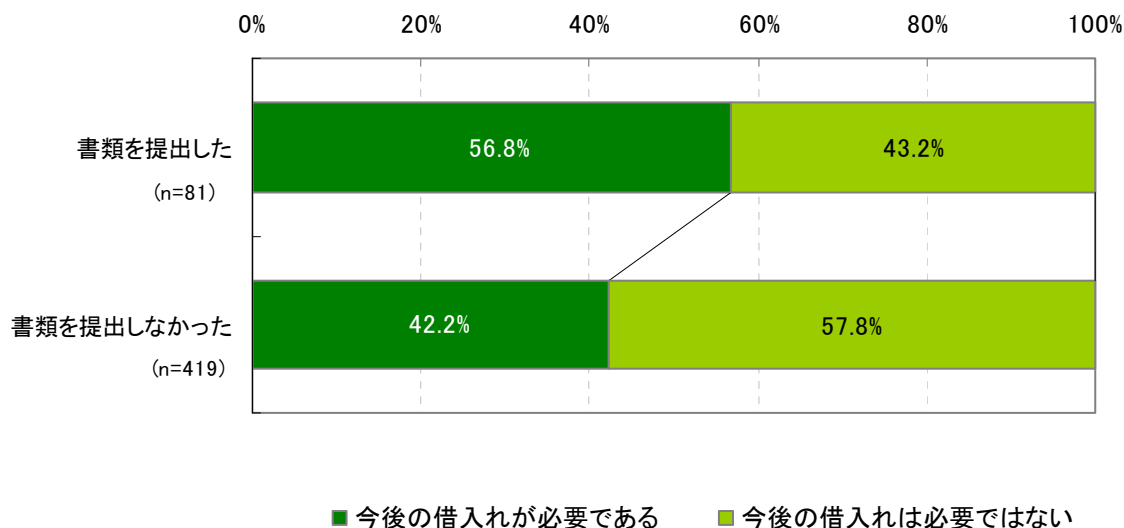


(4) 回答者の今後の借入れの必要性

書類の提出有無別に今後の借入れの必要性について調査したところ、書類を提出しなかった専業主婦(主夫)の42.2%は「今後の借入れが必要である」と回答した。

【図 55 専業主婦(主夫)の今後の借入れの必要性】

<専業主婦(主夫) n=500>



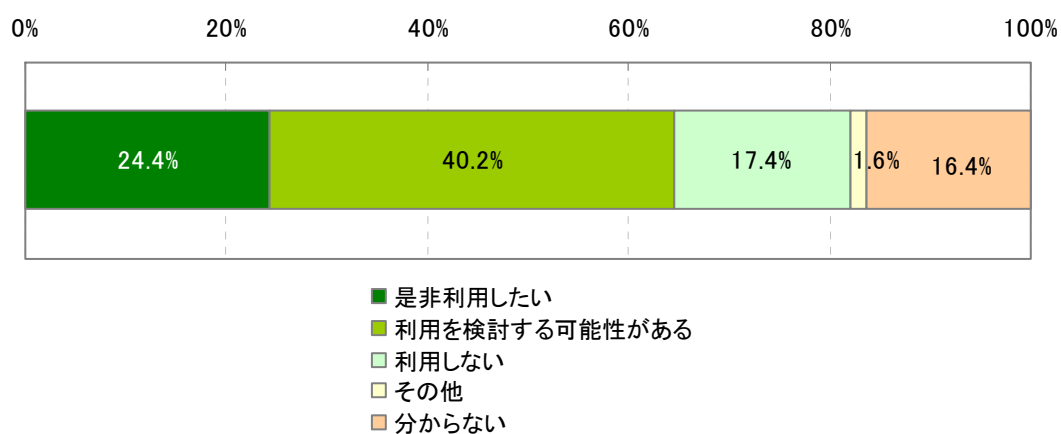
5. 借入残高を段階的に減らしていくための借換えの利用意向に関する調査結果

(1) 借入残高を段階的に減らしていくための借換えの利用意向

複数の借入れを返済期間が長く月々の返済負担も少ない 1 本の借入れに借り換えることが可能なサービスの利用意向について調査したところ、「利用を検討する可能性がある」が 40.2%と最も高く、次いで「是非利用したい」が 24.4%、次いで、「利用しない」が 17.4%となった。

【図 56 専業主婦(主夫)の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの利用意向】

<専業主婦(主夫) n=500>



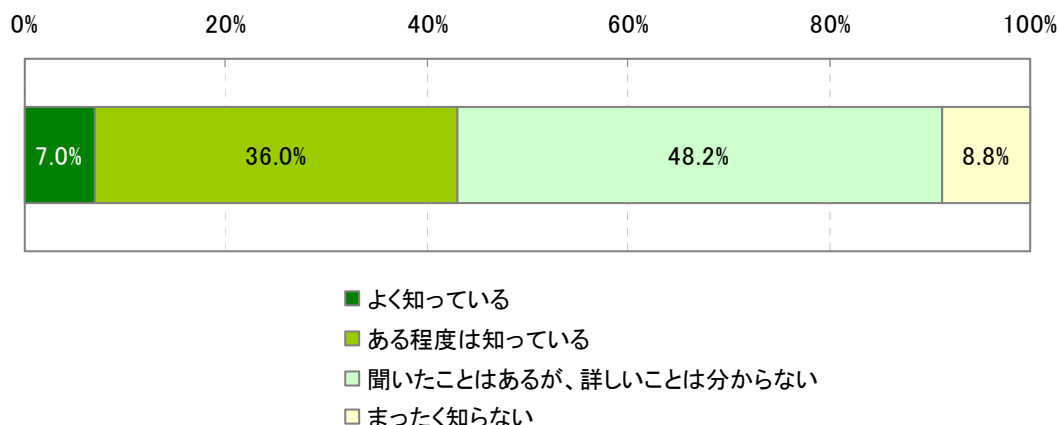
6. ヤミ金融等非正規業者の認知・利用状況に関する調査結果

(1) ヤミ金融等非正規業者の認知度

ヤミ金融等非正規業者の認知について調査したところ、ヤミ金融等非正規業者を知っていると回答した割合は、「よく知っている(7.0%)」、「ある程度は知っている(36.0%)」を合わせて43.0%となった。

【図 57 専業主婦(主夫)のヤミ金融等非正規業者の認知度】

<専業主婦(主夫) n=500>

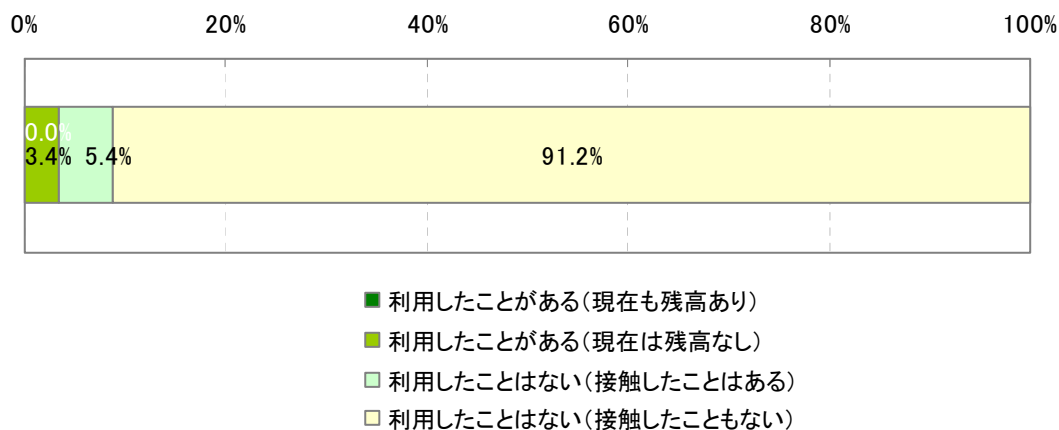


(2) ヤミ金融等非正規業者との接触経験有無

ヤミ金融等非正規業者との接触経験について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在は残高なし)(3.4%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(5.4%)」を合わせて8.8%となった。

【図 58 専業主婦(主夫)のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無】

<専業主婦(主夫) n=500>



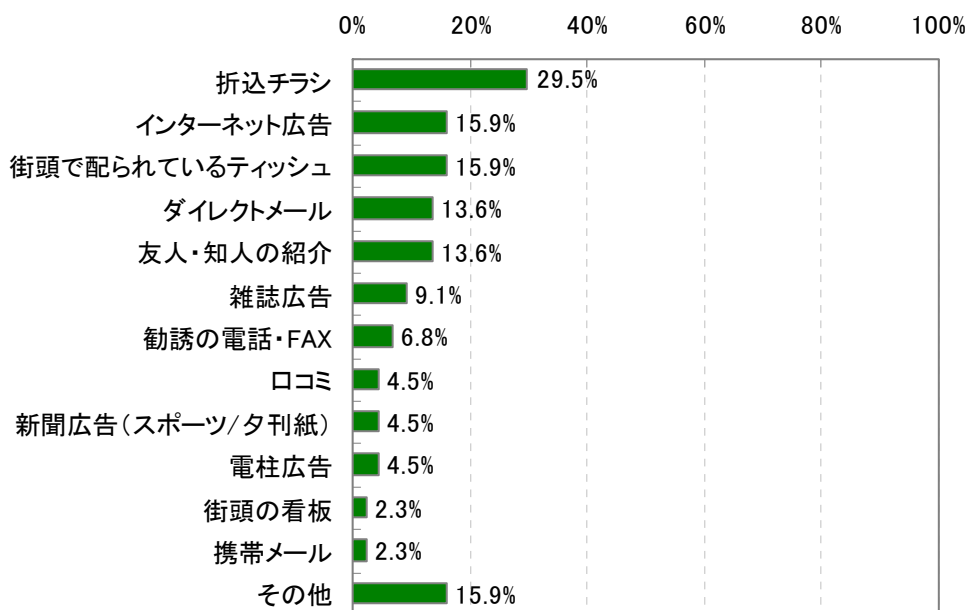
(3) ヤミ金融等非正規業者の認知経路

① ヤミ金融等非正規業者と接触経験があるとした回答者

ヤミ金融等非正規業者と接触したことがあるとした回答者に対して、認知経路について調査したところ、「折込チラシ」が 29.5%と最も高く、次いで「インターネット広告」が 15.9%、「街頭で配られているティッシュ」が 15.9%と続いた。

【図 59 専業主婦(主夫)のヤミ金融等非正規業者の認知経路(複数回答)】

<ヤミ金融等非正規業者と接触経験がある専業主婦(主夫) n=44>

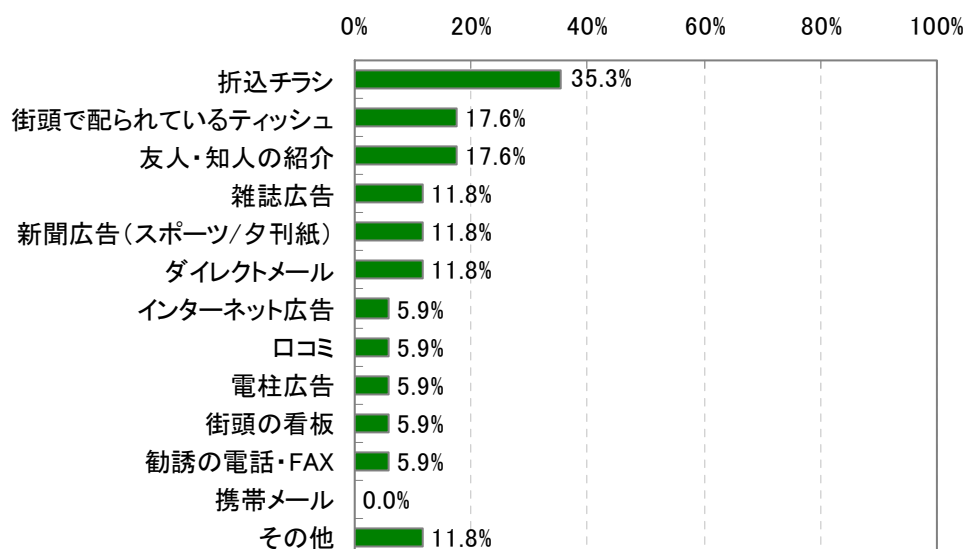


② ヤミ金融等非正規業者の利用経験があるとした回答者

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者に対して、認知経路について調査したところ、「折込チラシ」が 35.3%と最も高く、次いで「街頭で配られているティッシュ」が 17.6%、「友人・知人の紹介」が 17.6%と続いた。

【図 60 ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある専業主婦(主夫)の認知経路(複数回答)】

<ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある専業主婦(主夫) n=17>



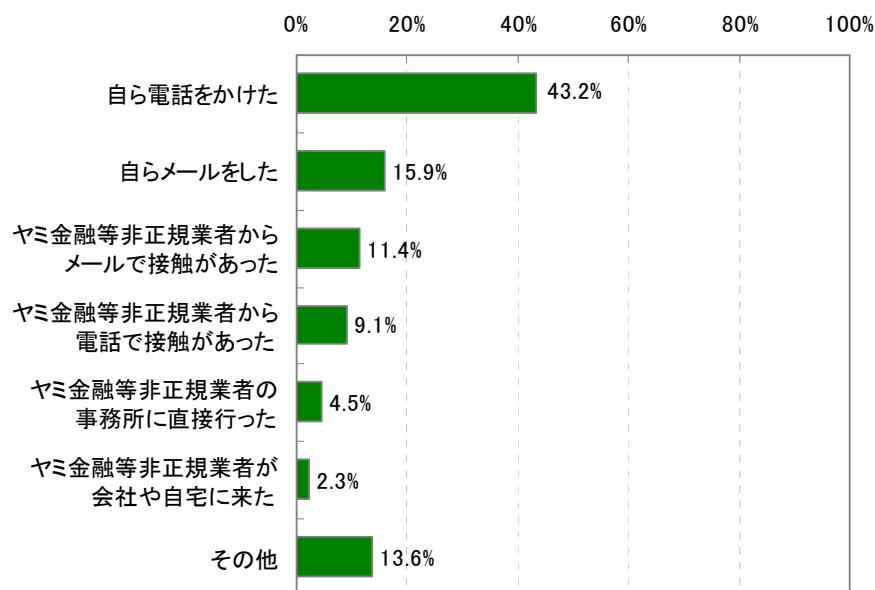
(4) ヤミ金融等非正規業者との接触方法

① ヤミ金融等非正規業者と接触経験があるとした回答者

ヤミ金融等非正規業者と接触したことがあるとした回答者に対して、接触方法について調査したところ、「自ら電話をかけた」が43.2%と最も高く、次いで「自らメールをした」が15.9%、「ヤミ金融等非正規業者からメールで接触があった」が11.4%と続いた。

【図 61 専業主婦(主夫)のヤミ金融等非正規業者との接触方法】

＜ヤミ金融等非正規業者と接触経験がある専業主婦(主夫) n=44＞

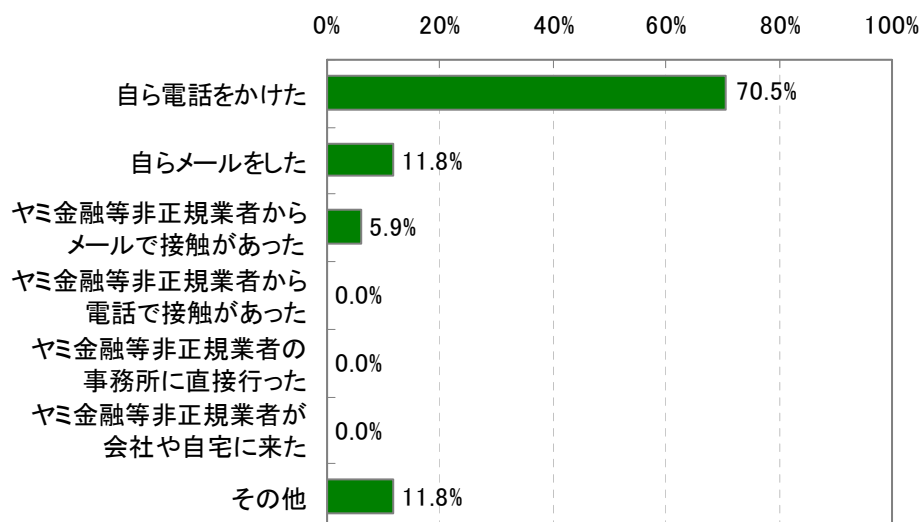


② ヤミ金融等非正規業者の利用経験があるとした回答者

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者に対して、接触方法について調査したところ、「自ら電話をかけた」が70.5%と最も高く、次いで「自らメールをした」が11.8%、「ヤミ金融等非正規業者からメールで接触があった」が5.9%と続いた。

【図 62 ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある専業主婦(主夫)の接触方法】

＜ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある専業主婦(主夫) n=17＞

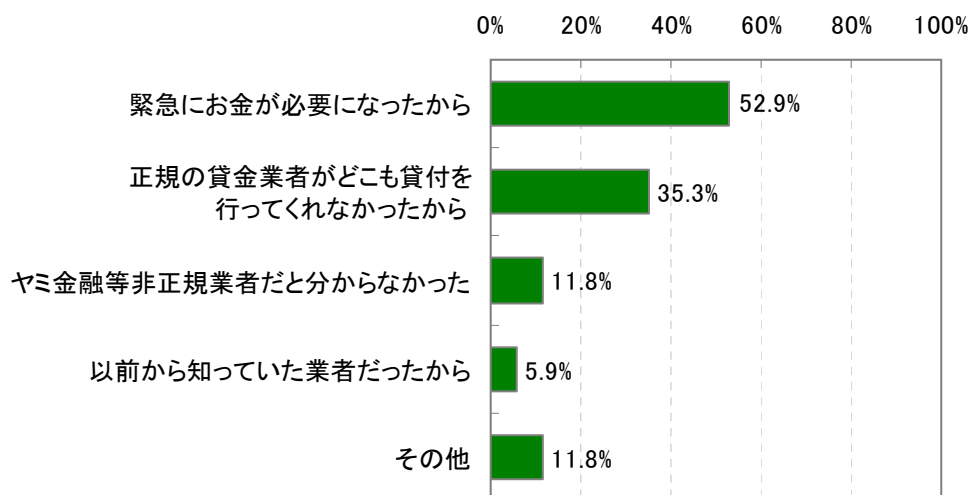


(5) ヤミ金融等非正規業者の利用理由

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」が 52.9%、「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」35.3%、「ヤミ金融等非正規業者だと分からなかった」が 11.8%となった。

【図 63 専業主婦(主夫)のヤミ金融等非正規業者の利用理由(複数回答)】

<ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある専業主婦(主夫) n=17>

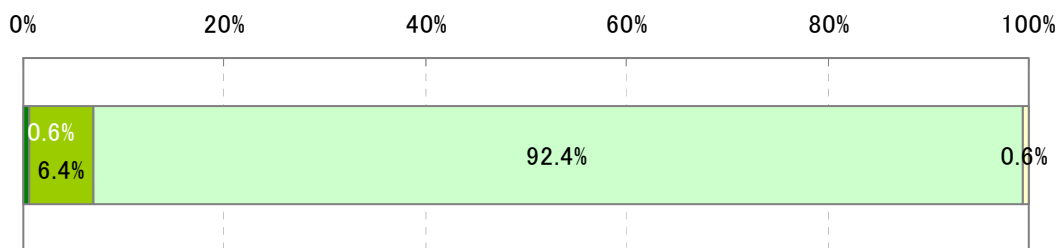


(6) ヤミ金融等非正規業者の利用意向

ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者から借入れしない」が 92.4%、「どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない」が 6.4%、「必要に応じ、借入れを検討する」が 0.6%となった。

【図 64 専業主婦(主夫)のヤミ金融等非正規業者の利用意向】

<専業主婦(主夫) n=500>



- 必要に応じ、借入れを検討する
- どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない
- どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れしない
- その他

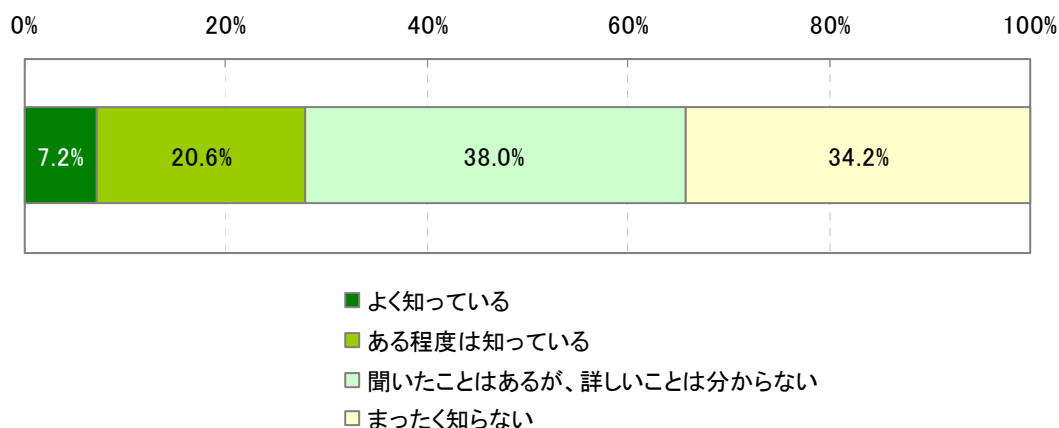
7. クレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知・利用状況に関する調査結果

(1) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知度

クレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知について調査したところ、知っていると回答した割合は、「よく知っている(7.2%)」、「ある程度は知っている(20.6%)」を合わせて27.8%となった。

【図 65 専業主婦(主夫)のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知度】

<専業主婦(主夫) n=500>

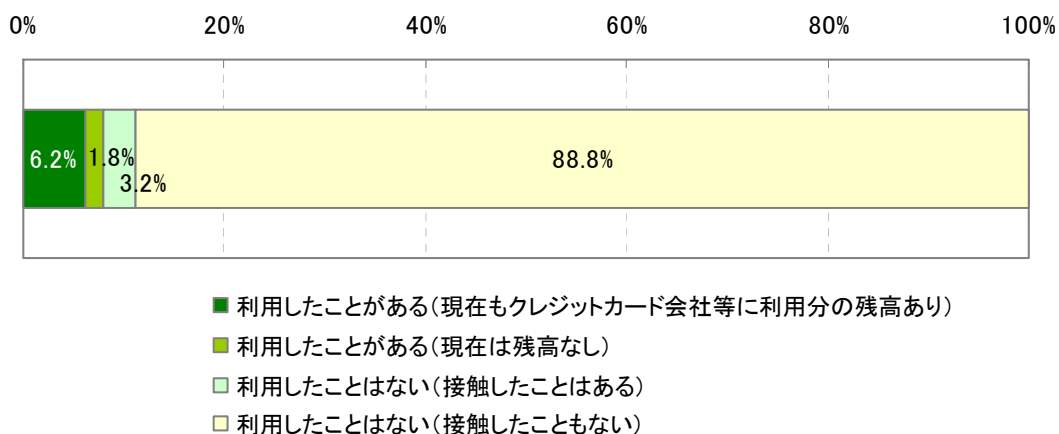


(2) クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無

クレジットカードショッピング枠の現金化業者の接触経験について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)(6.2%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(1.8%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(3.2%)」を合わせて11.2%となった。

【図 66 専業主婦(主夫)のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無】

<専業主婦(主夫) n=500>

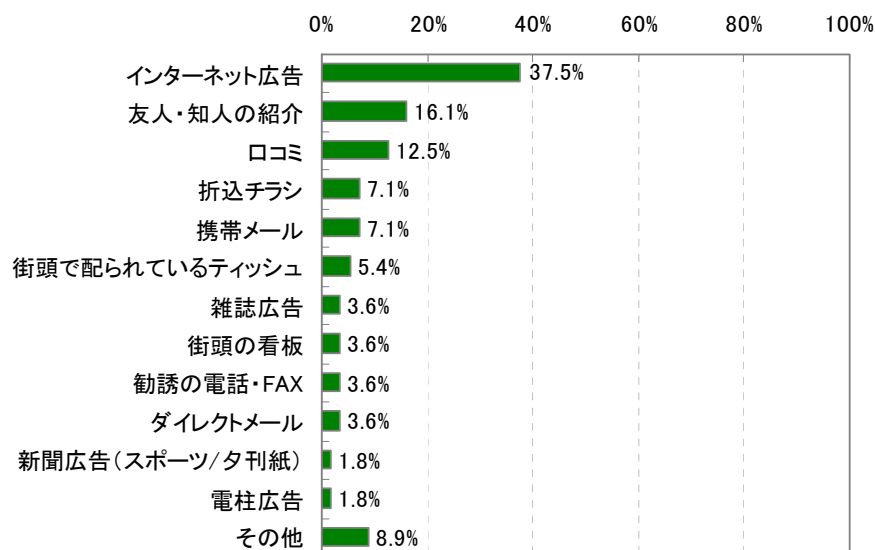


(3) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知経路

クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触したことがあるとした回答者に対して、認知経路について調査したところ、「インターネット広告(37.5%)」、「友人・知人の紹介(16.1%)」、「口コミ(12.5%)」、「折込チラシ(7.1%)」、「携帯メール(7.1%)」となった。

【図 67 専業主婦(主夫)のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知経路(複数回答)】

＜クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触経験がある専業主婦(主夫) n=56＞

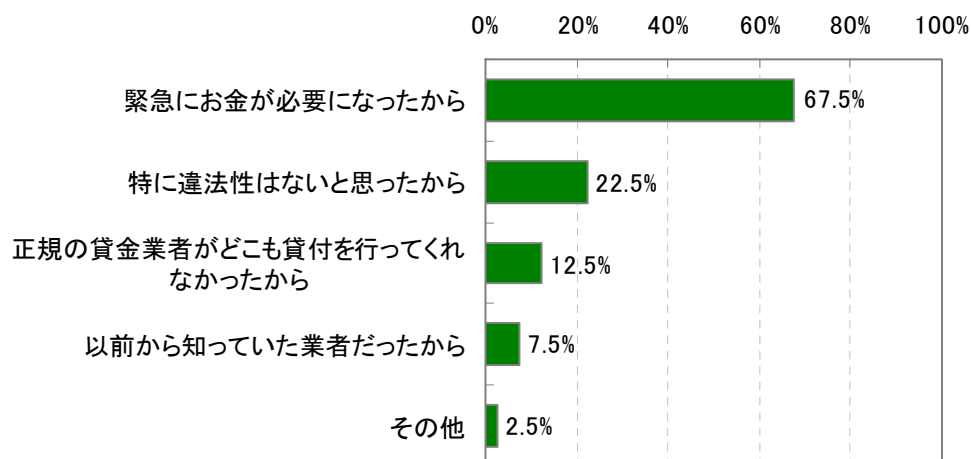


(4) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」が 67.5%、「特に違法性はないと思ったから」22.5%、「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」12.5%となった。

【図 68 専業主婦(主夫)のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由(複数回答)】

＜クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがある専業主婦(主夫) n=40＞

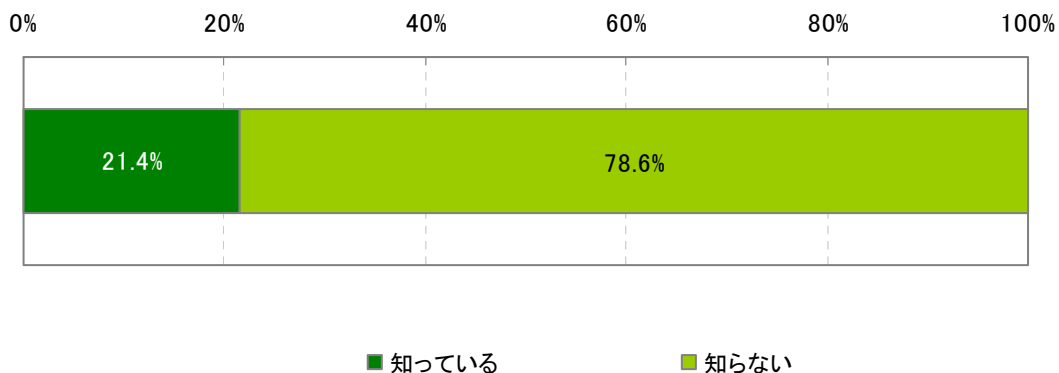


(5) クレジットカードショッピング枠の現金化が会員規約に違反していることの認知

クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触したことがあるとした回答者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化がクレジットカード会社の会員規約に違反しているかを知っているかどうかを調査したところ、78.6%が「知らない」と回答した。

【図 69 専業主婦(主夫)のクレジットカードショッピング枠の現金化の規約違反の認知】

＜クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触経験がある専業主婦(主夫) n=56＞

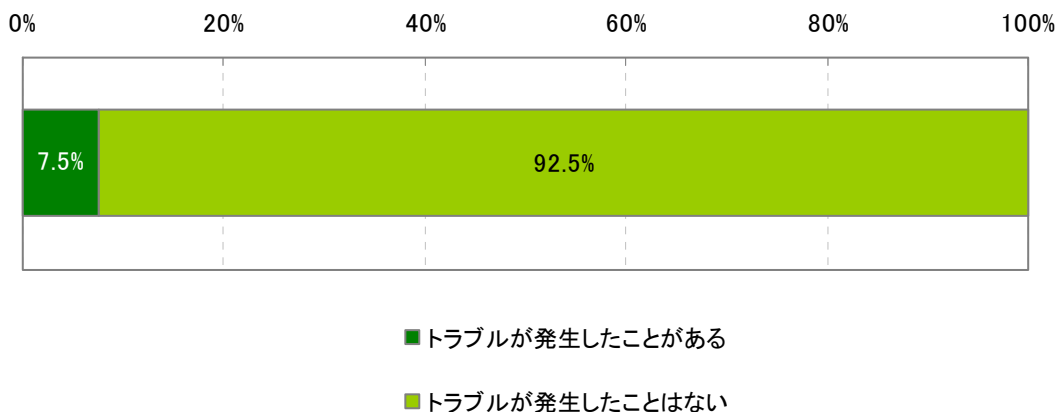


(6) クレジットカードショッピング枠の現金化業者とのトラブル有無

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした回答者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者とのトラブル有無について調査したところ、7.5%が「トラブルが発生したことがある」と回答した。

【図 70 専業主婦(主夫)のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知経路】

＜クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用経験がある専業主婦(主夫) n=40＞

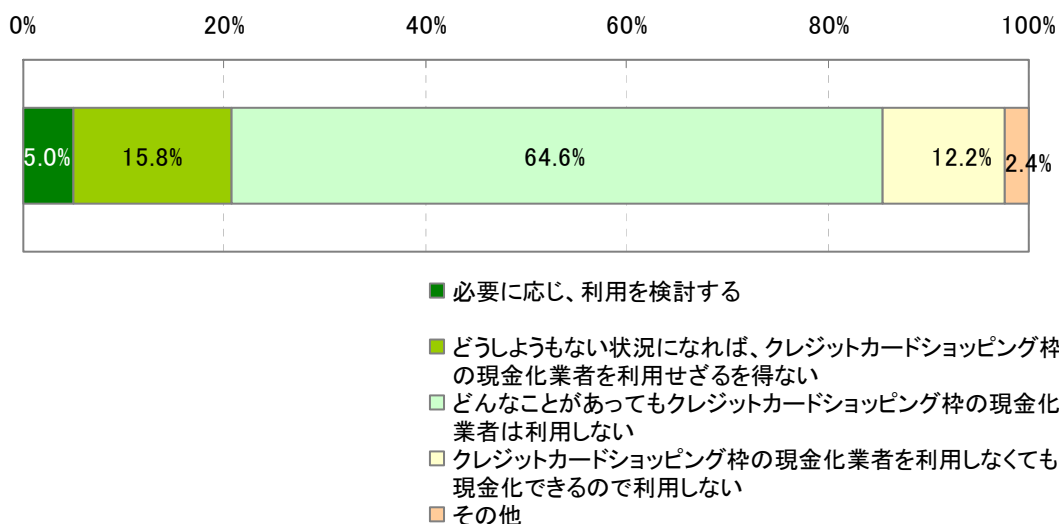


(7) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない」が 64.6%、「どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない」15.8%、「必要に応じ、借入れを検討する」5.0%となった。

【図 71 専業主婦(主夫)のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向】

<専業主婦(主夫) n=500>



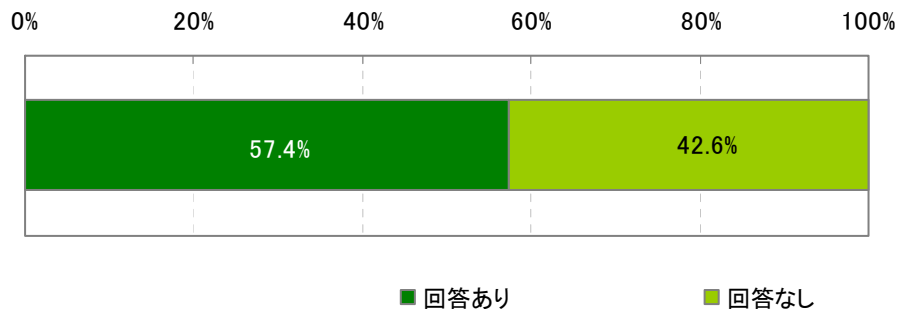
8. 改正貸金業法に対する意見の傾向と具体例に関する調査結果

(1) 改正貸金業法に対する意見の傾向

改正貸金業法の完全施行に対する自由意見を調査したところ、良いとする意見は 39.0%、中立的な意見は 1.0%、問題があるとする意見は 60.0%となった。

【図 72 専業主婦(主夫)の貸金業法改正に対する意見の回答状況】

<専業主婦(主夫) n=500>

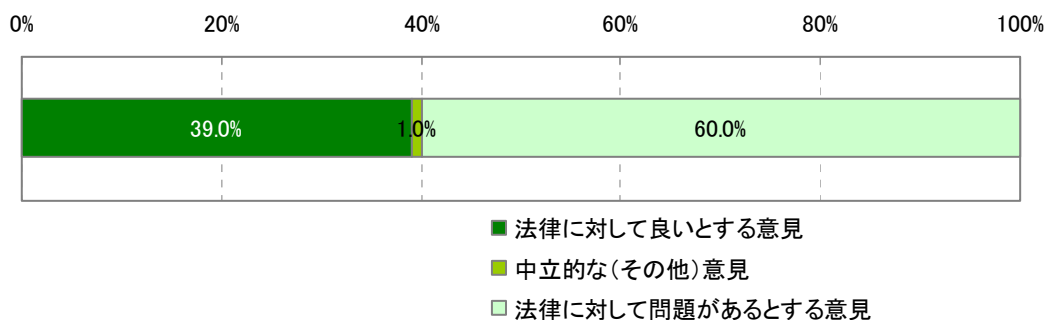


意見の分類	定義
法改正に対して良いとする意見	「良いと思う」「仕方が無い」「もっと早くして欲しかった」等、貸金業法改正に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な(その他)意見	「あまり関係ない」等、貸金業法改正について、直接的に関係しない意見
法改正に対して問題があるとする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」「もっと周知して欲しい」等、貸金業法改正に対して、問題があるとする意見

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した)

【図 73 専業主婦(主夫)の貸金業法改正に対する意見の分類】

<専業主婦(主夫)のうち、貸金業法改正に対する意見として回答のあった n=287>

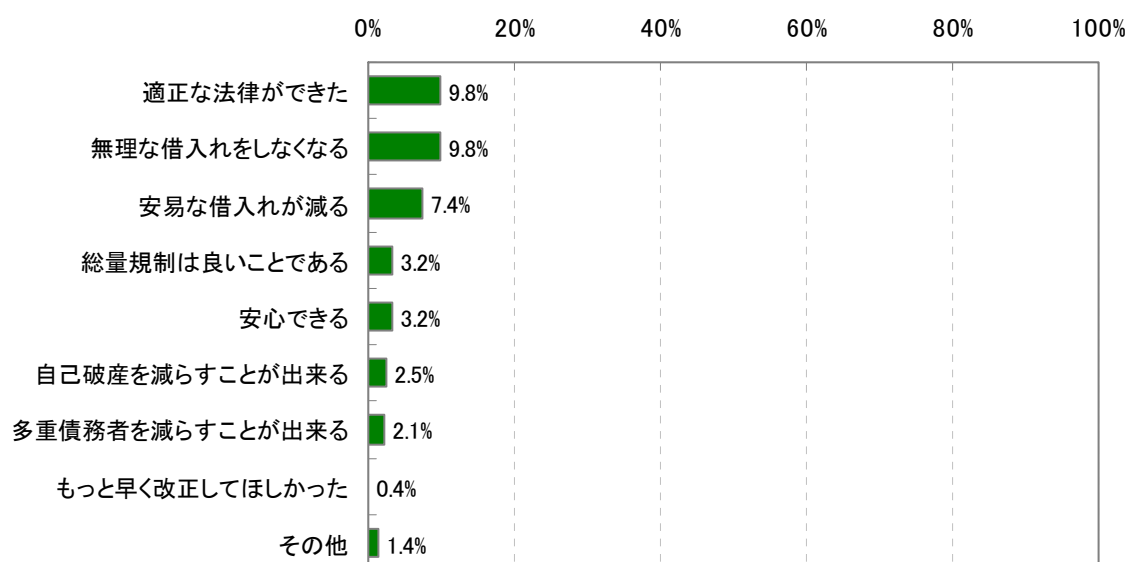


(2) 法改正に対して良いとする意見の内訳

法改正に対して良いとする意見の内訳では、「適正な法律ができた」「無理な借入れをしなくなる」が9.8%、「安易な借入れが減る」が7.4%と続く。

【図 74 専業主婦(主夫)の法改正に対して良いとする意見の内訳】

<専業主婦(主夫)のうち、法改正に対して良いもしくは問題があると回答 n=285>

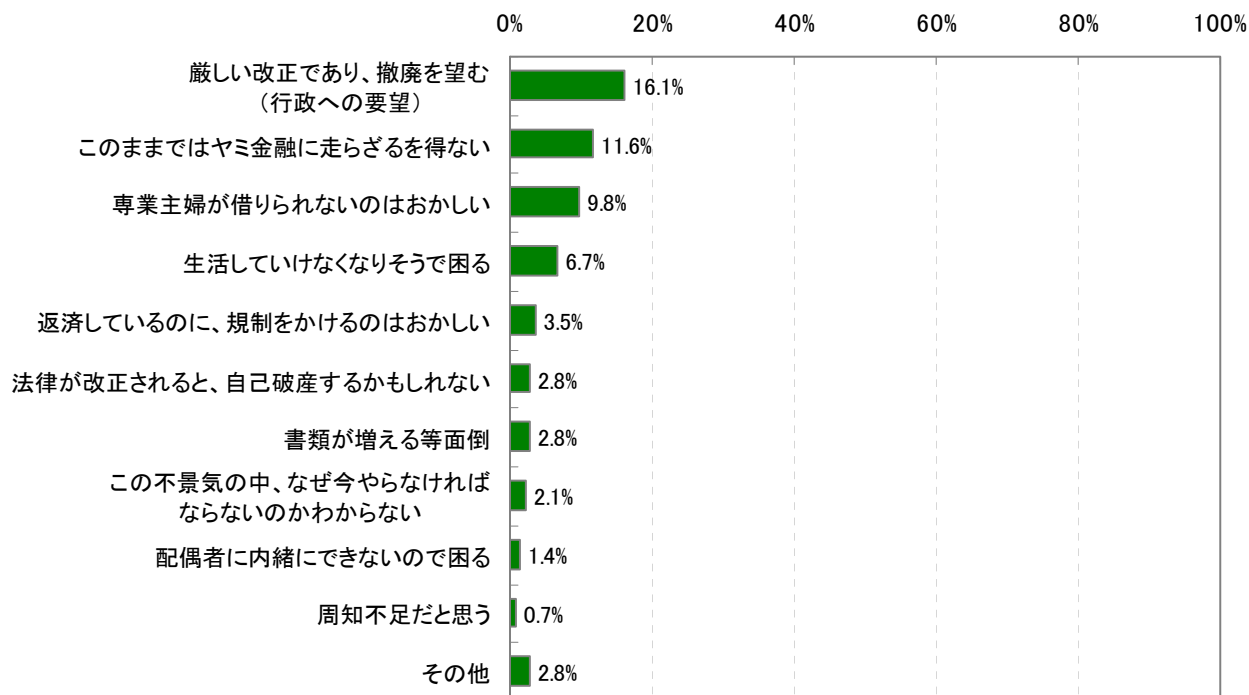


(3) 法改正に対して問題があるとする意見の内訳

法改正に対して問題があるとする意見では、「厳しい改正であり、撤廃を望む(16.1%)」、「このままではヤミ金融に走らざるを得ない(11.6%)」、「専業主婦が借りられないのはおかしい(9.8%)」、「生活していけなくなりそうで困る(6.7%)」といった意見が上位を占めた。

【図 75 専業主婦(主夫)の法改正に対して問題があるとする意見の内訳】

<専業主婦(主夫)のうち、法改正に対して、良いもしくは問題があるという意見 n=285>



Ⅲ. 個人事業主調査

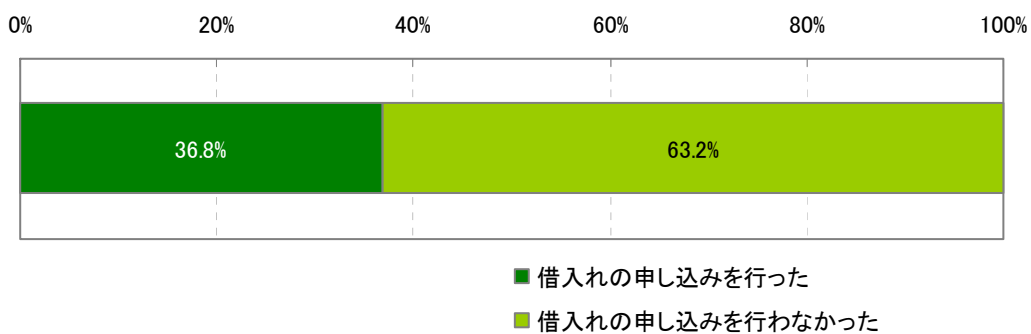
1. 6月18日以降の借入れ状況に関する調査結果

(1) 新規申し込み状況

総量規制に該当する個人事業主(以下「個人事業主」と言う)に対して、6月18日以降に借入れの申し込みを行ったかを調査したところ、「借入れの申し込みを行った」36.8%、「借入れの申し込みを行わなかった」63.2%となった。

【図 76 個人事業主の6月18日以降の新規申し込み状況】

<個人事業主 n=500>

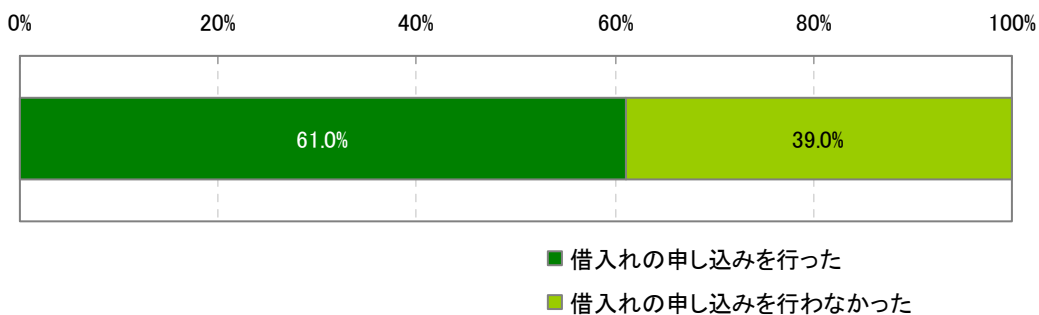


(2) 既存借入れ枠の利用状況

6月18日以降に既存の借入枠を利用して借入れを行ったかを調査したところ、「借入れの申し込みを行った」61.0%、「借入れの申し込みを行わなかった」39.0%となった。

【図 77 個人事業主の6月18日以降の既存借入れ枠の利用状況】

<個人事業主 n=500>

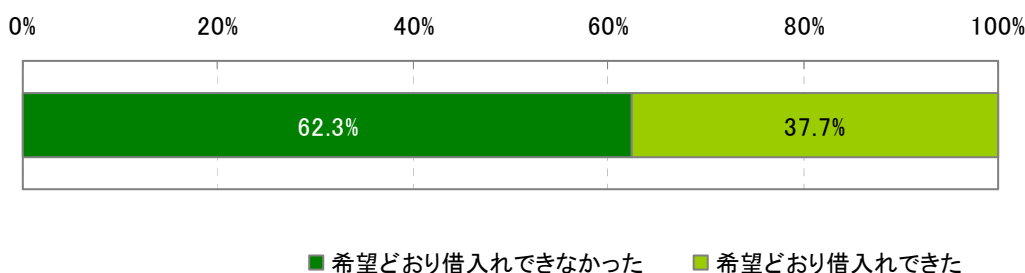


(3) 借入れ結果

6月18日以降に借入れの申し込みを行ったとした回答者に対して、6月18日以降の借入れの結果について調査したところ、「希望どおり借入れできなかった」が62.3%、「希望どおり借入れできた」が37.7%という結果となった。

【図 78 個人事業主の6月18日以降の借入れ結果】

<6月18日以降に借入れの申し込みを行ったと回答した個人事業主 n=332>

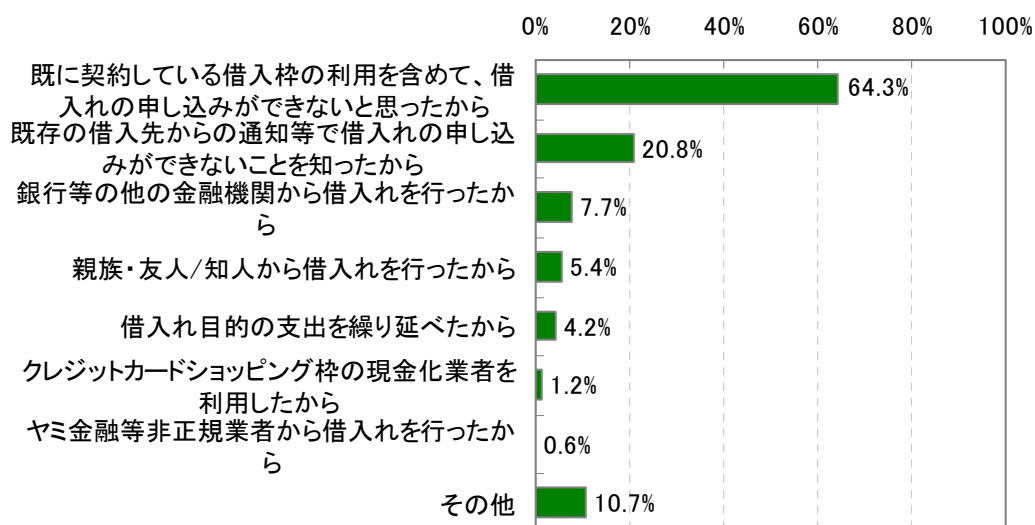


(4) 借入れの申し込みを行わなかった理由

6月18日以降に借入れの申し込みを行わなかったとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「既に契約している借入枠の利用を含めて、借入れの申し込みができないと思ったから」が64.3%、「既存の借入先からの通知等で借入れの申し込みができないことを知ったから」が20.8%と続いた。

【図 79 個人事業主の6月18日以降に借入れの申し込みを行わなかった理由(複数回答)】

<6月18日以降に借入れの申し込みを行わなかったと回答した個人事業主 n=168>



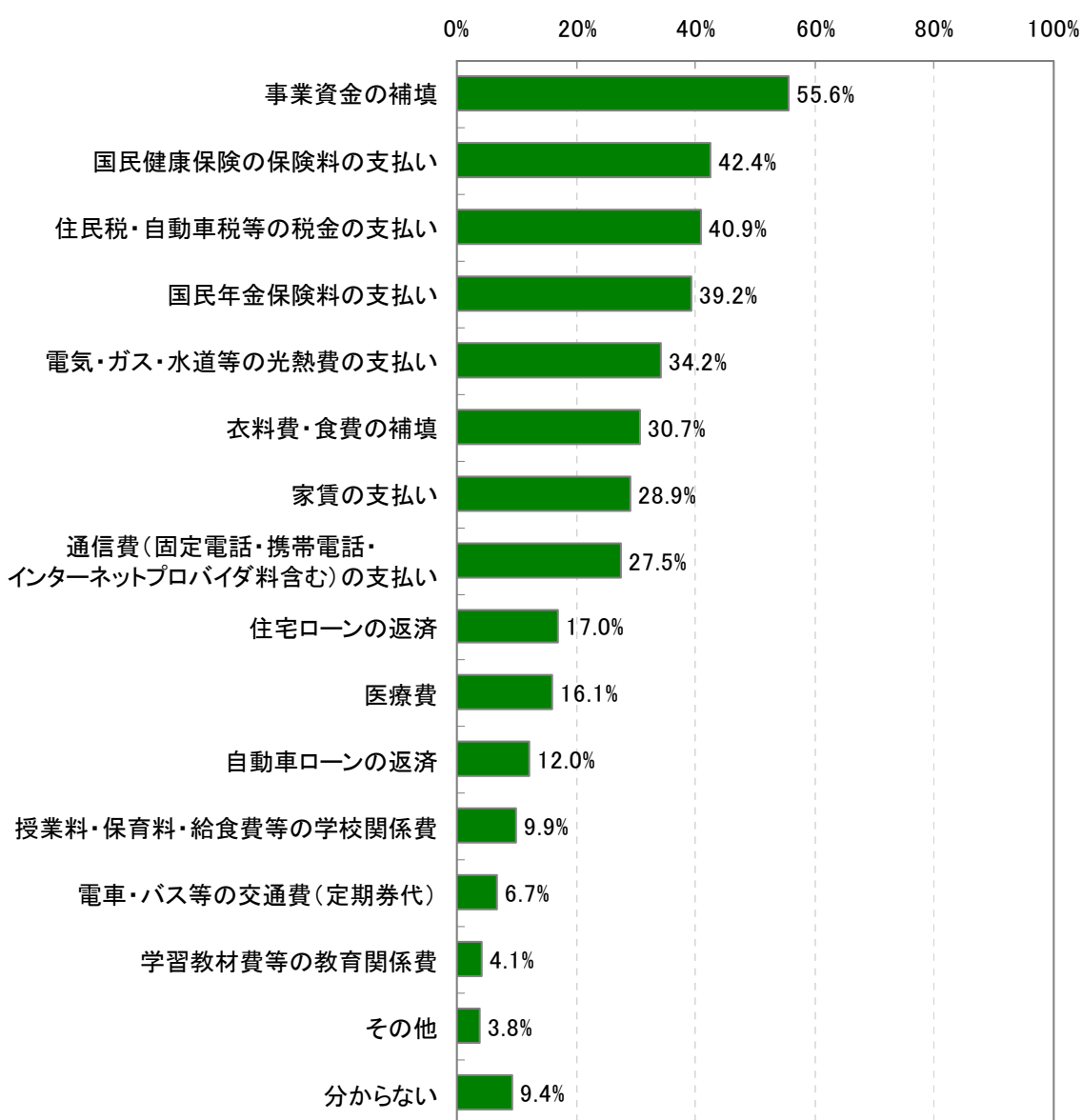
2. 希望どおり借入れできなかった際の行動に関する調査結果

(1) 借入れできなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと

借入れできなかった、あるいは借入れを諦めたとした回答者に対して、困ったことについて調査したところ、「事業資金の補填(55.6%)」、「国民健康保険の保険料の支払い(42.4%)」、「住民税・自動車税等の税金の支払い(40.9%)」「国民年金保険料の支払い(39.2%)」が上位を占めた。

【図 80 個人事業主の希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めた際に困ったこと (複数回答)】

<希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めた個人事業主 n=375 (ただし、無回答(n=33)を除いて集計)>



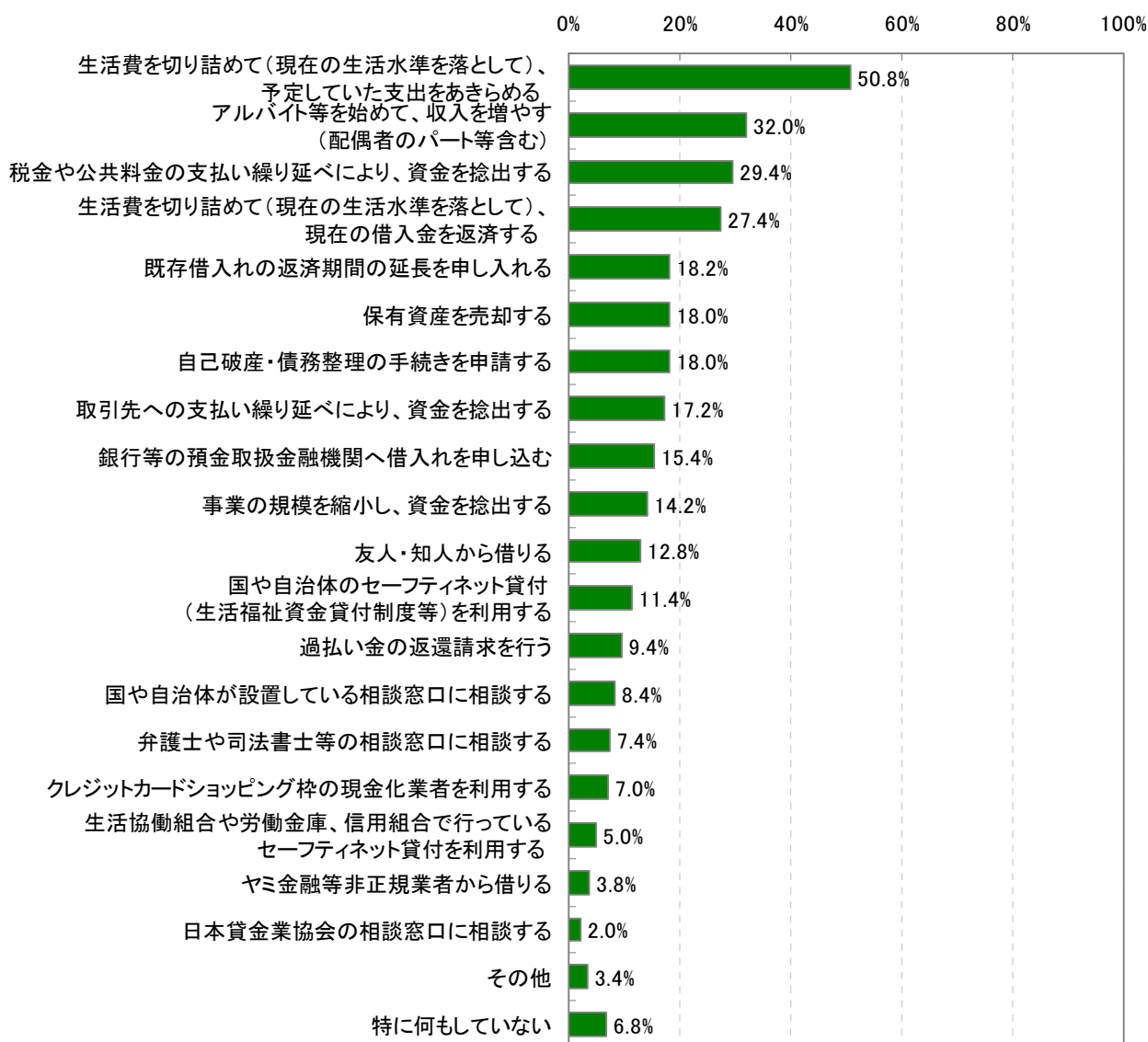
(2) 借入れできなくなると仮定した場合にとる行動

①回答者全員

今後貸金業者から一切の借入れができなくなると仮定した場合にとると思われる行動について調査したところ、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、予定していた支出をあきらめる」が50.8%と最も高く、次いで「アルバイト等を始めて、収入を増やす(配偶者のパート等含む)」が32.0%、「税金や公共料金の支払い繰り延べにより、資金を捻出する」が29.4%となった。

【図 81 個人事業主の今後借入れできなくなると仮定した場合にとる行動(複数回答)】

<個人事業主 n=500>

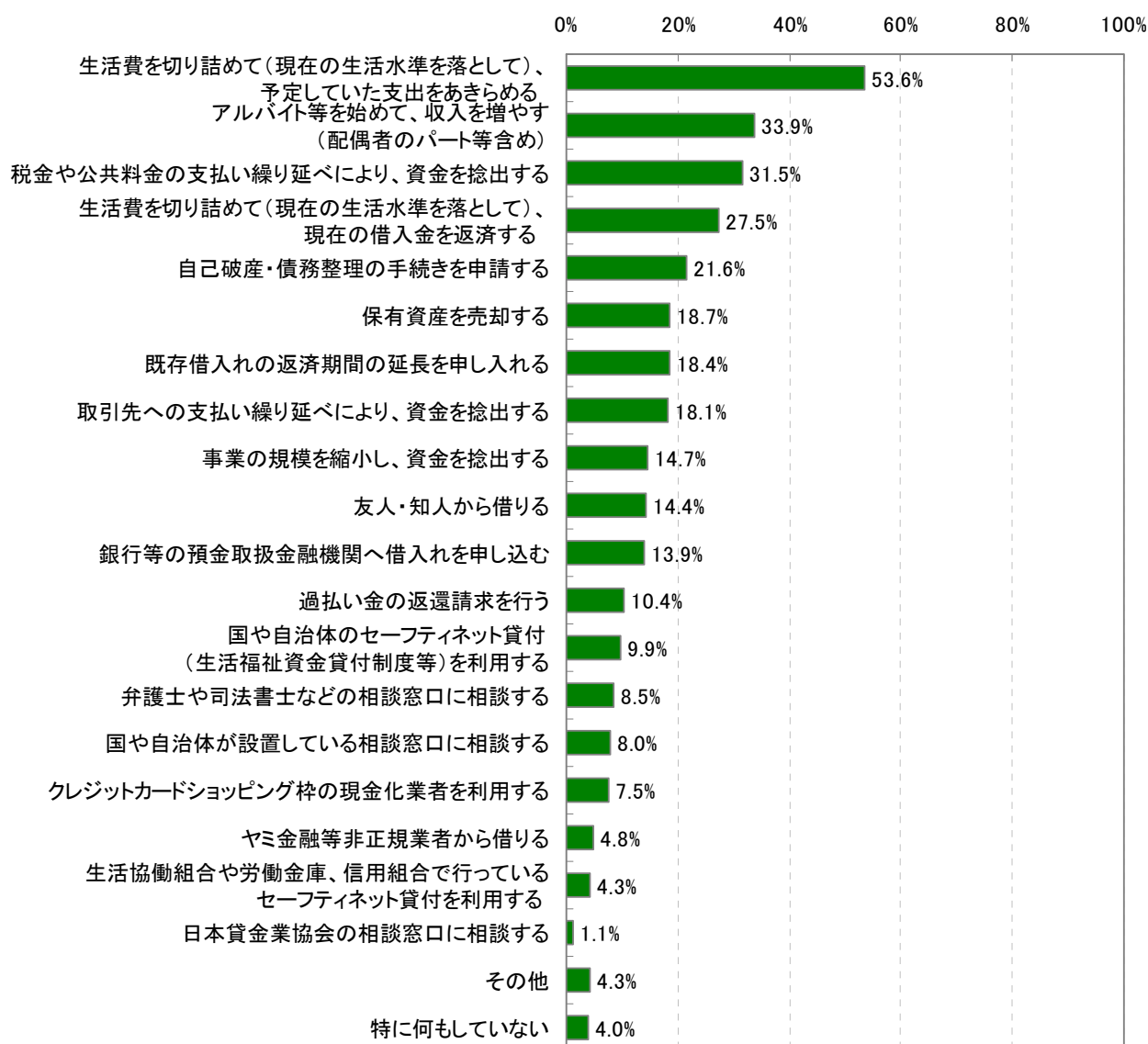


②希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めたとした回答者

希望どおりに借入れできなかった、あるいは借入れを諦めたとした回答者に対して、今後貸金業者から一切の借入れができなくなると仮定した場合にとると思われる行動について調査したところ、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、予定していた支出をあきらめる」が 53.6%と最も高く、次いで「アルバイト等を始めて、収入を増やす(配偶者のパート等含む)」が 33.9%、「税金や公共料金の支払い繰り延べにより、資金を捻出する」が 31.5%となった。

【図 82 希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めた個人事業主の今後借入れできなくなると仮定した場合にとる行動(複数回答)】

＜希望どおり借入れできなかった、あるいは借入れを諦めた個人事業主 n=375＞



3. 今後の借入れの必要性に関する調査結果

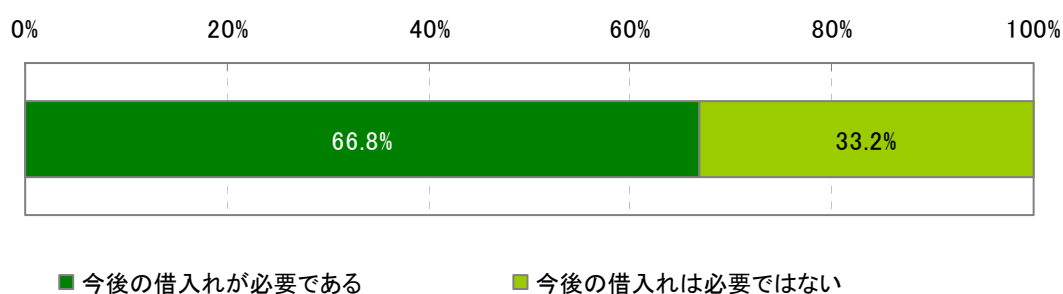
(1) 今後の借入れの必要性

①回答者全員

今後の借入れの必要性について調査したところ、66.8%が「今後の借入れが必要である」と回答した。

【図 83 個人事業主の今後の借入れの必要性】

<個人事業主 n=500>

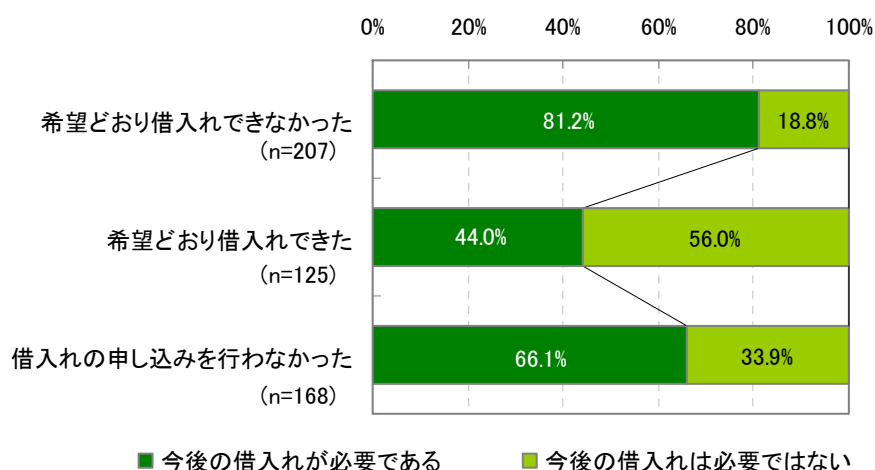


②借入状況別今後の借入れの必要性

借入状況別に今後の借入れの必要性について調査したところ、「希望どおり借入れできなかった」回答者の81.2%、「希望どおり借入れできた」回答者の44.0%、「借入れの申し込みを行わなかった」回答者の66.1%が「今後の借入れが必要である」と回答した。

【図 84 個人事業主の借入状況別今後の借入れの必要性】

<個人事業主 n=500>

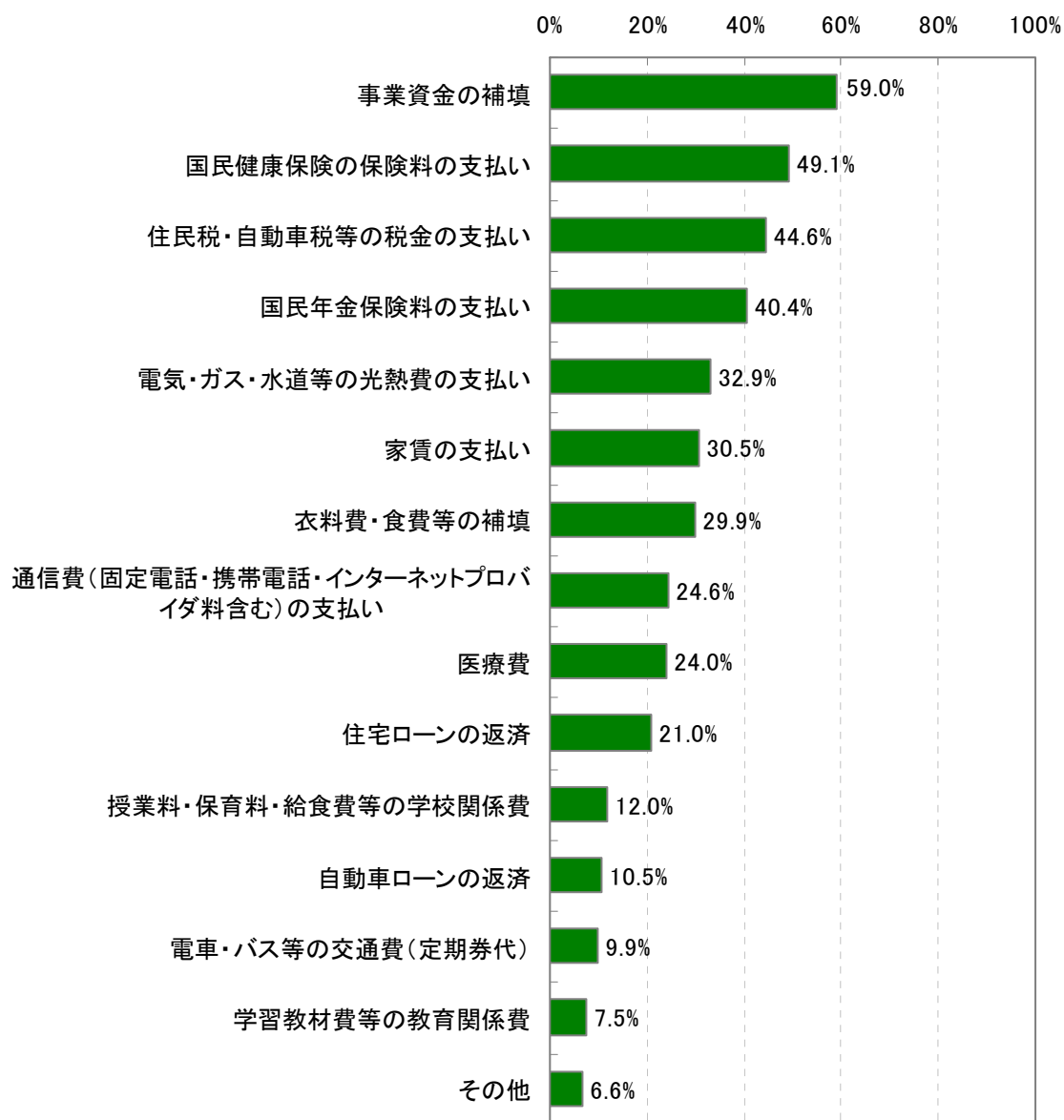


(2) 今後の借入れの使途

今後の借入れが必要とした回答者に対して、今後の借入れの使途について調査したところ、「事業資金の補填(59.0%)」、「国民健康保険の保険料の支払い(49.1%)」、「住民税・自動車税等の税金の支払い(44.6%)」が上位を占めた。

【図 85 個人事業主の今後の借入れの使途(複数回答)】

<今後の借入れが必要と回答した個人事業主 n=334>

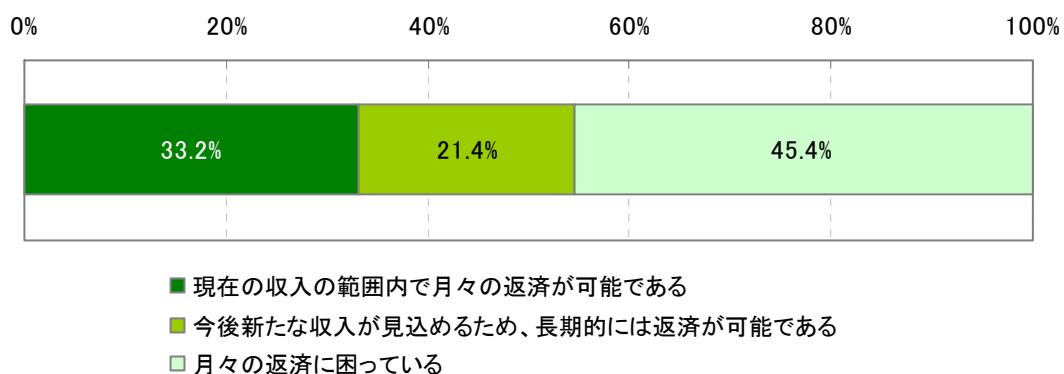


(3) 借入れの返済余力

借入れの返済余力について調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(33.2%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(21.4%)」を合わせて54.6%となった。一方、「月々の返済に困っている」と回答した割合は45.4%となった。

【図 86 個人事業主の借入れの返済余力】

<個人事業主 n=500>



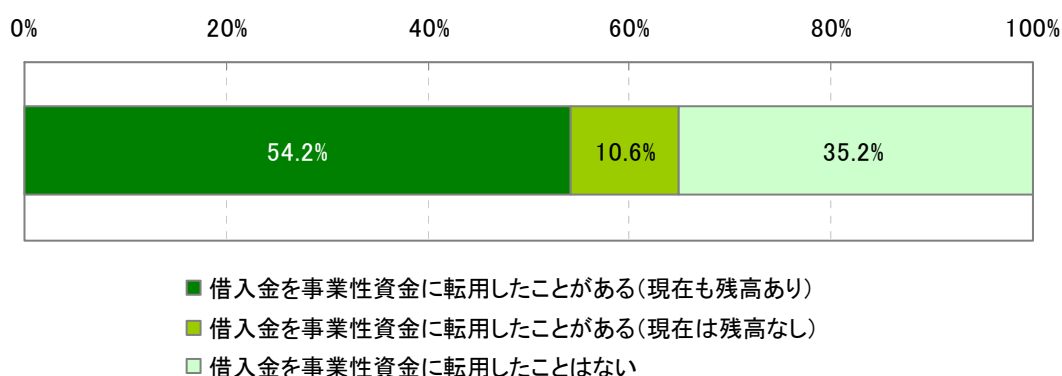
4. 個人での借入金の事業性資金への転用経験に関する調査結果

(1) 個人での借入金の事業性資金への転用経験の有無

個人としての借入金を事業性資金へ転用したことがあるかどうか調査したところ、「転用したことがある」と回答した割合は 64.8%となった。

【図 87 個人事業主の個人としての借入金の事業性資金への転用経験の有無】

<個人事業主 n=500>

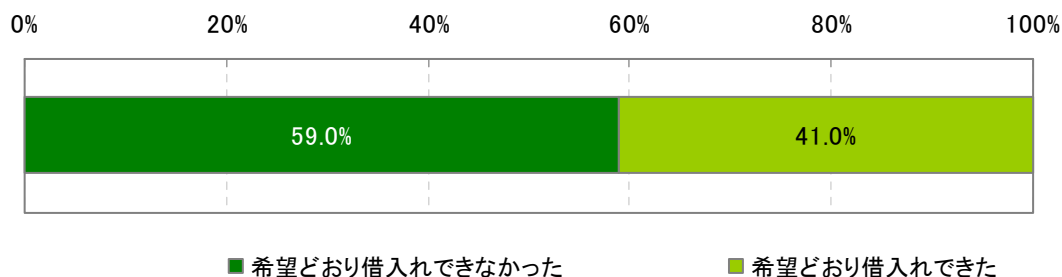


(2) 6月18日以降の個人としての借入れ状況

個人としての借入金を事業性資金に転用したことがあるとした回答者に対して、6月18日以降個人として借入れすることができたか調査したところ、「希望どおり借入れできなかった」と回答した割合は 59.0%、「希望どおり借入れできた」と回答した割合は 41.0%となった。

【図 88 個人事業主の6月18日以降の個人としての借入れ状況】

<借入金を事業性資金に転用したことがある個人事業主 n=324>

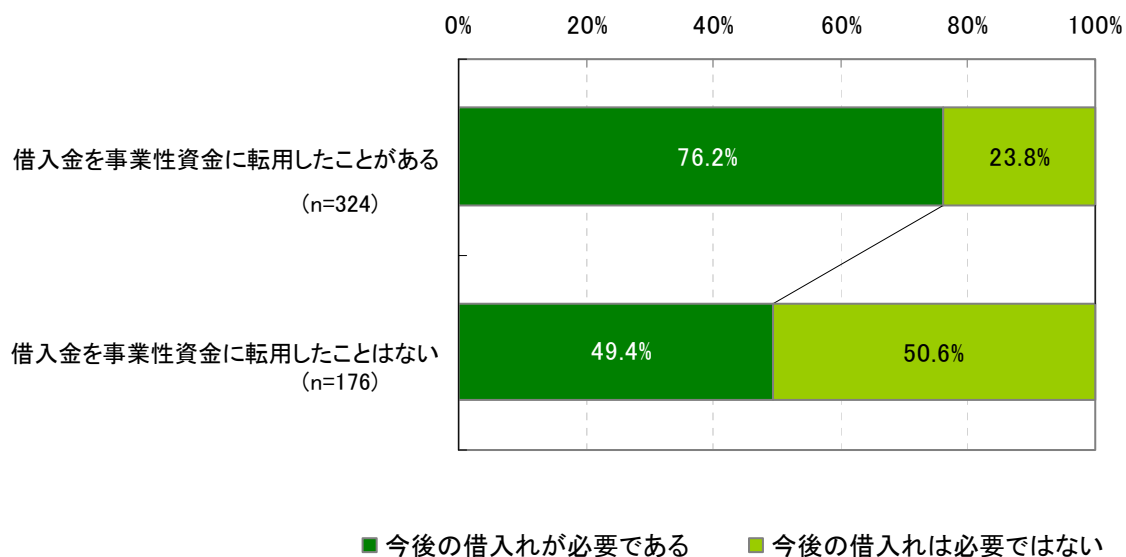


(3) 回答者の今後の借入れの必要性

借入金の事業性資金への転用経験別に今後の生活を維持するために新たな借入れが必要かどうかについて調査したところ、借入金を事業性資金の転用したことがある個人事業主のうち、76.2%が必要と回答した。

【図 89 個人事業主の今後の借入れの必要性】

<個人事業主 n=500>



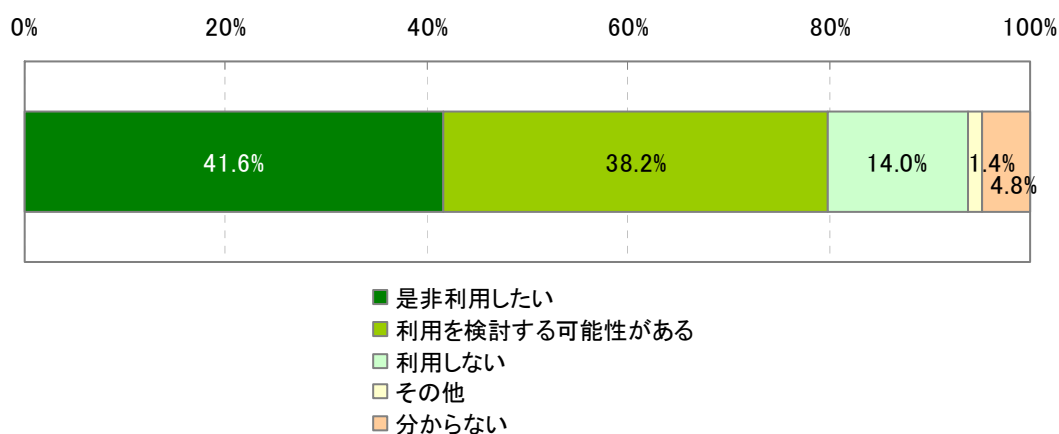
5. 借入残高を段階的に減らしていくための借換えの利用意向に関する調査結果

(1) 借入残高を段階的に減らしていくための借換えの利用意向

複数の借入れを返済期間が長く月々の返済負担も少ない 1 本の借入れに借り換えることが可能なサービスの利用意向について調査したところ、「是非利用したい」が 41.6%と最も高く、次いで「利用を検討する可能性がある」が 38.2%、「利用しない」が 14.0%となった。

【図 90 個人事業主の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの利用意向】

<個人事業主 n=500>



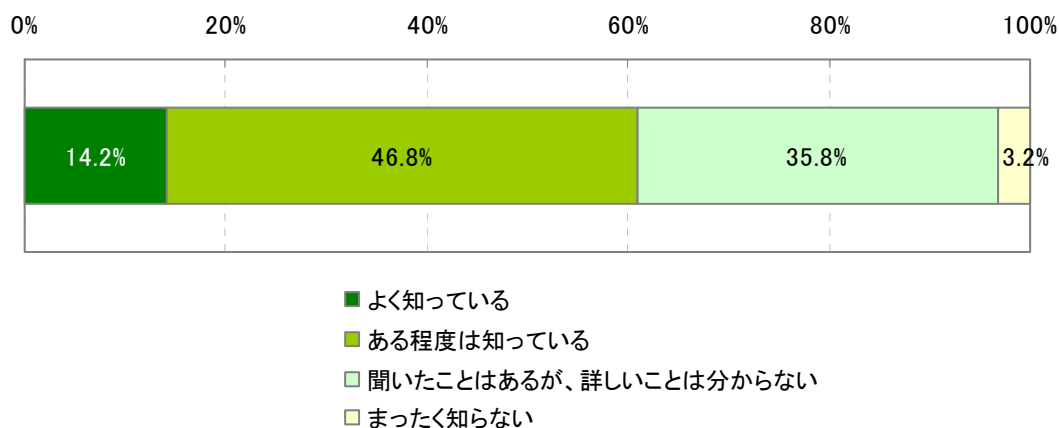
6. ヤミ金融等非正規業者の認知・利用状況に関する調査結果

(1) ヤミ金融等非正規業者の認知度

ヤミ金融等非正規業者の認知について調査したところ、ヤミ金融等非正規業者を知っていると回答した割合は、「よく知っている(14.2%)」、「ある程度は知っている(46.8%)」を合わせて61.0%となった。

【図 91 個人事業主のヤミ金融等非正規業者の認知度】

<個人事業主 n=500>

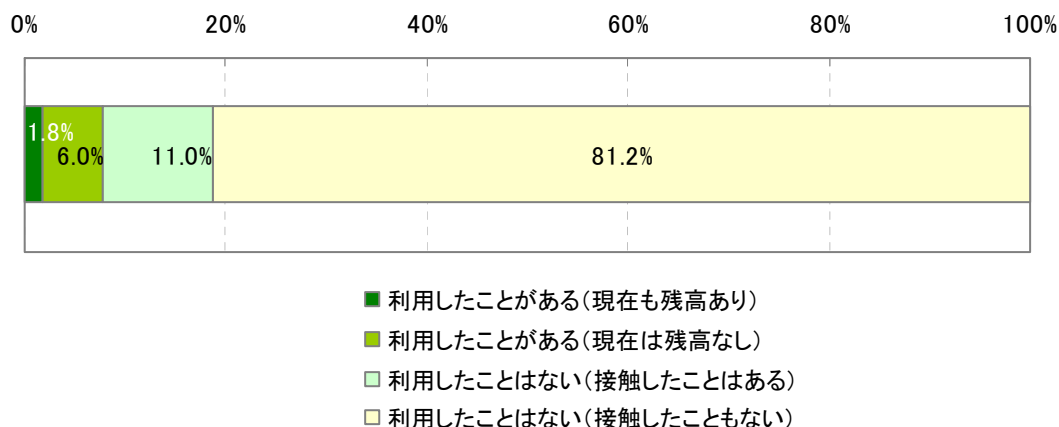


(2) ヤミ金融等非正規業者との接触経験有無

ヤミ金融等非正規業者の接触経験について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在も残高あり)(1.8%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(6.0%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(11.0%)」を合わせて18.8%となった。

【図 92 個人事業主のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無】

<個人事業主 n=500>



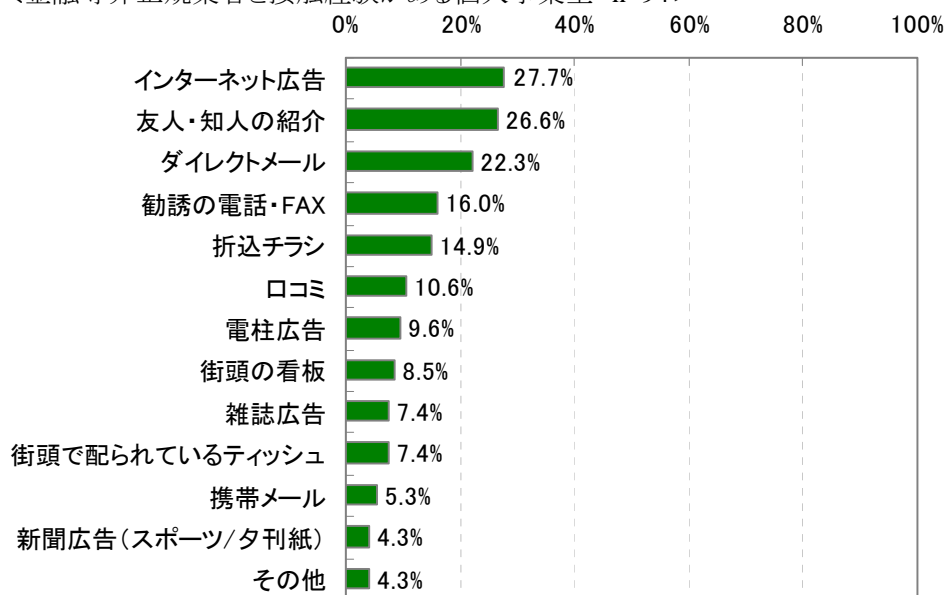
(3) ヤミ金融等非正規業者の認知経路

① ヤミ金融等非正規業者と接触経験があるとした回答者

ヤミ金融等非正規業者と接触したことがあるとした回答者に対して、認知経路について調査したところ、「インターネット広告」が 27.7%と最も高く、次いで「友人・知人の紹介」が 26.6%、「ダイレクトメール」が 22.3%と続いた。

【図 93 個人事業主のヤミ金融等非正規業者の認知経路(複数回答)】

＜ヤミ金融等非正規業者と接触経験がある個人事業主 n=94＞

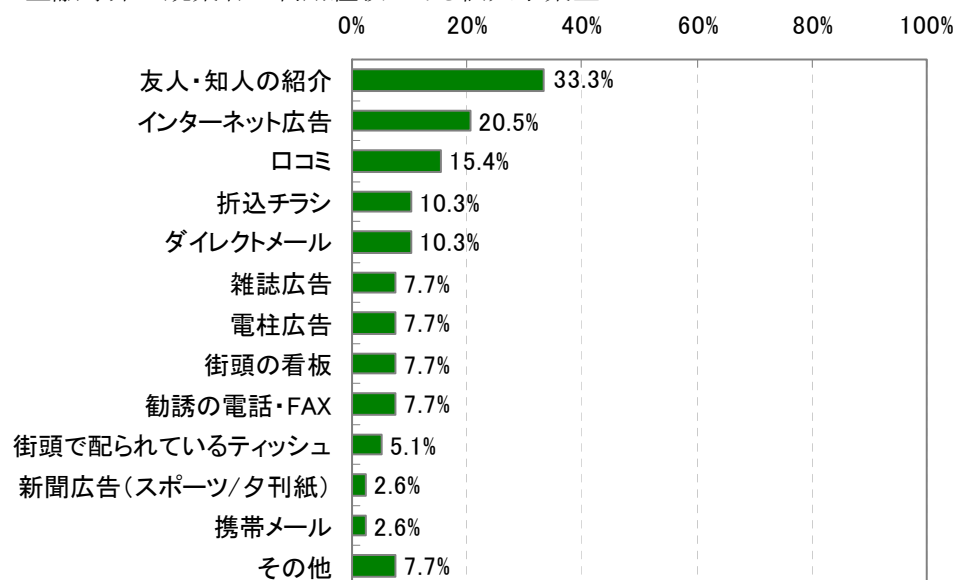


② ヤミ金融等非正規業者の利用経験があるとした回答者

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者に対して、認知経路について調査したところ、「友人・知人の紹介」が 33.3%と最も高く、次いで「インターネット広告」が 20.5%、「口コミ」が 15.4%と続いた。

【図 94 ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある個人事業主の認知経路(複数回答)】

＜ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある個人事業主 n=39＞



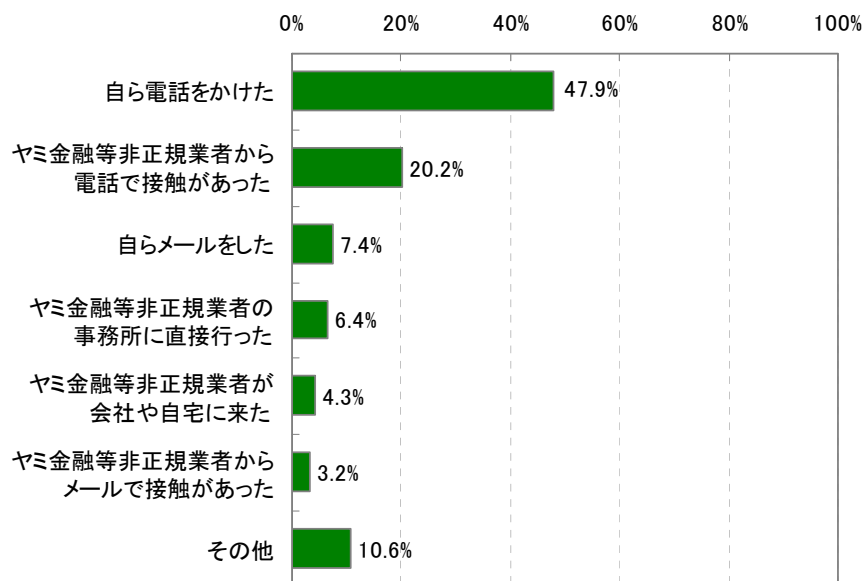
(4) ヤミ金融等非正規業者との接触方法

① ヤミ金融等非正規業者と接触経験があるとした回答者

ヤミ金融等非正規業者と接触したことがあるとした回答者に対して、接触方法について調査したところ、「自ら電話をかけた」が 47.9%と最も高く、次いで「ヤミ金融等非正規業者から電話で接触があった」が 20.2%、「自らメールをした」が 7.4%と続いた。

【図 95 個人事業主のヤミ金融等非正規業者との接触方法】

＜ヤミ金融等非正規業者と接触経験がある個人事業主 n=94＞

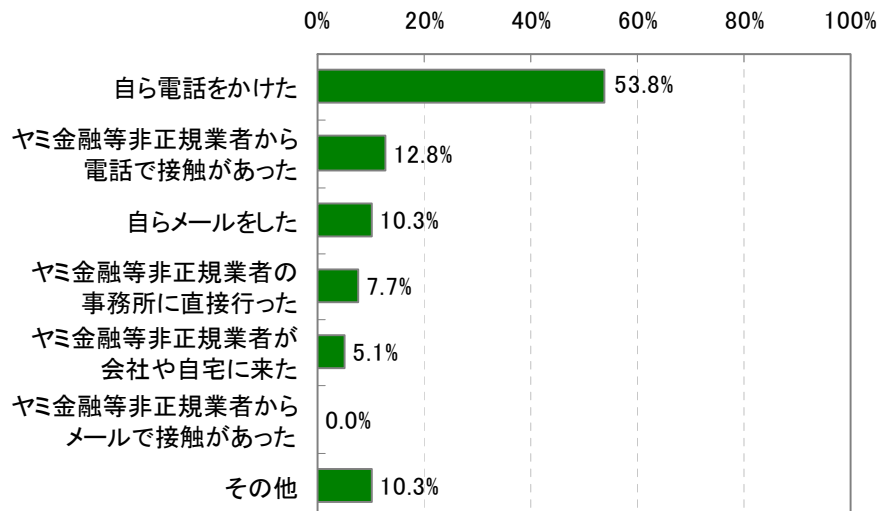


② ヤミ金融等非正規業者の利用経験があるとした回答者

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者に対して、接触方法について調査したところ、「自ら電話をかけた」が 53.8%と最も高く、次いで「ヤミ金融等非正規業者から電話で接触があった」が 12.8%、「自らメールをした」が 10.3%と続いた。

【図 96 ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある個人事業主の接触方法】

＜ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある個人事業主 n=39＞

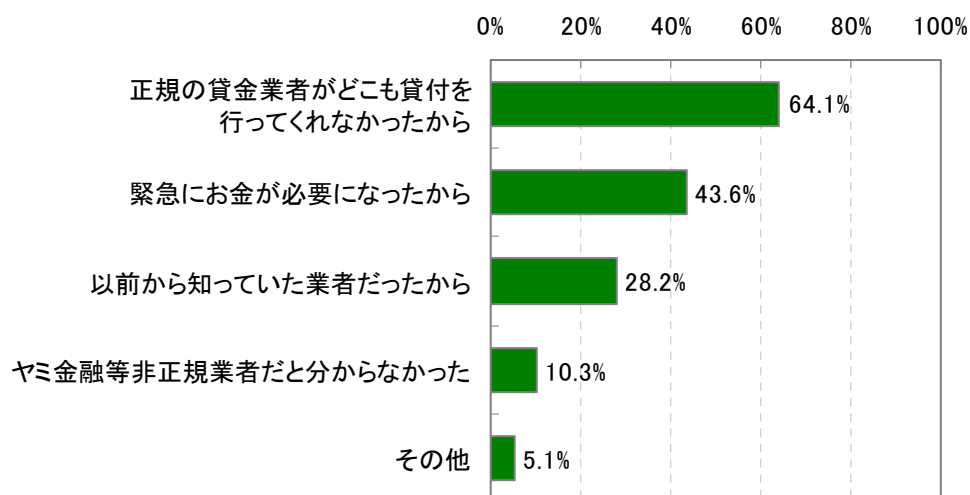


(5) ヤミ金融等非正規業者の利用理由

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」が 64.1%、「緊急にお金が必要になったから」43.6%、「以前から知っていた業者だったから」が 28.2%となった。

【図 97 個人事業主のヤミ金融等非正規業者の利用理由(複数回答)】

<ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある個人事業主 n=39>

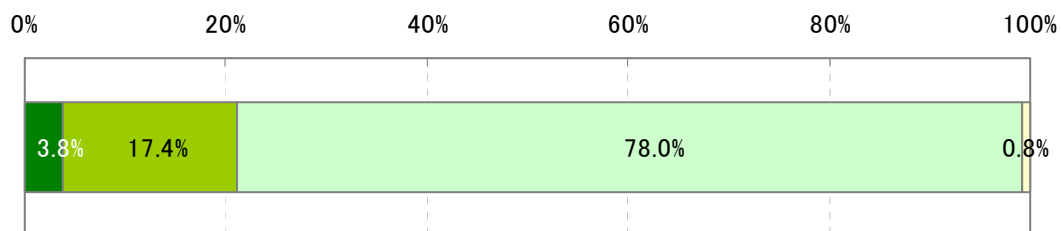


(6) ヤミ金融等非正規業者の利用意向

ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者から借入れしない」が 78.0%、「どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない」17.4%、「必要に応じ、借入れを検討する」3.8%となった。

【図 98 個人事業主のヤミ金融等非正規業者の利用意向】

<個人事業主 n=500>



- 必要に応じ、借入れを検討する
- どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない
- どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れしない
- その他

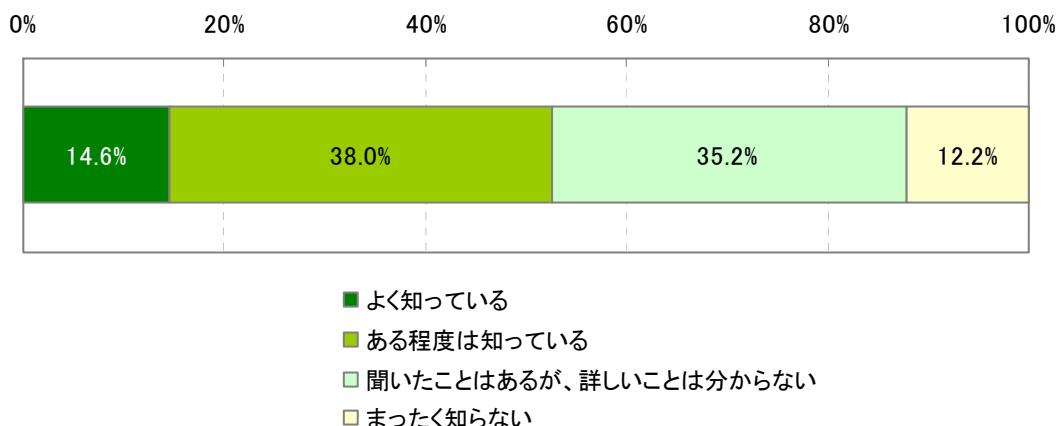
7. クレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知・利用状況に関する調査結果

(1) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知度

クレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知について調査したところ、知っていると回答した割合は、「よく知っている(14.6%)」、「ある程度は知っている(38.0%)」を合わせて52.6%となった。

【図 99 個人事業主のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知度】

<個人事業主 n=500>

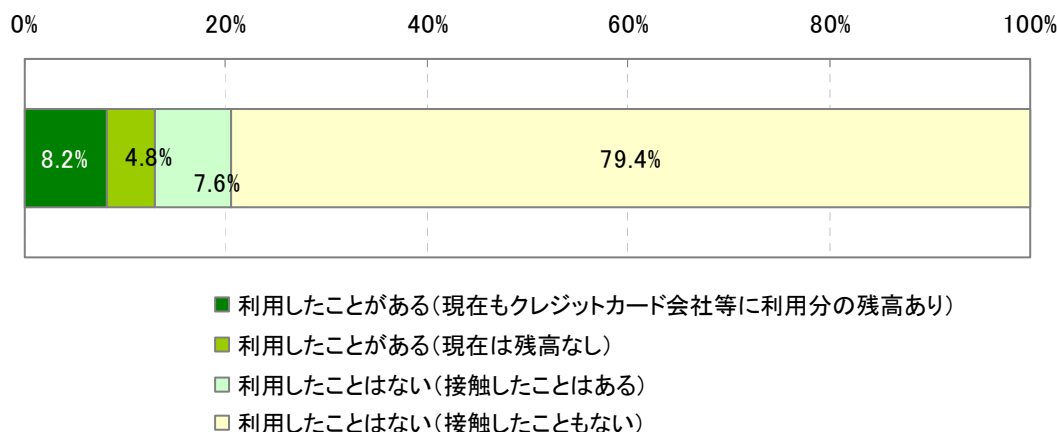


(2) クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無

クレジットカードショッピング枠の現金化業者の接触経験について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)(8.2%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(4.8%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(7.6%)」を合わせて20.6%となった。

【図 100 個人事業主のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無】

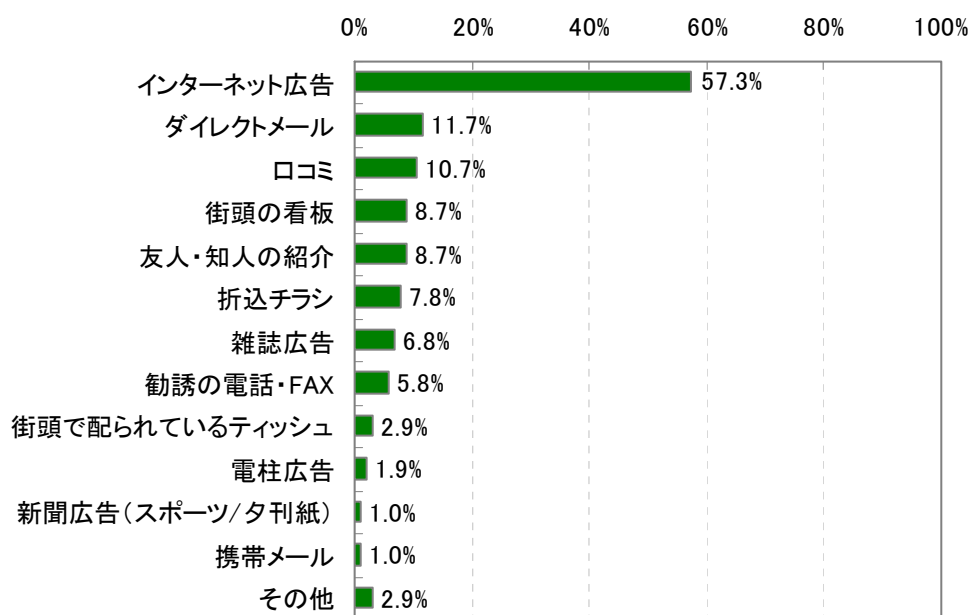
<個人事業主 n=500>



(3) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知経路

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を接触したことがあるとした回答者に対して、認知経路について調査したところ、「インターネット広告(57.3%)」、「ダイレクトメール(11.7%)」、「口コミ(10.7%)」、「街頭の看板(8.7%)」、「友人・知人の紹介(8.7%)」となった。

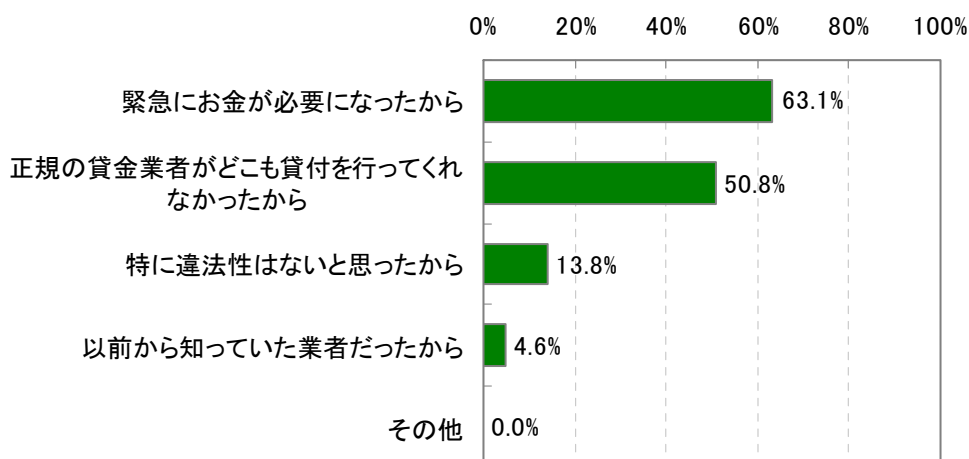
【図 101 個人事業主のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の認知経路(複数回答)】
 <クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触経験がある総量規制該当者 n=103>



(4) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」63.1%、「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」が50.8%、「特に違法性はないと思ったから」が13.8%となった。

【図 102 個人事業主のクレジットカードショッピング枠の現金化の規約違反の認知(複数回答)】
 <クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触経験がある個人事業主 n=65>

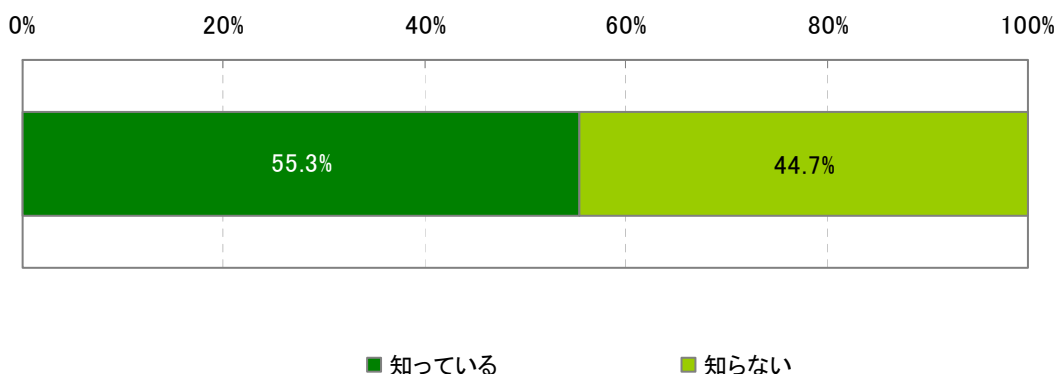


(5) クレジットカードショッピング枠の現金化が会員規約に違反していることの認知

クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触したことがあるとした回答者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化がクレジットカード会社の会員規約に違反しているかを知っているかどうかを調査したところ、44.7%が「知らない」と回答した。

【図 103 個人事業主のクレジットカードショッピング枠の現金化の規約違反の認知】

＜クレジットカードショッピング枠の現金化業者と接触経験がある個人事業主 n=103＞

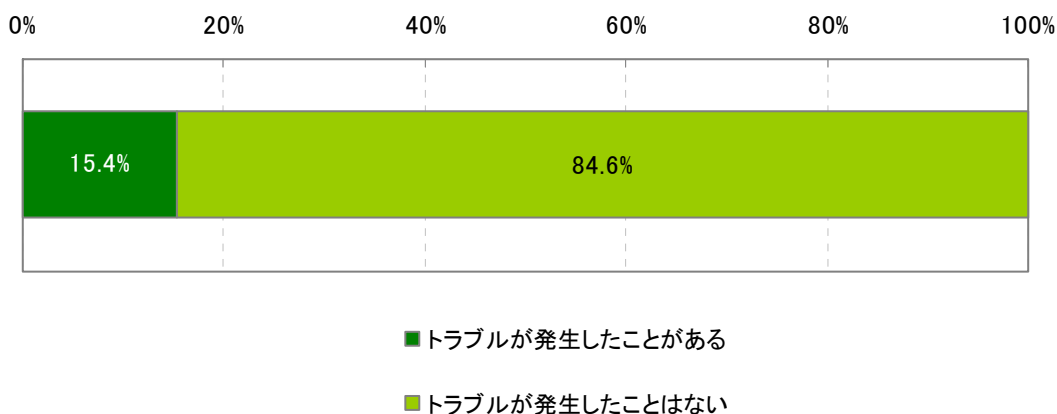


(6) クレジットカードショッピング枠の現金化業者とのトラブル有無

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした回答者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者とのトラブル有無について調査したところ、15.4%が「トラブルが発生したことがある」と回答した。

【図 104 個人事業主のクレジットカードショッピング枠の現金化業者とのトラブル有無】

＜クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用経験がある個人事業主 n=65＞

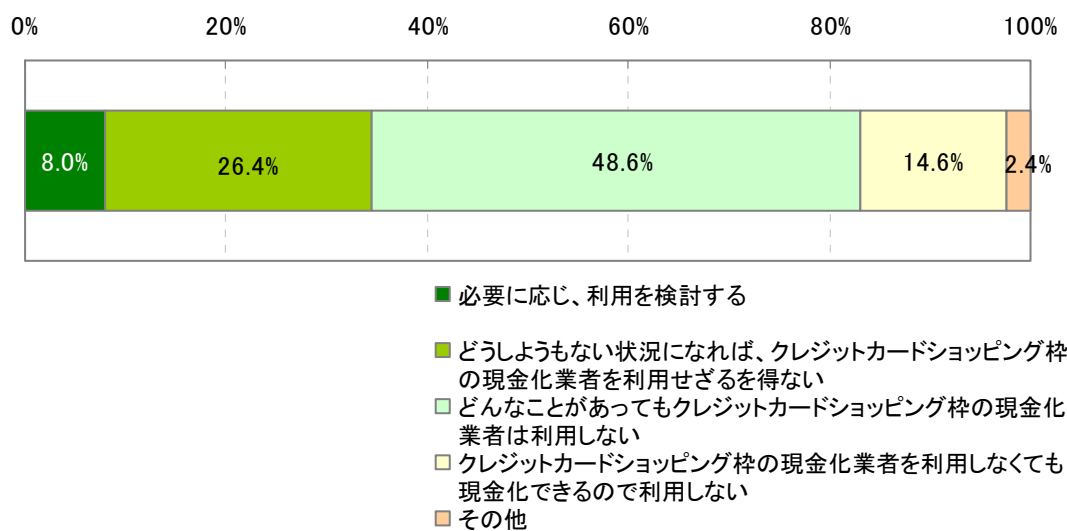


(7) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない」が 48.6%、「どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない」26.4%、「必要に応じ、借入れを検討する」8.0%となった。

【図 105 個人事業主のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向】

<個人事業主 n=500>



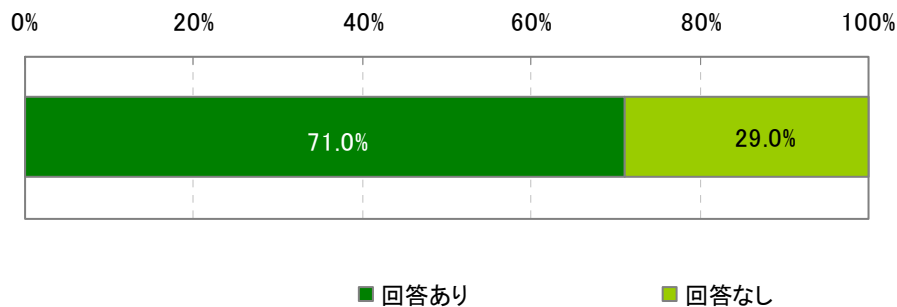
8. 改正貸金業法に対する意見の傾向と具体例に関する調査結果

(1) 改正貸金業法に対する意見の傾向

改正貸金業法の完全施行に対する自由意見を調査したところ、良いとする意見は 20.0%、中立的な意見は 3.0%、問題があるとする意見は 77.0%となった。

【図 106 個人事業主の貸金業法改正に対する意見の回答状況】

<個人事業主 n=500>

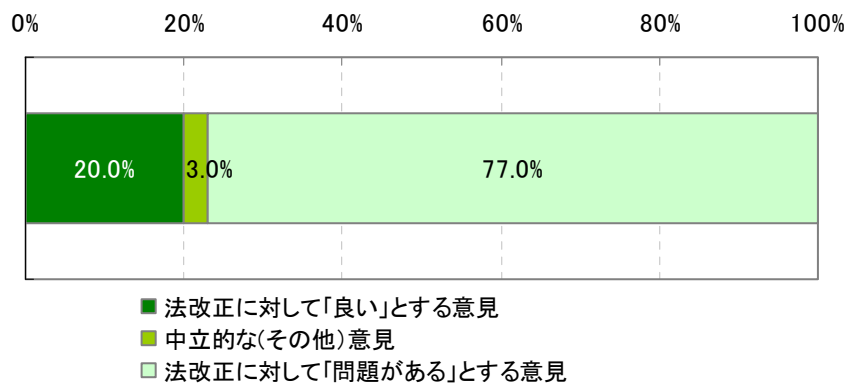


意見の分類	定義
法改正に対して良いとする意見	「良いと思う」「仕方が無い」「もっと早くして欲しかった」等、貸金業法改正に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な(その他)意見	「どちらともいえない」等、貸金業法改正について、直接的に関係しない意見
法改正に対して問題があるとする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」「もっと周知して欲しい」等、貸金業法改正に対して、問題があるとする意見

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した)

【図 107 個人事業主の貸金業法改正に対する意見の分類】

<個人事業主のうち、貸金業法改正に対する意見として回答のあった n=355>

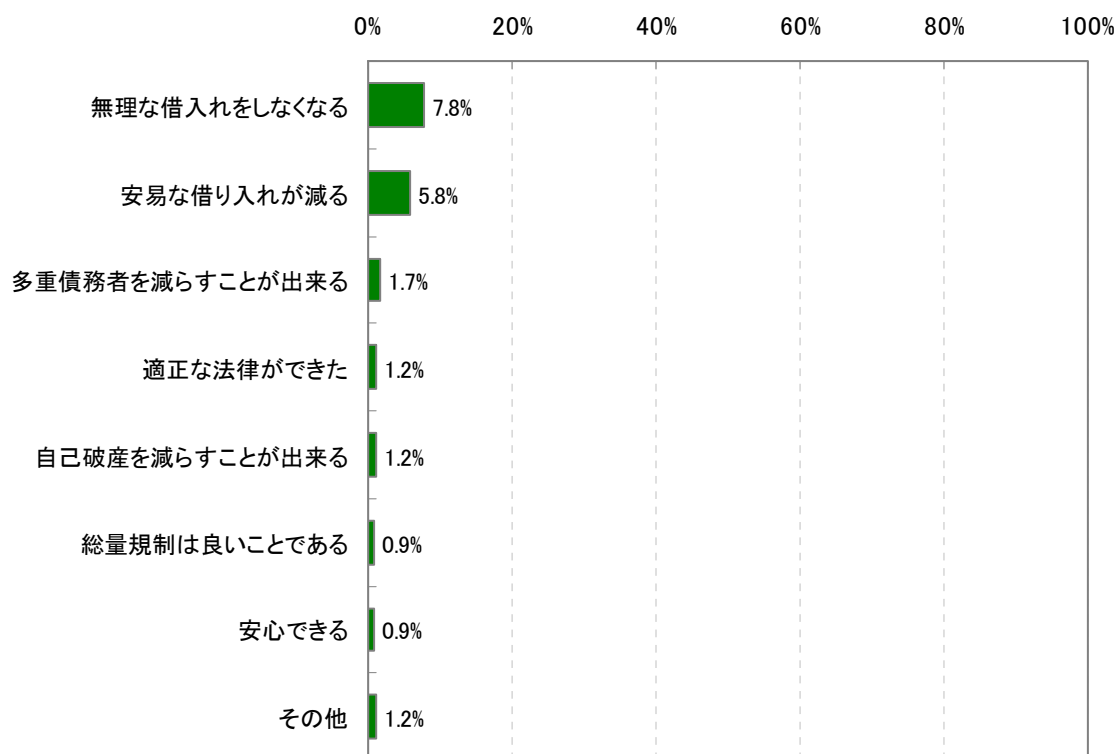


(2) 法改正に対して良いとする意見の内訳

法改正に対して良いとする意見の内訳では、「無理な借入をしなくなる」が 7.8%、「安易な借入れが減る」が 5.8%となった。

【図 108 個人事業主の法改正に対して良いとする意見の内訳】

＜法改正に対して良いとする意見・問題があるとする意見があった個人事業主 n=346＞



(3) 法改正に対して問題があるとする意見の内訳

法改正に対して問題があるとする意見では、「事業や生活が行き詰まる(16.4%)」、「一律の規制はおかしい(15.9%)」、「行政は事業主のことをわかっていない(9.2%)」、「このままではヤミ金融に走らざるを得ない(8.4%)」といった意見が上位を占めた。

【図 109 個人事業主の法改正に対して問題があるとする意見の内訳】

<法改正に対して良いとする意見・問題があるとする意見があった個人事業主 n=346>

